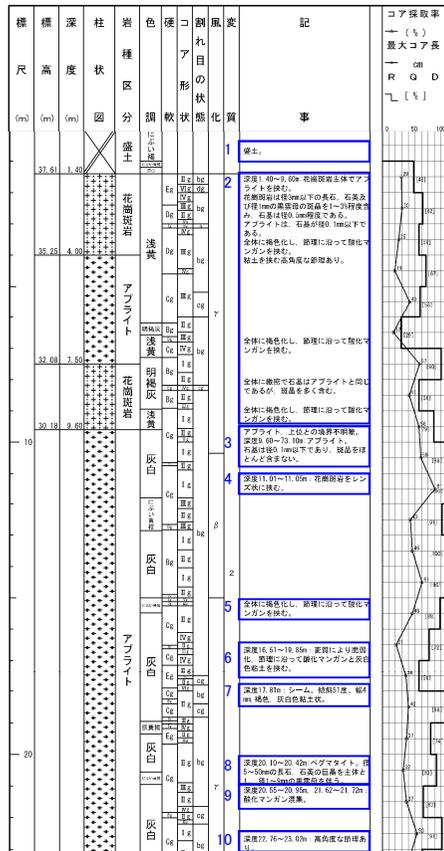


H19-No.13

余白

H19-No.13

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~1.40m ・盛土である。
2	1.40~9.60m ・花崗斑岩主体でアブライトを挟む。 ・割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。
3	9.60~73.10m ・アブライトである。
4	11.01~11.06m ・花崗斑岩をレンズ状に挟む。
6	16.51~19.85m ・変質している。 ・割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。
8	20.10~20.42m ・ベグマタイトである。
9	20.55~20.95m, 21.62~21.72m ・酸化マンガンが濃集する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~1.40m ・盛土である。
2	1.40~9.60m ・花崗斑岩主体でアブライトを挟む。 ・割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。
3	9.60~73.10m ・アブライトである。
4	11.01~11.06m ・花崗斑岩をレンズ状に挟む。
6	16.51~19.85m ・変質している。 ・割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。
8	20.10~20.42m ・ベグマタイトである。
9	20.55~20.95m, 21.62~21.72m ・酸化マンガンが濃集する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~1.40m ・盛土である。
2	1.40~9.60m ・花崗斑岩主体でアブライトを挟む。 ・割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。
3	9.60~73.10m ・アブライトである。
4	11.01~11.06m ・花崗斑岩をレンズ状に挟む。
6	16.51~19.85m ・変質している。 ・割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。
8	20.10~20.42m ・ベグマタイトである。
9	20.55~20.95m, 21.62~21.72m ・酸化マンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・色調、割れ目沿いの酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
6	・脆弱化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-83頁)。	—	—
8	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書
(平成19年)

Table with columns: 標尺, 柱状, 岩種, 色調, 硬軟, コア, 割れ目, 風化, 記号, コア採取率. Includes a cross-section diagram showing geological layers and sampling points.

設置許可申請書
(平成27年11月)

Table with column: 記事

審査資料
(平成29年12月22日)

Table with column: 記事

審査資料案

Table with column: 記事. Contains 4 numbered items (11-14) with detailed geological observations and sampling results.

審査資料
(平成30年11月30日)

Table with column: 記事. Contains 4 numbered items (11-14) with updated geological observations.

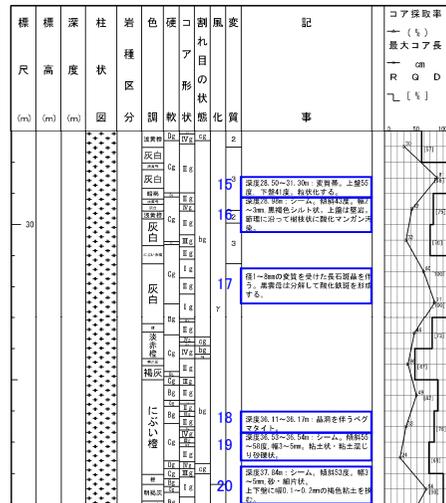
審査資料
(令和2年2月7日)

Table with column: 記事. Contains 4 numbered items (11-14) with final geological observations.

Comparison table between Report Case, Review Case, and Review Materials (H30.11.30, R2.2.7). It details changes made to entries 11, 12, a, 13, and 14.

H19-No.13

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
15 28.50~31.30m ・変質し、粒状化する。
18 36.11~36.17m ・ベグマタイトを挟む。
19 36.53~36.54m ・幅3~5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
15 28.50~31.30m ・変質し、粒状化する。
18 36.11~36.17m ・ベグマタイトを挟む。
19 36.53~36.54m ・幅3~5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

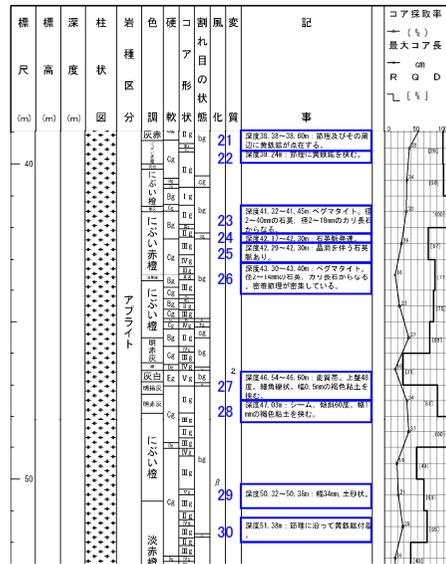
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
15 28.50~31.30m ・変質し、粒状化する。
18 36.11~36.17m ・ベグマタイトを挟む。
19 36.53~36.54m ・幅3~5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-84頁)。	—	—
17	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・晶洞については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-85頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-86頁)。	—	—

H19-No.13

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
23 41.32~41.45m ・ベグマタイトを挟む。
24 42.17~42.30m, 42.29~42.30m ・石英脈が発達する。
25 43.30~43.40m ・ベグマタイトである。
26
28 47.03m ・幅1mmの褐色粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
23 41.32~41.45m ・ベグマタイトを挟む。
24 42.17~42.30m, 42.29~42.30m ・石英脈が発達する。
25 43.30~43.40m ・ベグマタイトである。
26
28 47.03m ・幅1mmの褐色粘土を挟む。

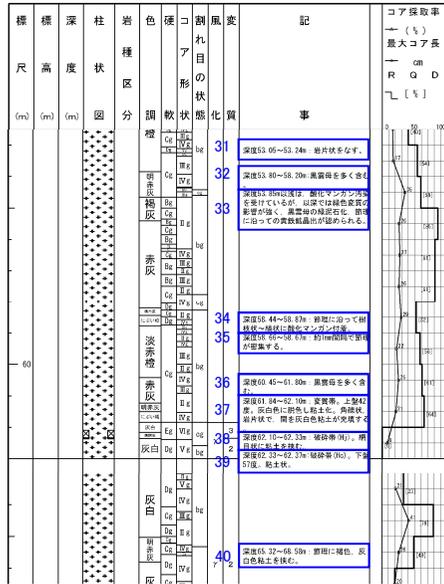
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
23 41.32~41.45m ・ベグマタイトを挟む。
24 42.17~42.30m, 42.29~42.30m ・石英脈が発達する。
25 43.30~43.40m ・ベグマタイトである。
26
28 47.03m ・幅1mmの褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
22	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
24,25	・石英脈が発達する区間について一括記載。 ・晶洞については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
27	・細角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断したため削除。	—	—
28	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-87頁)。 ・シームの傾斜については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
29	・土砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
30	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.13

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

31 53.05~53.24m
・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33 53.85m以深
・変質し、緑色を呈する。

34 58.44~58.87m
・割れ目に沿って樹枝状~繻状に酸化マンガンが付着する。
35 58.66~58.67m
・約1mm間隔で割れ目が密集する。

37 61.84~62.10m
・変質している。
・角礫状~岩片状を呈し、灰白色粘土が充填する。
38 ●62.10~62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

39 62.10~62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

31 53.05~53.24m
・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33 53.85m以深
・変質し、緑色を呈する。

34 58.44~58.87m
・割れ目に沿って樹枝状~繻状に酸化マンガンが付着する。
35 58.66~58.67m
・約1mm間隔で割れ目が密集する。

37 61.84~62.10m
・変質している。
・角礫状~岩片状を呈し、灰白色粘土が充填する。
38 ●62.10~62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

39 62.10~62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

31 53.05~53.24m
・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33 53.85m以深
・変質し、緑色を呈する。

34 58.44~58.87m
・割れ目に沿って樹枝状~繻状に酸化マンガンが付着する。
35 58.66~58.67m
・約1mm間隔で割れ目が密集する。

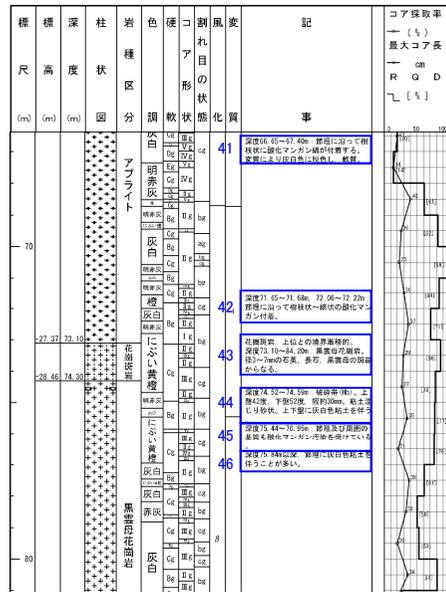
37 61.84~62.10m
・変質している。
・角礫状~岩片状を呈し、灰白色粘土が充填する。
38 ●62.10~62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

39 62.10~62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・酸化マンガン汚染、緑色変質については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・変質している区間の境界傾斜や脱色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38,39	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“網目状に粘土を挟む”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
40	・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

H19-No.13

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

41 66.65~67.40m
・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。

42 71.65~71.68m, 72.06~72.22m
・割れ目に沿って樹枝状~線状の酸化マンガンが付着する。

b 73.10~74.30m
・花崗斑岩である。

43 74.30~84.20m
・黒雲母花崗岩である。
●74.52~74.59m(F-13-3破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN10° E73° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は52°である。

44 75.44~76.95m
・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

41 66.65~67.40m
・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。

42 71.65~71.68m, 72.06~72.22m
・割れ目に沿って樹枝状~線状の酸化マンガンが付着する。

b 73.10~74.30m
・花崗斑岩である。

43 74.30~84.20m
・黒雲母花崗岩である。
●74.52~74.59m(F-13-3破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN10° E73° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は52°である。

44 75.44~76.95m
・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

41 66.65~67.40m
・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。

42 71.65~71.68m, 72.06~72.22m
・割れ目に沿って樹枝状~線状の酸化マンガンが付着する。

b 73.10~74.30m
・花崗斑岩である。

43 74.30~84.20m
・黒雲母花崗岩である。
●74.52~74.59m(F-13-3破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN10° E73° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は52°である。

44 75.44~76.95m
・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・脱色については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
43	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
44	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“上下盤に灰白色粘土を伴う”との記載については、連続性や直線性に乏しいことから固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・一部で粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—

H19-No.13

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
47. 81.35~81.41m ・幅20mmの土砂状を呈し、幅0.1mmの灰白色粘土を伴う。
48. ●81.92~82.37m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E78° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
50. 84.20~99.75m ・アブライトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
47. 81.35~81.41m ・幅20mmの土砂状を呈し、幅0.1mmの灰白色粘土を伴う。
48. ●81.92~82.37m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E78° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
50. 84.20~99.75m ・アブライトである。

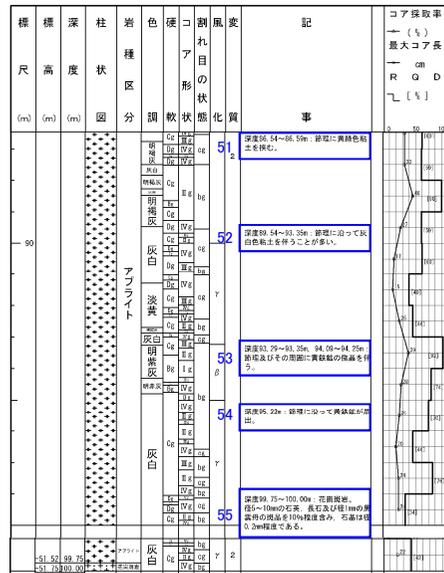
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
47. 81.35~81.41m ・幅20mmの土砂状を呈し、幅0.1mmの灰白色粘土を伴う。
48. ●81.92~82.37m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E78° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
50. 84.20~99.75m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
47	変更なし	変更なし	変更なし
48.c	<ul style="list-style-type: none"> ・再観察による破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-30頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。 	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.13

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

51 86.54~86.59m
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75~100.00m
・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

51 86.54~86.59m
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75~100.00m
・花崗斑岩である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

51 86.54~86.59m
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75~100.00m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・一部で粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
53	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
54	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
55	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-③-1

余白

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	状	事	(%)
38.19	0.70		埋土						0.00~0.70m 埋土、シルト混じり細砂で構成される。	最大コア長 — cm R Q D L (%)
37.52	1.37		コンクリート						0.70~1.37m コンクリート。	
				にがい黄緑					37~50.00m アプライト主体、厚さ10cm程度の石基、長石、砂3mm程度を伴った硬軟の岩盤で構成される。ハンマーで敲击すると、軽微な割れ目が見られる。割れ目によって褐色化し、灰色粘土を伴うことが多い。	
				明緑灰					50~53m シーム、傾斜75°、幅0.20m程度の褐色部からなる。周辺は明緑色の硬軟を伴うことが多い。	
				アプライト					53~8.18~8.22m (破砕帯) 上部75°で割れ目、幅0.20m程度の褐色部からなる。褐色部は明緑色の硬軟を伴うことが多い。割れ目によって褐色化し、灰色粘土を伴うことが多い。	
				明緑灰					8.18~11.52m (破砕帯) 上部75°で割れ目、幅0.20m程度の褐色部からなる。褐色部は明緑色の硬軟を伴うことが多い。	
				明緑灰					11.52~15.60m コアは硬軟で、ハンマーで敲击すると割れ目が見られる。	

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
0.00~0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
1 0.70~1.37m ・コンクリートである。
2 1.37~50.00m ・アプライト主体である。
3 1.37~1.92m ・風化部である。
4 5.33m ・幅0.20m程度の灰白色粘土からなる。
7
●8.18~8.22m (f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79° W73° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は62°である。
8

審査資料
(平成30年11月30日)

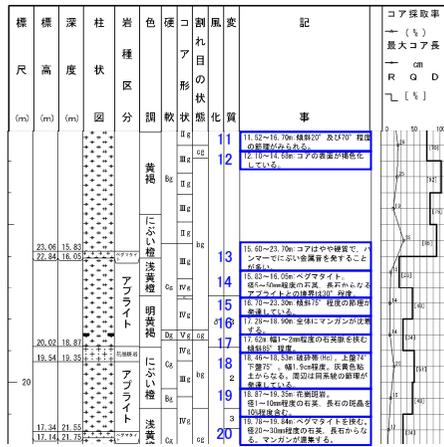
記事
0.00~0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
1 0.70~1.37m ・コンクリートである。
2 1.37~50.00m ・アプライト主体である。
3 1.37~1.92m ・風化部である。
4 5.33m ・幅0.20m程度の灰白色粘土からなる。
7
●8.18~8.22m (f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79° W73° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は62°である。
8

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
0.00~0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
1 0.70~1.37m ・コンクリートである。
2 1.37~50.00m ・アプライト主体である。
3 1.37~1.92m ・風化部である。
4 5.33m ・幅0.20m程度の灰白色粘土からなる。
7
●8.18~8.22m (f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79° W73° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は62°である。
8

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・風化を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
5	・割れ目傾斜や割れ目沿いの褐色化の記載については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
7	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-204頁)。 ・シームの傾斜、シーム周囲の割れ目の発達の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“膨縮している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
12. 10~14. 68m ・コアの表面が褐色化している。
14. 15. 83~16. 05m ・ペグマタイトである。
17. 62m ・幅1~2mmの石英脈を挟む。
18. 46~18. 53m (F-3)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。 ・走向・傾斜はN59° E61° Nである。 ・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は75°である。
19. 18. 87~19. 35m ・花崗斑岩である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
12. 10~14. 68m ・コアの表面が褐色化している。
14. 15. 83~16. 05m ・ペグマタイトである。
17. 62m ・幅1~2mmの石英脈を挟む。
18. 46~18. 53m (F-3)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。 ・走向・傾斜はN59° E61° Nである。 ・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は75°である。
19. 18. 87~19. 35m ・花崗斑岩である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
12. 10~14. 68m ・コアの表面が褐色化している。
14. 15. 83~16. 05m ・ペグマタイトである。
17. 62m ・幅1~2mmの石英脈を挟む。
18. 46~18. 53m (F-3)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。 ・走向・傾斜はN59° E61° Nである。 ・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は75°である。
19. 18. 87~19. 35m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
14	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
16	・マンガンの沈着については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕帯を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"周辺は同系統の節理が発達している"との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・ペグマタイトの区間幅が小さく、柱状図で表示していないことから削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	(m)	区分	調	軟	目	状	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										L (%)
16.30	22.51		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	20.50~20.55 幅5mm程度の暗灰色鉱物脈を呈する褐色の産状。傾斜は、垂直。	21	20.50
16.14	22.75		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	21.55~23.11m ペグマタイトを呈する。一部、径50mm程度の長石を呈する。一部、長石が淡緑灰色に変質している。	22	21.55~23.11
15.93	23.00		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	23.00~25.56m 傾斜30°及び75°程度の産状がみられる。産状に沿って褐色の、径50mm程度の長石が分布している。	23	23.00~25.56
15.78	23.11		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	25.09~25.15m 変質している。主砂状を呈する。	24	25.09~25.15
12.54	26.35		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	26.22~26.35m 幅20mmの石英脈を挟む。	25	26.22~26.35
12.04	26.85		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	26.35~26.65m 花崗斑岩である。アブライトとの境界は漸移的である。	26	26.35~26.65
9.89	29.00		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	29.00~29.65m ペグマタイトである。	27	29.00~29.65
8.53	30.38		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	29.65~30.38m 花崗斑岩。傾斜30°程度の産状を呈する。傾斜に沿って褐色化し、一部マンガンの灰白色粘土を呈する。	28	29.65~30.38
8.23	30.56		アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	30.00~30.05m ペグマタイト。	29	30.00~30.05
			アブライト	淡赤橙	硬	割れ目	風化	30.18~30.30m 花崗斑岩。傾斜30°程度の産状を呈する。傾斜に沿って褐色化し、一部マンガンの灰白色粘土を呈する。	30	30.18~30.30

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55~21.75m、22.51~22.75m、 23.00~23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09~25.15m ・変質している。 ・主砂状を呈する。
26	26.22~26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35~26.65m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
29	29.00~29.65m ・ペグマタイトである。
30	29.65~30.38m ・花崗斑岩である。

審査資料
(平成30年11月30日)

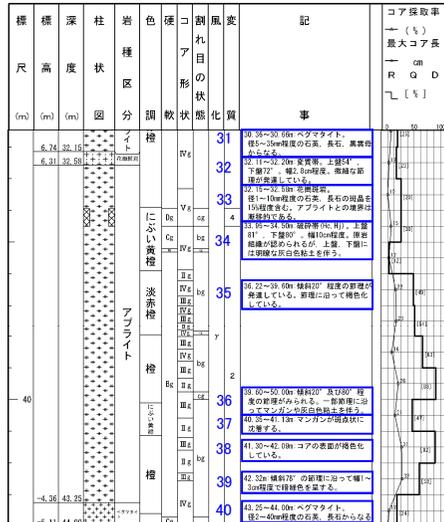
記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55~21.75m、22.51~22.75m、 23.00~23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09~25.15m ・変質している。 ・主砂状を呈する。
26	26.22~26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35~26.65m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
29	29.00~29.65m ・ペグマタイトである。
30	29.65~30.38m ・花崗斑岩である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55~21.75m、22.51~22.75m、 23.00~23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09~25.15m ・変質している。 ・主砂状を呈する。
26	26.22~26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35~26.65m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
29	29.00~29.65m ・ペグマタイトである。
30	29.65~30.38m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・鉱物脈の傾斜載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を個別に記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・長石の変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
24	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
25	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・石英脈の傾斜、産状については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
28	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンの分布については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、破碎部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
29	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
31 30.36~30.66m ・ベグマタイトである。
32 32.11~32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33 32.15~32.58m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
34 33.95~34.50m(D-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は80°である。
38 41.30~42.09m ・褐色化している。
40 43.25~44.00m ・ベグマタイトである。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
31 30.36~30.66m ・ベグマタイトである。
32 32.11~32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33 32.15~32.58m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
34 33.95~34.50m(D-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は80°である。
38 41.30~42.09m ・褐色化している。
40 43.25~44.00m ・ベグマタイトである。

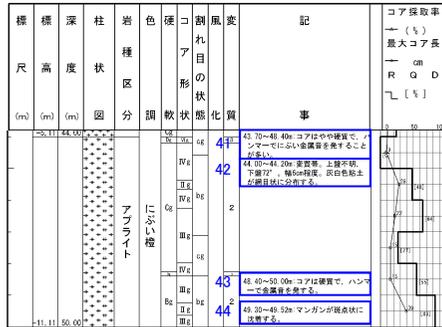
審査資料
(令和2年2月7日)

記事
31 30.36~30.66m ・ベグマタイトである。
32 32.11~32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33 32.15~32.58m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
34 33.95~34.50m(D-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は80°である。
38 41.30~42.09m ・褐色化している。
40 43.25~44.00m ・ベグマタイトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
32	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
34	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
36	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンの分布については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟むが、変質している区間を除き、周囲の岩盤が劣化が認められないことから削除。	—	—
37	・マンガンの沈着については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし

H20-③-1

委託報告書 (平成20年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
42 44.00~44.20m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
42 44.00~44.20m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
42 44.00~44.20m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
42	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
44	・マンガンの沈着の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—

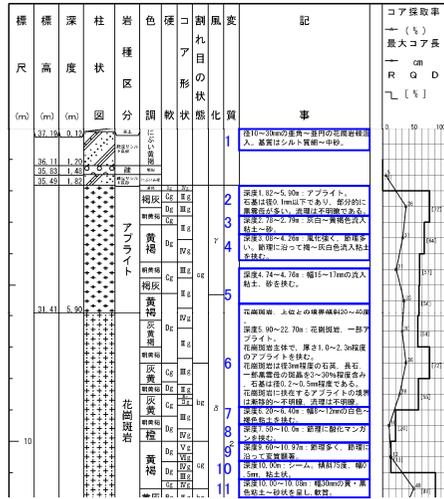
余白

H19-No.3

余白

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
a	0.00~0.12m ・表土である。
b	0.12~1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20~1.48m ・礫である。
d	1.48~1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82~5.90m ・アプライトである。
4	3.08~4.26m ・風化部である。
5	4.74~4.76m ・幅15~17mmの流入粘土 砂を挟む。
6	5.90~22.70m ・花崗斑岩である。 ・部分的にアプライトを挟む。
7	6.20~6.40m ・幅8~12mmの白色~褐色粘土を挟む。
8	7.50~10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
a	0.00~0.12m ・表土である。
b	0.12~1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20~1.48m ・礫である。
d	1.48~1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82~5.90m ・アプライトである。
4	3.08~4.26m ・風化部である。
5	4.74~4.76m ・幅15~17mmの流入粘土 砂を挟む。
6	5.90~22.70m ・花崗斑岩である。 ・部分的にアプライトを挟む。
7	6.20~6.40m ・幅8~12mmの白色~褐色粘土を挟む。
8	7.50~10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

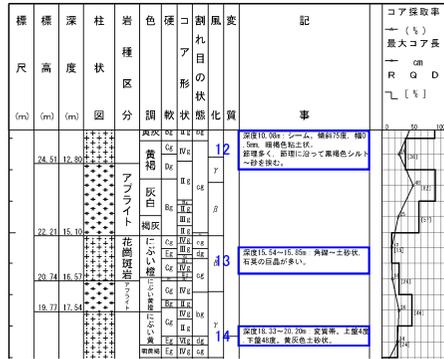
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
a	0.00~0.12m ・表土である。
b	0.12~1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20~1.48m ・礫である。
d	1.48~1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82~5.90m ・アプライトである。
4	3.08~4.26m ・風化部である。
5	4.74~4.76m ・幅15~17mmの流入粘土 砂を挟む。
6	5.90~22.70m ・花崗斑岩である。 ・部分的にアプライトを挟む。
7	6.20~6.40m ・幅8~12mmの白色~褐色粘土を挟む。
8	7.50~10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて表土と記載。	変更なし	変更なし
1.b	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、礫種、基質については削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて礫と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・流入粘土～砂については、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
4	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・流入粘土～砂については、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・岩種境界の見かけ傾斜や境界の明瞭さ、流理については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・アプライトの幅については、柱状図で深度区間を示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・変質を伴う割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-17頁)。	—	—
11	・粘土～砂を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

13 15.54~15.85m
・角礫～土砂状で、石英の巨晶が多い。

14 18.33~20.20m
・変質している。
・黄灰色土砂状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

13 15.54~15.85m
・角礫～土砂状で、石英の巨晶が多い。

14 18.33~20.20m
・変質している。
・黄灰色土砂状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

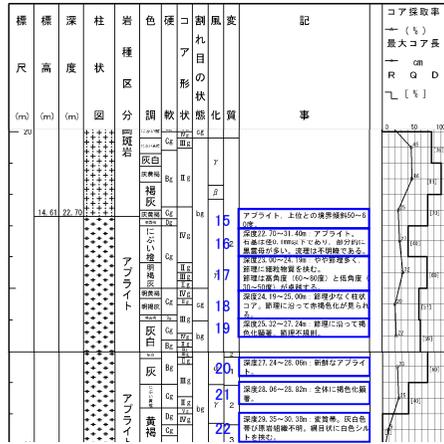
記事

13 15.54~15.85m
・角礫～土砂状で、石英の巨晶が多い。

14 18.33~20.20m
・変質している。
・黄灰色土砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-18頁)。	—	—
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
16	22.70~31.40m ・アブライトである。
18	24.19~25.00m ・割れ目が少なく柱状を呈する。
e	●28.77~28.82m(F-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN32°E80°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
22	29.35~30.38m ・変質している。 ・網目状に白色シルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

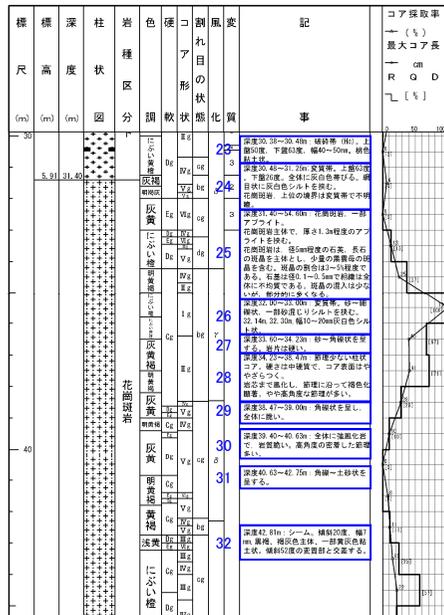
記事	
16	22.70~31.40m ・アブライトである。
18	24.19~25.00m ・割れ目が少なく柱状を呈する。
e	●28.77~28.82m(F-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN32°E80°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
22	29.35~30.38m ・変質している。 ・網目状に白色シルトを挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
16	22.70~31.40m ・アブライトである。
18	24.19~25.00m ・割れ目が少なく柱状を呈する。
e	●28.77~28.82m(F-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN32°E80°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
22	29.35~30.38m ・変質している。 ・網目状に白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15,16	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜や流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目に細粒物質を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
18	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目沿いの変色や割れ目沿いの傾斜(不規則)については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・風化については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
21	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
e	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-26頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
22	・原岩組織の残留の程度については、劣化に関する補足的なものであることから削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
23	●30.38～30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48～31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し、網目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40～34.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアフライトを挟む。
26	32.00～33.00m ・変質している。 ・砂～細礫状、一部砂混じりシルトを挟む。
27	33.60～42.75m ・割れ目が多く、砂～角礫状を呈するものが多い。
31	
32	●42.75～42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟み存在する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
23	●30.38～30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48～31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し、網目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40～34.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアフライトを挟む。
26	32.00～33.00m ・変質している。 ・砂～細礫状、一部砂混じりシルトを挟む。
27	33.60～42.75m ・割れ目が多く、砂～角礫状を呈するものが多い。
31	
32	●42.75～42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟み存在する。

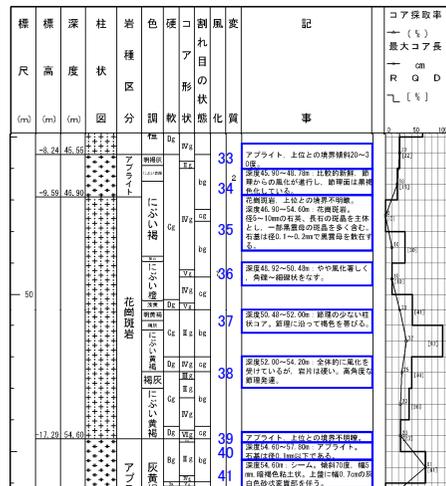
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
23	●30.38～30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48～31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し、網目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40～34.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアフライトを挟む。
26	32.00～33.00m ・変質している。 ・砂～細礫状、一部砂混じりシルトを挟む。
27	33.60～42.75m ・割れ目が多く、砂～角礫状を呈するものが多い。
31	
32	●42.75～42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟み存在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
24	<ul style="list-style-type: none"> ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
25	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> ・灰白色シルトが認められるが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。 	変更なし	変更なし
27～31	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目が発達する程度について、区間を統合して一括記載。 	変更なし	変更なし
32	<ul style="list-style-type: none"> ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-19頁)。 	変更なし	変更なし
f	<ul style="list-style-type: none"> ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-27頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟み存在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟み存在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・見かけの傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

33 45.55~46.90m
・アブライトである。

35 46.90~54.60m
・花崗斑岩である。

36.g ●50.35~50.48m(F-2-12破砕帯)
・破砕部である。
・淡黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN37° E67° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 54.60~57.80m
・アブライトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

33 45.55~46.90m
・アブライトである。

35 46.90~54.60m
・花崗斑岩である。

36.g ●50.35~50.48m(F-2-12破砕帯)
・破砕部である。
・淡黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN37° E67° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 54.60~57.80m
・アブライトである。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

33 45.55~46.90m
・アブライトである。

35 46.90~54.60m
・花崗斑岩である。

36.g ●50.35~50.48m(F-2-12破砕帯)
・破砕部である。
・淡黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN37° E67° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 54.60~57.80m
・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・風化を伴う割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36.g	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-28頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・風化程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
39.40	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-20頁)。	—	—

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	種	種	調	度	れ	化	事	(%)
			分	別	査	軟	目	質		最大コア長
			区	記	査	状	の			cm
			間	号	査	態	形			R Q D
			状	記	査	化	状			L (%)
			状	号	査	質	状			
		20.49	57.00	花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	酸化	42 43 44 45 46	コア採取率 (%) 最大コア長 cm R Q D L (%)
				花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	酸化		

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
42 55.95~56.60m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
43 57.60~57.80m ・新鮮なアブライトである。
44 57.80~65.95m ・花崗斑岩である。 ・斑晶の多い部分と少ない部分が50~100cmの間隔で互層状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
42 55.95~56.60m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
43 57.60~57.80m ・新鮮なアブライトである。
46 57.80~65.95m ・花崗斑岩である。 ・斑晶の多い部分と少ない部分が50~100cmの間隔で互層状を呈する。

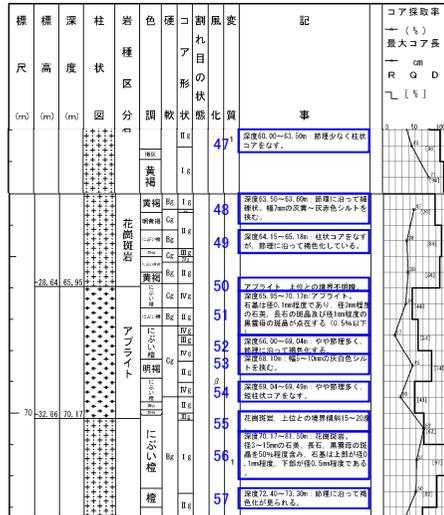
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
42 55.95~56.60m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
43 57.60~57.80m ・新鮮なアブライトである。
46 57.80~65.95m ・花崗斑岩である。 ・斑晶の多い部分と少ない部分が50~100cmの間隔で互層状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	・割れ目沿いに砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
43	・割れ目沿いに砂~シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
44,h	・新鮮な区間のうち、アブライトからなる区間を記載。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45,46	・一般的な岩相であり、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
48 63.50~63.60m ・割れ目に沿って細礫状を呈し、灰黄~灰赤色シルトを挟む。
51 65.95~70.17m ・アブライトである。
52 66.00~69.04m ・やや割れ目が多く、割れ目に沿って褐色化が見られる。
53 69.04~69.49m ・灰白色シルトを挟む。
54 69.04~69.49m ・やや割れ目が多く、短柱状を呈する。
56 70.17~200.00m ・花崗斑岩である。
57 72.40~73.30m ・割れ目に沿って褐色化が見られる。

審査資料 (平成30年11月30日)

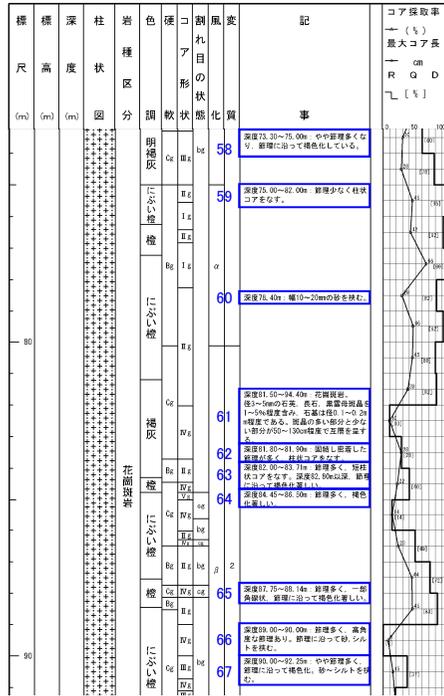
記事
48 63.50~63.60m ・割れ目に沿って細礫状を呈し、灰黄~灰赤色シルトを挟む。
51 65.95~70.17m ・アブライトである。
52 66.00~69.04m ・やや割れ目が多く、割れ目に沿って褐色化が見られる。
53 69.04~69.49m ・灰白色シルトを挟む。
54 69.04~69.49m ・やや割れ目が多く、短柱状を呈する。
56 70.17~200.00m ・花崗斑岩である。
57 72.40~73.30m ・割れ目に沿って褐色化が見られる。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
48 63.50~63.60m ・割れ目に沿って細礫状を呈し、灰黄~灰赤色シルトを挟む。
51 65.95~70.17m ・アブライトである。
52 66.00~69.04m ・やや割れ目が多く、割れ目に沿って褐色化が見られる。
53 69.04~69.49m ・灰白色シルトを挟む。
54 69.04~69.49m ・やや割れ目が多く、短柱状を呈する。
56 70.17~200.00m ・花崗斑岩である。
57 72.40~73.30m ・割れ目に沿って褐色化が見られる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
48	・シルトを挟むが、連続性に乏しいことから、幅の記載を削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
50,51	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52,53	・割れ目の発達する区間とその区間内におけるシルトを挟むを一括記載。	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55,56	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
59 75.00~82.00m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
60 78.40m ・幅10~20mmの砂を挟む。
61 81.50~94.40m ・斑晶の多い部分と少ない部分が50~130cm間隔で互層状を呈する。
62 81.80~83.71m ・割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
63 84.45~88.14m ・割れ目によって褐色化が顕著である。
64
65

審査資料 (平成30年11月30日)

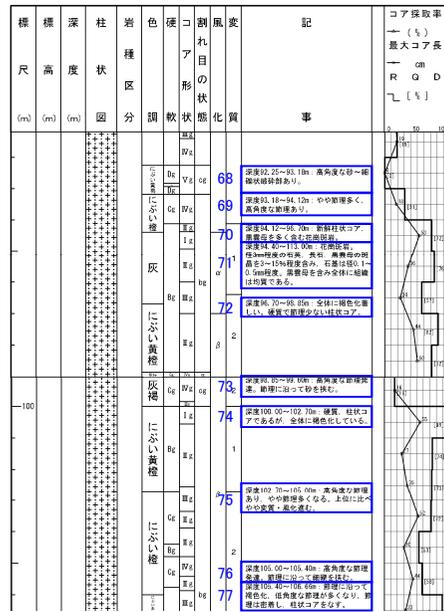
記 事
59 75.00~82.00m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
60 78.40m ・幅10~20mmの砂を挟む。
61 81.50~94.40m ・斑晶の多い部分と少ない部分が50~130cm間隔で互層状を呈する。
62 81.80~83.71m ・割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
63 84.45~88.14m ・割れ目によって褐色化が顕著である。
64
65

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
59 75.00~82.00m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
60 78.40m ・幅10~20mmの砂を挟む。
61 81.50~94.40m ・斑晶の多い部分と少ない部分が50~130cm間隔で互層状を呈する。
62 81.80~83.71m ・割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
63 84.45~88.14m ・割れ目によって褐色化が顕著である。
64
65

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	変更なし	変更なし	変更なし
61	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
62.63	・割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
64.65	・割れ目沿いの褐色化について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で砂及びシルトを挟用するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
67	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・一部で砂~シルトを挟用するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

69 93.18～94.12m
・高角度の割れ目が多い。
70 94.12～102.70m
・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈するものが多い。
74

105.40～106.66m
・割れ目に沿って褐色化し、低角度の割れ目が多く、柱状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

69 93.18～94.12m
・高角度の割れ目が多い。
70 94.12～102.70m
・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈するものが多い。
74

105.40～106.66m
・割れ目に沿って褐色化し、低角度の割れ目が多く、柱状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

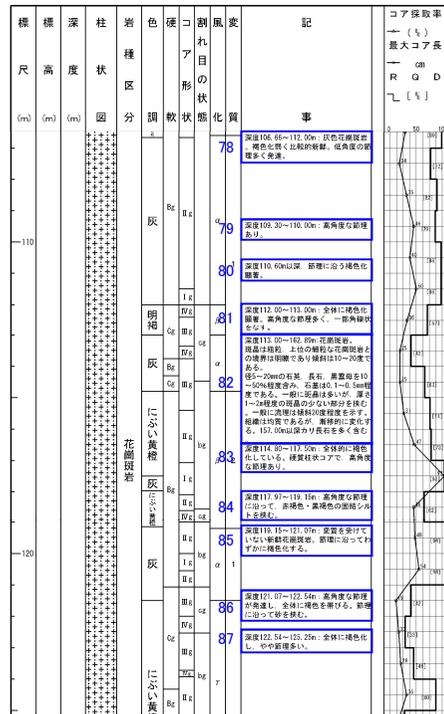
69 93.18～94.12m
・高角度の割れ目が多い。
70 94.12～102.70m
・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈するものが多い。
74

105.40～106.66m
・割れ目に沿って褐色化し、低角度の割れ目が多く、柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
68	・砂～細礫状破砕部については、系統的な割れ目の発達が見られるものの、原岩組織が残留しており、砂～細礫状化が著しい区間は、掘削時の機械割れによるものと判断し削除。	—	—
69	変更なし	変更なし	変更なし
70～74	・割れ目の発達の程度について一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目沿いの砂の挟在については、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
75	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変質・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
76	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細礫を挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
77	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
78	106.66~112.00m ・比較的新鮮であり、低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00~113.00m ・全体に褐色化が顕著であり、高角度の割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
83	114.80~117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97~119.15m ・高角度の割れ目に沿って、赤褐～黒褐色の連続したシルト状部を挟む。
85	119.15~121.07m ・新鮮である。
86	121.07~122.54m ・高角度の割れ目が発達し、全体に褐色を帯びる。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
78	106.66~112.00m ・比較的新鮮であり、低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00~113.00m ・全体に褐色化が顕著であり、高角度の割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
83	114.80~117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97~119.15m ・高角度の割れ目に沿って、赤褐～黒褐色の連続したシルト状部を挟む。
85	119.15~121.07m ・新鮮である。
86	121.07~122.54m ・高角度の割れ目が発達し、全体に褐色を帯びる。

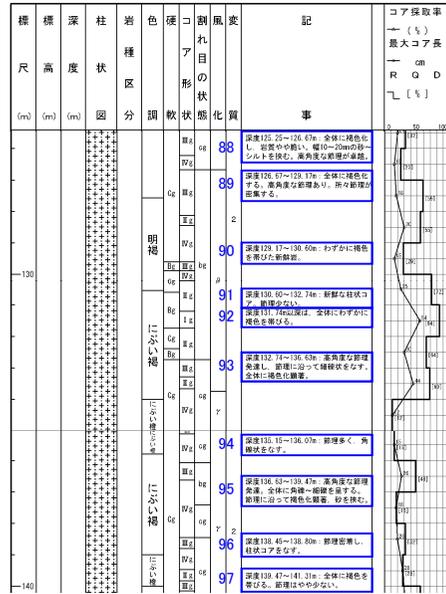
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
78	106.66~112.00m ・比較的新鮮であり、低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00~113.00m ・全体に褐色化が顕著であり、高角度の割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
83	114.80~117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97~119.15m ・高角度の割れ目に沿って、赤褐～黒褐色の連続したシルト状部を挟む。
85	119.15~121.07m ・新鮮である。
86	121.07~122.54m ・高角度の割れ目が発達し、全体に褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
78	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
79	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
80	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
81	変更なし	変更なし	変更なし
82	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—
83	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
84	変更なし	変更なし	変更なし
85	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
86	・割れ目沿いに砂を挟み込むが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
87	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
88, 89 125.25~129.17m ・全体に褐色化し、岩質やや脆い。 ・幅10~20mmの砂~シルトを挟む。 ・高角度の割れ目が卓越する。
91 130.60~132.74m ・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
94 135.15~136.07m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
96 138.45~138.80m ・割れ目が密着し、柱状を呈する。
97 139.47~141.31m ・全体に褐色を帯びる。

審査資料 (平成30年11月30日)

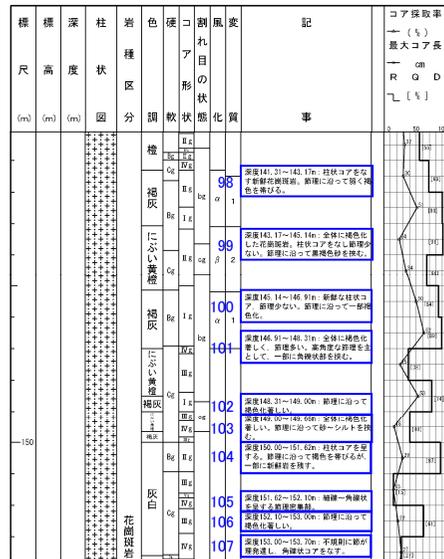
記 事
88, 89 125.25~129.17m ・全体に褐色化し、岩質やや脆い。 ・幅10~20mmの砂~シルトを挟む。 ・高角度の割れ目が卓越する。
91 130.60~132.74m ・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
94 135.15~136.07m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
96 138.45~138.80m ・割れ目が密着し、柱状を呈する。
97 139.47~141.31m ・全体に褐色を帯びる。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
88, 89 125.25~129.17m ・全体に褐色化し、岩質やや脆い。 ・幅10~20mmの砂~シルトを挟む。 ・高角度の割れ目が卓越する。
91 130.60~132.74m ・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
94 135.15~136.07m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
96 138.45~138.80m ・割れ目が密着し、柱状を呈する。
97 139.47~141.31m ・全体に褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
88,89	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
90	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
91	変更なし	変更なし	変更なし
92	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
93	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
94	変更なし	変更なし	変更なし
95	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いで細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
96	変更なし	変更なし	変更なし
97	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

98 141.31~143.17m
・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。

101 146.91~148.31m
・全体に褐色化が著しく、部分的に角礫状を呈する。

105 151.62~152.10m
・割れ目が多く、細礫~角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

98 141.31~143.17m
・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。

101 146.91~148.31m
・全体に褐色化が著しく、部分的に角礫状を呈する。

105 151.62~152.10m
・割れ目が多く、細礫~角礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

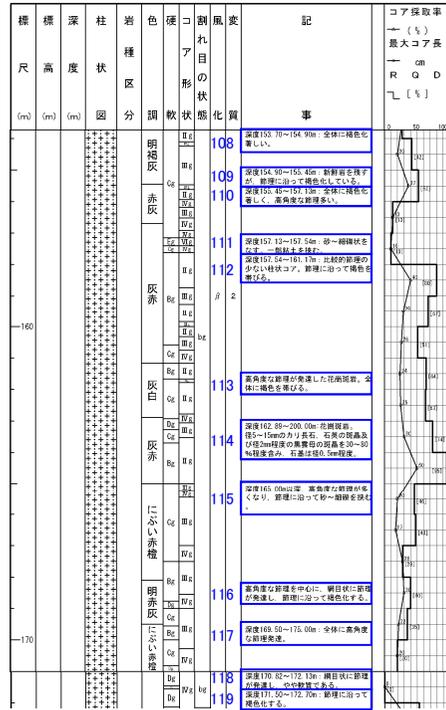
98 141.31~143.17m
・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。

101 146.91~148.31m
・全体に褐色化が著しく、部分的に角礫状を呈する。

105 151.62~152.10m
・割れ目が多く、細礫~角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
98	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
99,100	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
101	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
102	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
103	・変色については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂~シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
104	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
105	変更なし	変更なし	変更なし
106	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
107	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
117 169.50~175.00m ・全体に高角度の割れ目が発達する。
118 170.82~172.13m ・網目状に割れ目が発達し、やや軟質である。

審査資料 (平成30年11月30日)

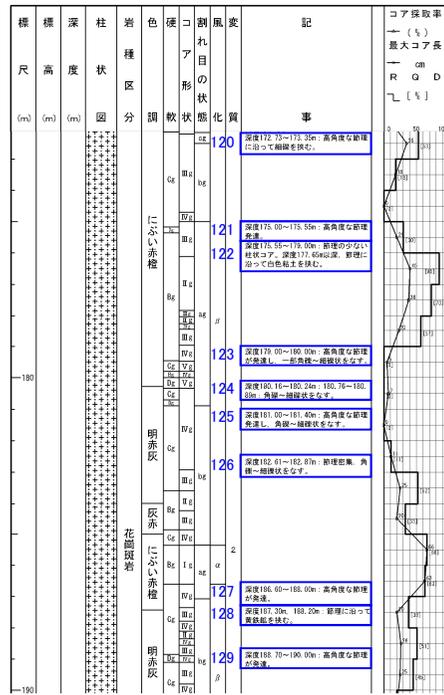
記 事
117 169.50~175.00m ・全体に高角度の割れ目が発達する。
118 170.82~172.13m ・網目状に割れ目が発達し、やや軟質である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
117 169.50~175.00m ・全体に高角度の割れ目が発達する。
118 170.82~172.13m ・網目状に割れ目が発達し、やや軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
109	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
110	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
111	・砂～細礫状を呈し、一部で粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
112	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
113	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
114	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
115	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂～細礫を一部挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
116	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
117	変更なし	変更なし	変更なし
118	変更なし	変更なし	変更なし
119	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

120 172.73~173.35m
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

122 175.55~179.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。
・所々、割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61~182.87m
・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

120 172.73~173.35m
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

122 175.55~179.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。
・所々、割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61~182.87m
・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

120 172.73~173.35m
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

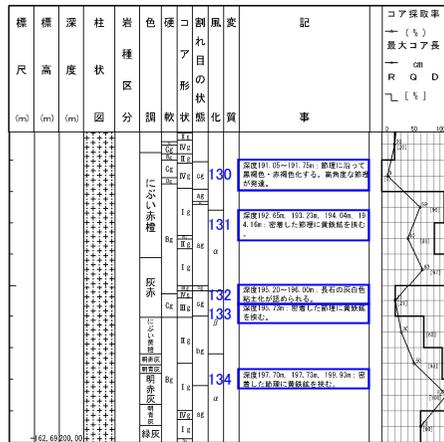
122 175.55~179.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。
・所々、割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61~182.87m
・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
120	変更なし	変更なし	変更なし
121	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
122	変更なし	変更なし	変更なし
123	・一部で角礫～細礫状を呈するが、周囲の岩盤が劣化が認められないことから削除。	—	—
124,125	・一部で角礫～細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
126	変更なし	変更なし	変更なし
127	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
128	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
129	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
132 195.20~196.00m ・長石の灰白色粘土化が認められる。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
132 195.20~196.00m ・長石の灰白色粘土化が認められる。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
132 195.20~196.00m ・長石の灰白色粘土化が認められる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130	・割れ目の発達の数値については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
131	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
132	変更なし	変更なし	変更なし
133	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
134	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

余白

H27-Br-1

余白

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)

標尺	0.16	岩種	頁岩	硬軟	軟	割れ目	なし	波状	なし	記	記事	コア採取率	— (%)	最大コア径	— cm	コア形状	— R Q D	割れ目率	— (%)
高さ	0.16	状態	層状																
幅	0.16	調分	中粒																
位置		調分	細粒																
状態		調分	粗粒																
状態		調分	粗粒																
状態		調分	粗粒																
状態		調分	粗粒																
状態		調分	粗粒																
状態		調分	粗粒																
状態		調分	粗粒																

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00～0.16m ・礫混じり有機質シルトである。
3	0.16～106.11m ・アフライトである。
4	0.16～2.80m ・割れ目に木根が多く混入している。
8	3.58～4.81m ・変質により、石英粒(径2～8mm)を残して粘土化している。 ・割れ目が不明瞭である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00～0.16m ・礫混じり有機質シルトである。
3	0.16～106.11m ・アフライトである。
4	0.16～2.80m ・割れ目に木根が多く混入している。
8	3.58～4.81m ・変質により、石英粒(径2～8mm)を残して粘土化している。 ・割れ目が不明瞭である。

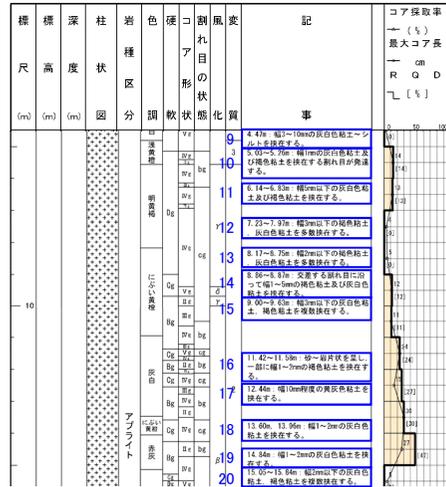
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00～0.16m ・礫混じり有機質シルトである。
3	0.16～106.11m ・アフライトである。
4	0.16～2.80m ・割れ目に木根が多く混入している。
8	3.58～4.81m ・変質により、石英粒(径2～8mm)を残して粘土化している。 ・割れ目が不明瞭である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて礫混じり有機質シルトと記載。 ・硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2	・礫については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	—	—
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・礫混じり砂状シルト状を呈するが、表層の細粒分が割れ目を充填したものと判断し削除。	—	—
6	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
7	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
8	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

9
15

4.47~9.63m
・割れ目に灰白~褐色粘土を挟む。

11.42~11.58m
・割れ目が多く、砂~岩片状を呈する。
・幅1~2mmの一部に褐色粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

9
15

4.47~9.63m
・割れ目に灰白~褐色粘土を挟む。

11.42~11.58m
・割れ目が多く、砂~岩片状を呈する。
・幅1~2mmの一部に褐色粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

9
15

4.47~9.63m
・割れ目に灰白~褐色粘土を挟む。

11.42~11.58m
・割れ目が多く、砂~岩片状を呈する。
・幅1~2mmの一部に褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9~15	・挟在する粘土はいずれも幅が狭いため、挟在する粘土の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の発達度を記載。	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
18~20	・粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	化	目	速	事	(%)
			分	別	別	別	の	率		最大コア長
			調	調	調	調	形			cm
			別	別	別	別	状			R Q D
			別	別	別	別	状			L (%)
									21	15.51~15.74m 高角度の割れ目が密に発達する。
									22	15.53~15.69m 砂状~礫状を呈する。
									23	19.46~19.72m 幅50mm以下の灰白色粘土。褐色粘土を多数挟在する。
									24	18.79m 幅2~15mmの淡黄褐色粘土を挟在する。
									25	18.30~18.56m 幅20mm以下の灰白色粘土を多数挟在する。
									26	19.69~20.30m 網目状に割れ目が発達し、礫状を呈する。割れ目に沿って幅1mm程度の褐色粘土を挟在する。
									27	20.44~21.81m 幅0.5~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
									28	21.93~22.34m 高~低角度の割れ目が斜交し、角礫状を呈する。
									29	21.51m 幅0.5~2mmの灰白色粘土を挟在する。
									30	21.51m 幅0.5~2mmの灰白色粘土を挟在する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	15.51~15.74m ・高角度の割れ目が密に発達する。
22	15.53~15.69m ・割れ目が多く、砂状~礫状を呈する。
23	19.69~20.30m ・網目状に割れ目が発達し、礫状を呈する。 ・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
26	20.44~21.81m ・幅0.5~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
27	21.93~22.34m ・高~低角度の割れ目が斜交し、角礫状を呈する。
28	
29	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	15.51~15.74m ・高角度の割れ目が密に発達する。
22	15.53~15.69m ・割れ目が多く、砂状~礫状を呈する。
23	19.69~20.30m ・網目状に割れ目が発達し、礫状を呈する。 ・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
26	20.44~21.81m ・幅0.5~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
27	21.93~22.34m ・高~低角度の割れ目が斜交し、角礫状を呈する。
28	
29	

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	15.51~15.74m ・高角度の割れ目が密に発達する。
22	15.53~15.69m ・割れ目が多く、砂状~礫状を呈する。
23	19.69~20.30m ・網目状に割れ目が発達し、礫状を呈する。 ・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
26	20.44~21.81m ・幅0.5~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
27	21.93~22.34m ・高~低角度の割れ目が斜交し、角礫状を呈する。
28	
29	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし
23~25	・粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
26	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
27,28	・挟在する粘土はいずれも幅が狭いため、挟在する粘土の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	化	事	(%)
										最大コア径
										— cm
										R Q D
										L [%]
									23.07~24.22m 角礫状を呈し、割れ目に沿ってフィルム状(幅0.5mm)の褐色粘土を挟む。	0
									23.28~27.40m 幅0.5~2mmの灰白色粘土を多数挟む。	10
									27.56m 幅1mmの褐色粘土を挟む。	10
									27.72~28.76m 高角度の割れ目が顕著に発達する。	10
									27.72~28.76m フィルム状の褐色粘土を多数挟む。	10
									28.97~29.74m 不規則な割れ目が発達する。	10
									30.57~31.25m 高角度の割れ目が発達する。	10
									31.36~31.80m 傾斜30~50°の平行な割れ目が発達する。	10
									31.68~31.80m フィルム状の褐色粘土を多数挟む。	10

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
31 23.07~24.22m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに、幅0~2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34 27.72~28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36 28.97~29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37 30.57~31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38 31.36~31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
31 23.07~24.22m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに、幅0~2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34 27.72~28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36 28.97~29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37 30.57~31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38 31.36~31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

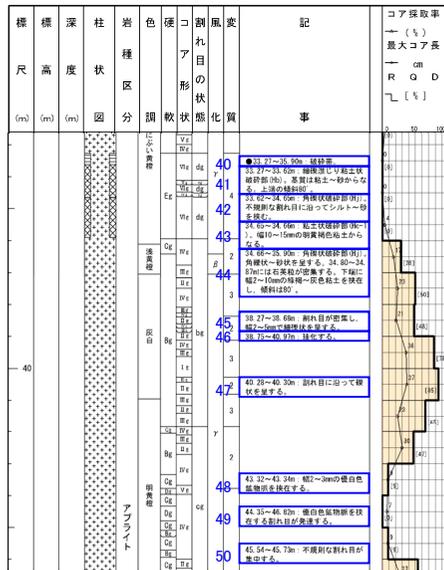
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31 23.07~24.22m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに、幅0~2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34 27.72~28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36 28.97~29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37 30.57~31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38 31.36~31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・表現の見直し(フィルム状→幅0mm)。	変更なし	変更なし
32.33	・粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	・粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・表現の見直し(傾斜30~50° → 中角度)。	変更なし	変更なし
39	・粘土を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
40 44	●33.27~35.90m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスがある。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN16° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
45	38.27~38.68m ・割れ目が密集している。 ・幅2~5mmで礫状を呈する。
46	38.75~40.97m ・礫化する。
47	40.28~40.30m ・割れ目に沿って礫状を呈する。
50	45.54~45.73m ・不規則な割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
40 44	●33.27~35.90m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスがある。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN16° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
45	38.27~38.68m ・割れ目が密集している。 ・幅2~5mmで礫状を呈する。
46	38.75~40.97m ・礫化する。
47	40.28~40.30m ・割れ目に沿って礫状を呈する。
50	45.54~45.73m ・不規則な割れ目が発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

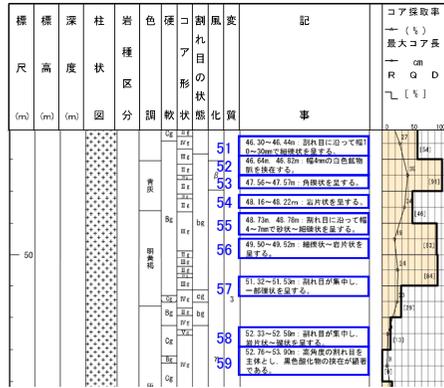
記事	
40 44	●33.27~35.90m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスがある。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN16° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
45	38.27~38.68m ・割れ目が密集している。 ・幅2~5mmで礫状を呈する。
46	38.75~40.97m ・礫化する。
47	40.28~40.30m ・割れ目に沿って礫状を呈する。
50	45.54~45.73m ・不規則な割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40~44	<ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 “石英粒が密集する”との記載については、補足的なものであるため削除。 “割れ目に沿ってシルト～砂を挟む”と記載されているが、シルト～砂の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 誤記修正(“正断層センスがある。”→“正断層センスである。”) 審査会合(R1.10.11)にて説明済み。
45~47	変更なし	変更なし	変更なし
48,49	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
50	変更なし	変更なし	変更なし

下線部:令和2年5月13日提出の資料から誤記を修正

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
54 48.16~48.22m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
56 49.50~49.52m ・割れ目が多く、細礫状~岩片状を呈する。
58 52.33~52.58m ・割れ目が多く、岩片状~礫状を呈する。
59 52.76~53.90m ・高角度の割れ目が発達している。 ・黒色酸化物を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
54 48.16~48.22m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
56 49.50~49.52m ・割れ目が多く、細礫状~岩片状を呈する。
58 52.33~52.58m ・割れ目が多く、岩片状~礫状を呈する。
59 52.76~53.90m ・高角度の割れ目が発達している。 ・黒色酸化物を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
54 48.16~48.22m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
56 49.50~49.52m ・割れ目が多く、細礫状~岩片状を呈する。
58 52.33~52.58m ・割れ目が多く、岩片状~礫状を呈する。
59 52.76~53.90m ・高角度の割れ目が発達している。 ・黒色酸化物を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・割れ目沿いに細礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
52	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・角礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
54	・割れ目の発達の程度を記載。	変更なし	変更なし
55	・割れ目沿いに砂状~細礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
56	・割れ目の発達の程度を記載。	変更なし	変更なし
57	・一部礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	調	風	記	コア採取率 (%)
尺	度	度	状	種	区	軟	目	化	事	最大コア長 — cm R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	円	分	調	状	状	質		
									60 54.72m~54.83m それぞれ幅30mの褐色・灰白色の粘土を挟む。	3
									61 54.13m 幅30mの赤褐色粘土を挟む。	10
									62 55.32~55.46m 割れ目が集中し、一部に幅2~4mmの淡緑灰色粘土を挟む。	11
									63 55.62~56.36m 幅3~6mmの緑灰色粘土を挟む。割れ目が連続する。	12
									64 55.53~58.82m 傾斜50°の割れ目が連続し、一部に幅2~6mmの灰白色粘土を挟む。	13
									65 59.18~59.27m 破砕帯	14
									66 59.18~59.27m 角礫状砂(厚10~20cm)を挟む。その基質中に径10~20mmの礫を認められる。	15
									67 59.20~59.27m 粘土状破砕帯(厚1~2cm)を挟む。傾斜50°の割れ目が連続し、幅3~6mmの淡緑灰色粘土を挟む。	16
									68 59.20~59.41m 角礫状を呈し、シルト~粘土となる。	17
									69 60.00~61.02m 砂状~礫状を呈し、一部に幅8mmの暗緑灰色粘土を挟む。	18

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
62 55.32~55.48m ・割れ目が発達する。 ・一部に幅2~4mmの淡緑灰色粘土を挟む。
64 58.53~58.82m ・中角度の割れ目が連続する。 ・一部に幅2~6mmの灰白色粘土を挟む。
65 59.18~59.27m(F-br-1-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN31° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。
68 59.20~59.41m ・角礫状を呈し、一部シルト~粘土となる。
69 60.00~61.02m ・砂状~礫状を呈する。 ・下部に幅8mmの暗緑灰色粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
62 55.32~55.48m ・割れ目が発達する。 ・一部に幅2~4mmの淡緑灰色粘土を挟む。
64 58.53~58.82m ・中角度の割れ目が連続する。 ・一部に幅2~6mmの灰白色粘土を挟む。
65 59.18~59.27m(F-br-1-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN31° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。
68 59.20~59.41m ・角礫状を呈し、一部シルト~粘土となる。
69 60.00~61.02m ・砂状~礫状を呈する。 ・下部に幅8mmの暗緑灰色粘土を挟む。

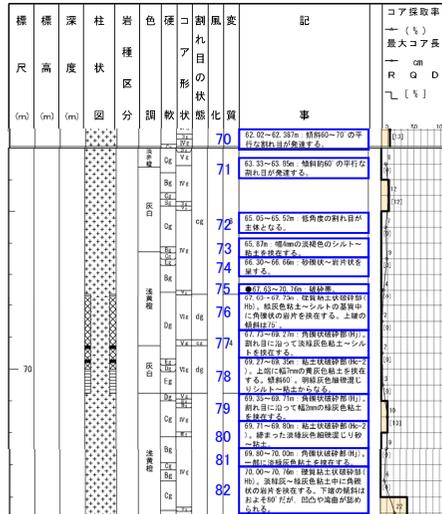
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
62 55.32~55.48m ・割れ目が発達する。 ・一部に幅2~4mmの淡緑灰色粘土を挟む。
64 58.53~58.82m ・中角度の割れ目が連続する。 ・一部に幅2~6mmの灰白色粘土を挟む。
65 59.18~59.27m(F-br-1-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN31° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。
68 59.20~59.41m ・角礫状を呈し、一部シルト~粘土となる。
69 60.00~61.02m ・砂状~礫状を呈する。 ・下部に幅8mmの暗緑灰色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60,61	・粘土を挟むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
62	変更なし	変更なし	変更なし
63	・粘土を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
64	・表現の見直し(傾斜50° →中角度)。	変更なし	変更なし
65~67	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“石英が密集する”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“細粒砂~シルトを挟む”と記載されているが、細粒砂~シルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
70. 62.02~62.38m, 63.33~63.85m
71. ・高角度の割れ目が発達する。
72. 65.05~65.52m
72. ・低角度の割れ目が発達する。
74. 66.30~66.66m
74. ・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。
75. ●67.63~70.76m(f-br-1-3破砕帯)
75. ・破砕部である。
75. ・右ずれ正断層センスである。
82. ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
82. ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.5cm
82. ・走向・傾斜はN42° E64° NWである。
82. ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
70. 62.02~62.38m, 63.33~63.85m
71. ・高角度の割れ目が発達する。
72. 65.05~65.52m
72. ・低角度の割れ目が発達する。
74. 66.30~66.66m
74. ・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。
75. ●67.63~70.76m(f-br-1-3破砕帯)
75. ・破砕部である。
75. ・右ずれ正断層センスである。
82. ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
82. ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.5cm
82. ・走向・傾斜はN42° E64° NWである。
82. ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。

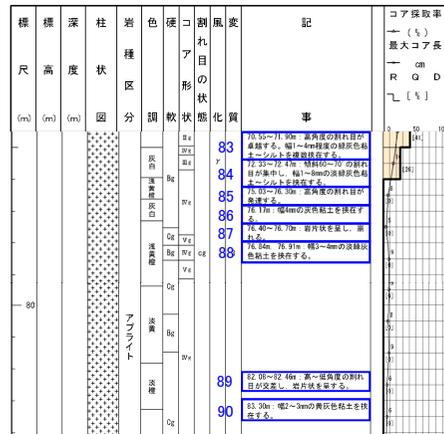
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
70. 62.02~62.38m, 63.33~63.85m
71. ・高角度の割れ目が発達する。
72. 65.05~65.52m
72. ・低角度の割れ目が発達する。
74. 66.30~66.66m
74. ・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。
75. ●67.63~70.76m(f-br-1-3破砕帯)
75. ・破砕部である。
75. ・右ずれ正断層センスである。
82. ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
82. ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.5cm
82. ・走向・傾斜はN42° E64° NWである。
82. ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70,71	・表現の見直し(傾斜60~70° →高角度)。	変更なし	変更なし
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・シルト~粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
74	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし
75~82	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“粘土~シルトを挟在する”、“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土やシルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“凹凸や湾曲が認められる”との記載については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
85 75.03~76.30m ・高角度の割れ目が発達する。
87 76.40~76.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
89 82.08~82.46m ・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
85 75.03~76.30m ・高角度の割れ目が発達する。
87 76.40~76.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
89 82.08~82.46m ・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
85 75.03~76.30m ・高角度の割れ目が発達する。
87 76.40~76.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
89 82.08~82.46m ・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83,84	・割れ目が発達し、粘土～シルトを挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。	—	—
85	変更なし	変更なし	変更なし
86	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
87	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化状況については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
88	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
89	変更なし	変更なし	変更なし
90	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)

標尺 (m)	標高 (m)	深 度 (m)	柱 状 区 分	岩 種	色 調	硬 度	割 裂 目 の 状 態	風 化 係 数	記 事	コア採取率 (%)	最大コア長 (cm)
100			標準貫入試験 標準貫入試験 標準貫入試験 標準貫入試験				103 104 105 106 107 108 109 110		93.45~94.09m: 高角度の割れ目が連続する。 93.45~93.62m: 角礫状~岩片状を呈し、一部剥離。 96.03m, 96.06m: それぞれ幅5mm, 3mmの連続する灰白色粘土を挟む。 96.71~97.46m: 高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。 101.11~104.34m: 低角度の割れ目が連続する。 102.53~102.63m: 礫状を呈する。一部に幅1mmの灰白色粘土を挟む。 102.80~103.92m: 低角度の割れ目が発達し、一部岩片状を呈す。 104.57m: 幅4mmの石英脈を挟む。	0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

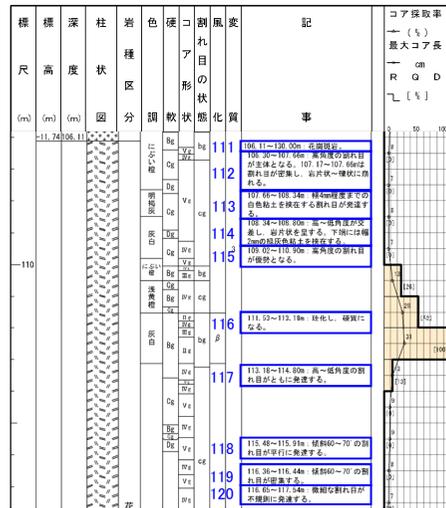
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
103,104	変更なし	変更なし	変更なし
105	・96.03mに粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 ・96.06mに粘土を挟在するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
106	変更なし	変更なし	変更なし
107	変更なし	変更なし	変更なし
108	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし
109	変更なし	変更なし	変更なし
110	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

111 106.11~130.00m
・花崗斑岩である。

112 107.17~107.66m
・割れ目が密集し、岩片状~礫状を呈する。

114 108.34~108.80m
・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

116 111.53~113.18m
・珪化し、硬質になる。

120 116.65~117.54m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

111 106.11~130.00m
・花崗斑岩である。

112 107.17~107.66m
・割れ目が密集し、岩片状~礫状を呈する。

114 108.34~108.80m
・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

116 111.53~113.18m
・珪化し、硬質になる。

120 116.65~117.54m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

111 106.11~130.00m
・花崗斑岩である。

112 107.17~107.66m
・割れ目が密集し、岩片状~礫状を呈する。

114 108.34~108.80m
・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

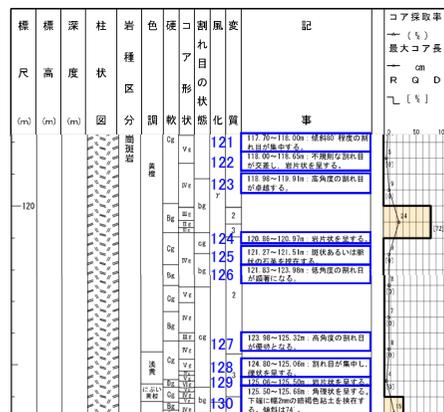
116 111.53~113.18m
・珪化し、硬質になる。

120 116.65~117.54m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。	変更なし	変更なし
112	・106.30~107.66mの割れ目の発達については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし
113	・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
114	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
115	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
116	変更なし	変更なし	変更なし
117~119	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
120	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
121 117.70~118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122 118.00~118.65m ・不規則な割れ目が斜交し、岩片状を呈する。
123 118.98~119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125 121.27~121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128 124.80~125.06m ・割れ目が集中し、礫状を呈する。
129 125.06~125.50m ・岩片状を呈する。
130 125.50~125.68m ・角礫状を呈する。 ・下端に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
121 117.70~118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122 118.00~118.65m ・不規則な割れ目が斜交し、岩片状を呈する。
123 118.98~119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125 121.27~121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128 124.80~125.06m ・割れ目が集中し、礫状を呈する。
129 125.06~125.50m ・岩片状を呈する。
130 125.50~125.68m ・角礫状を呈する。 ・下端に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
121 117.70~118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122 118.00~118.65m ・不規則な割れ目が斜交し、岩片状を呈する。
123 118.98~119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125 121.27~121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128 124.80~125.06m ・割れ目が集中し、礫状を呈する。
129 125.06~125.50m ・岩片状を呈する。
130 125.50~125.68m ・角礫状を呈する。 ・下端に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	・表現の見直し(傾斜80° →高角度)。	変更なし	変更なし
122	変更なし	変更なし	変更なし
123	変更なし	変更なし	変更なし
124	・岩片状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	-	-
125	変更なし	変更なし	変更なし
126,127	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-
128	変更なし	変更なし	変更なし
129	変更なし	変更なし	変更なし
130	・境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書 (平成27年)

標 尺 (m)	標 高 度 (m)	柱 状 区 分 (m)	岩 種 区 分	色 調	硬 軟 状 態	割 れ 目 の 形 状	風 化 状 態	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D ↓ (%)
-35.63	39.00							131 129.60~130.00m: 高角度の割れ目が発達する。	
								132 129.60~130.00m: 高・低角度の割れ目が発達する。	
								133 129.60~130.00m: 高角度の割れ目が発達する。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
133 129.60~130.00m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
133 129.60~130.00m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
133 129.60~130.00m ・高角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
132	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
133	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-8

余白

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	状	事	(%)
29.23	0.16								0.00~0.16m 腐植土である。	最大コア長
28.37	1.00								0.16~1.00m 硬質の凝り砂である。	cm
27.51	1.88								1.00~1.70m 玉石である。	R Q D
									1.70~1.86m 硬質の花崗斑岩である。	L (%)
									1.86~16.04m 花崗斑岩である。	
									16.04~18.04m 花崗斑岩である。	
									18.04~27.51m 硬質の凝り砂である。	
									27.51~30.00m 硬質の凝り砂である。	

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1 0.00~0.16m ・有機質土である。
2 0.16~1.00m ・硬質の凝り砂である。
3 1.00~1.70m ・玉石である。
4 1.70~1.86m ・硬質の花崗斑岩である。
5 1.86~16.04m ・花崗斑岩である。
6 16.04~18.04m ・花崗斑岩である。
7 18.04~27.51m ・硬質の凝り砂である。
8 27.51~30.00m ・硬質の凝り砂である。
9 30.00~30.00m ・硬質の凝り砂である。

審査資料
(平成30年11月30日)

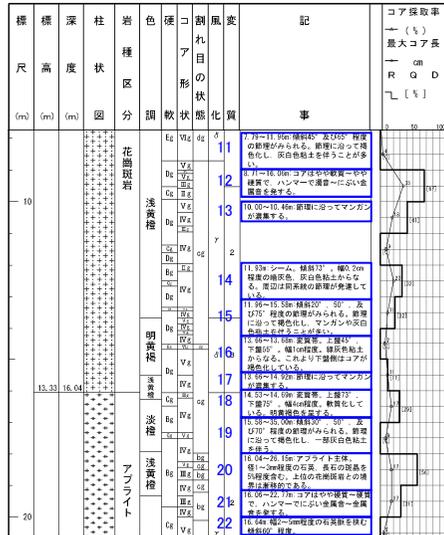
記事
1 0.00~0.16m ・有機質土である。
2 0.16~1.00m ・硬質の凝り砂である。
3 1.00~1.70m ・玉石である。
4 1.70~1.86m ・硬質の花崗斑岩である。
5 1.86~16.04m ・花崗斑岩である。
6 16.04~18.04m ・花崗斑岩である。
7 18.04~27.51m ・硬質の凝り砂である。
8 27.51~30.00m ・硬質の凝り砂である。
9 30.00~30.00m ・硬質の凝り砂である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
1 0.00~0.16m ・有機質土である。
2 0.16~1.00m ・硬質の凝り砂である。
3 1.00~1.70m ・玉石である。
4 1.70~1.86m ・硬質の花崗斑岩である。
5 1.86~16.04m ・花崗斑岩である。
6 16.04~18.04m ・花崗斑岩である。
7 18.04~27.51m ・硬質の凝り砂である。
8 27.51~30.00m ・硬質の凝り砂である。
9 30.00~30.00m ・硬質の凝り砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植土⇒有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて玉石と記載。	変更なし	変更なし
4	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
6	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
7	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-192頁)。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 12 8.71~16.06m
・割れ目が多く、角礫状~短柱状を呈する。
- 13 10.00~10.46m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 13.66~13.68m
・変質している。
・緑灰色粘土からなる。
- 17 13.66~14.92m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 18 14.53~14.69m
・変質している。
・明黄緑色を呈し、軟質化している。
- 20 16.04~26.15m
・アブライトが主体である。
- 22 16.64m
・幅2~5mm程度の石英脈を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

- 12 8.71~16.06m
・割れ目が多く、角礫状~短柱状を呈する。
- 13 10.00~10.46m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 13.66~13.68m
・変質している。
・緑灰色粘土からなる。
- 17 13.66~14.92m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 18 14.53~14.69m
・変質している。
・明黄緑色を呈し、軟質化している。
- 20 16.04~26.15m
・アブライトが主体である。
- 22 16.64m
・幅2~5mm程度の石英脈を挟む。

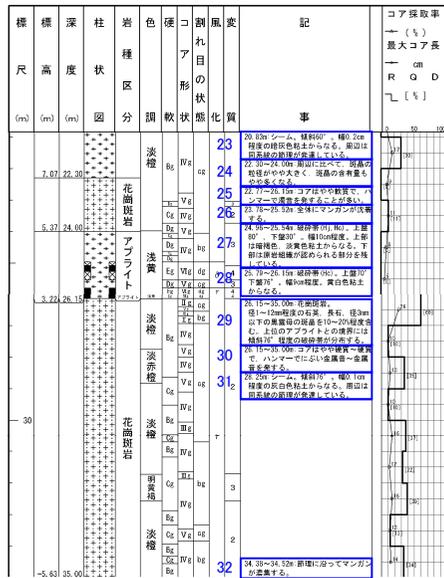
審査資料
(令和2年2月7日)

記事

- 12 8.71~16.06m
・割れ目が多く、角礫状~短柱状を呈する。
- 13 10.00~10.46m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 13.66~13.68m
・変質している。
・緑灰色粘土からなる。
- 17 13.66~14.92m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 18 14.53~14.69m
・変質している。
・明黄緑色を呈し、軟質化している。
- 20 16.04~26.15m
・アブライトが主体である。
- 22 16.64m
・幅2~5mm程度の石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
12	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDの変動が見られることから、“コア形状”欄に基づき角礫~短柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-193頁)。	-	-
15	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
16	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、破砕部の区間を除きいずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
20	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
22	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
24	22.30~24.00m ・花崗斑岩である。
26	23.78~25.52m ・全体にマンガンが沈着する。 ●24.96~26.15m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部からなる。
27	26.15~35.00m ・走向・傾斜はN5° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は76°である。
28	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
29	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
32	34.38~34.52m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
24	22.30~24.00m ・花崗斑岩である。
26	23.78~25.52m ・全体にマンガンが沈着する。 ●24.96~26.15m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部からなる。
27	26.15~35.00m ・走向・傾斜はN5° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は76°である。
28	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
29	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
32	34.38~34.52m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
24	22.30~24.00m ・花崗斑岩である。
26	23.78~25.52m ・全体にマンガンが沈着する。 ●24.96~26.15m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄色の固結礫状部からなる。
27	26.15~35.00m ・走向・傾斜はN5° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は76°である。
28	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
29	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
32	34.38~34.52m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-194頁)。	—	—
24	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
25	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
26	変更なし	変更なし	変更なし
27,28	・報告書から申請書提出までに行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、高角度の割れ目が連続していることから、一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・誤記修正(浅黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部→浅黄色の固結礫状部、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・誤記修正(暗褐色の未固結粘土状部→暗褐～黄白色の未固結粘土状部、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
29	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の破砕帯の記載については、記事No.27で別途説明しているため削除。	変更なし	変更なし
30	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
31	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-195頁)。	—	—
32	変更なし	変更なし	変更なし

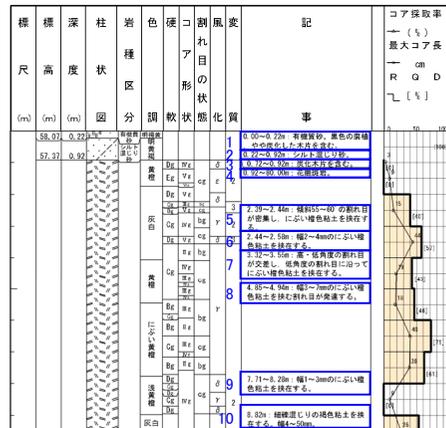
余白

H27-Br-2

余白

H27-Br-2

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
1 0.00~0.22m ・有機質砂である。 ・腐植や木片を含む。
2 0.22~0.92m ・シルト混じり砂である。 ・炭化木片を含む。
3 0.92~80.00m ・花崗閃岩である。
4 2.09~2.44m ・中～高角度の割れ目が発達する。 ・にぶい橙色粘土を挟む。
5 8.82m ・褐色の細礫混じりの粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~0.22m ・有機質砂である。 ・腐植や木片を含む。
2 0.22~0.92m ・シルト混じり砂である。 ・炭化木片を含む。
3 0.92~80.00m ・花崗閃岩である。
4 2.09~2.44m ・中～高角度の割れ目が発達する。 ・にぶい橙色粘土を挟む。
5 8.82m ・褐色の細礫混じりの粘土を挟む。

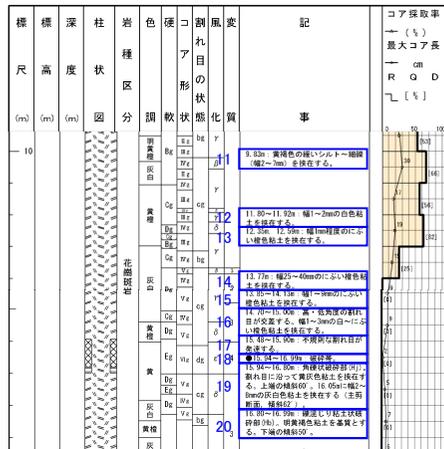
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~0.22m ・有機質砂である。 ・腐植や木片を含む。
2 0.22~0.92m ・シルト混じり砂である。 ・炭化木片を含む。
3 0.92~80.00m ・花崗閃岩である。
4 2.09~2.44m ・中～高角度の割れ目が発達する。 ・にぶい橙色粘土を挟む。
5 8.82m ・褐色の細礫混じりの粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・腐植の色調、木片の炭化の程度の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2,3	・炭化木片を含む区間の深度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・記載の統一化(傾斜55~60° →中～高角度)。	変更なし	変更なし
6	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
7	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
8	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
9	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
10	・粘土の幅の記載については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
14.70~15.00m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・幅1~3mmの白~にぶい橙色を呈する粘土を挟む。
15.48~15.90m ・不規則な割れ目が発達する。 ●15.94~16.99m(D-7破砕帯) ・破砕部である。
18 ・正断層センスである。 ・明黄褐色~黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS74°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は50°である。
20

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
14.70~15.00m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・幅1~3mmの白~にぶい橙色を呈する粘土を挟む。
15.48~15.90m ・不規則な割れ目が発達する。 ●15.94~16.99m(D-7破砕帯) ・破砕部である。
18 ・正断層センスである。 ・明黄褐色~黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS74°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は50°である。
20

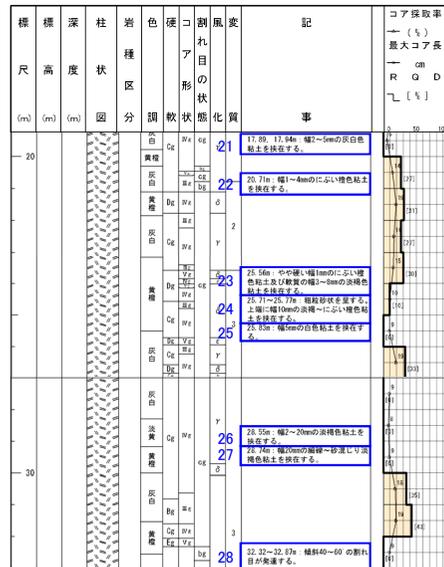
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
14.70~15.00m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・幅1~3mmの白~にぶい橙色を呈する粘土を挟む。
15.48~15.90m ・不規則な割れ目が発達する。 ●15.94~16.99m(D-7破砕帯) ・破砕部である。
18 ・正断層センスである。 ・明黄褐色~黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS74°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は50°である。
20

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・シルトを挟み込むが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
12	・粘土を挟み込むが、系統的でなく連続性に乏しいことから削除。	—	—
13	・粘土を挟み込むが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
14	・粘土を挟み込むが、周囲の岩盤に劣化が認められないこと、また、ポアホールテレビでは、連続性に乏しく幅も狭いことから削除。	—	—
15	・粘土を挟み込むが、直線性や連続性に乏しいことから削除。 ・一部の粘土については、ポアホールテレビを確認し掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18~20	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟み込む細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土を挟み込む”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 ・“主剪断面”との記載については、最新活動面を示したものであり、最新活動面位置については、性状一覧表に示し、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
24	25.71~25.77m ・粗粒砂状を呈する。 ・上端に幅10mmの淡褐色~にぶい橙色粘土を挟む。
27	28.74m ・幅20mmの淡褐色の細礫~砂混じり粘土を挟む。
28	32.32~32.87m ・中角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
24	25.71~25.77m ・粗粒砂状を呈する。 ・上端に幅10mmの淡褐色~にぶい橙色粘土を挟む。
27	28.74m ・幅20mmの淡褐色の細礫~砂混じり粘土を挟む。
28	32.32~32.87m ・中角度の割れ目が発達する。

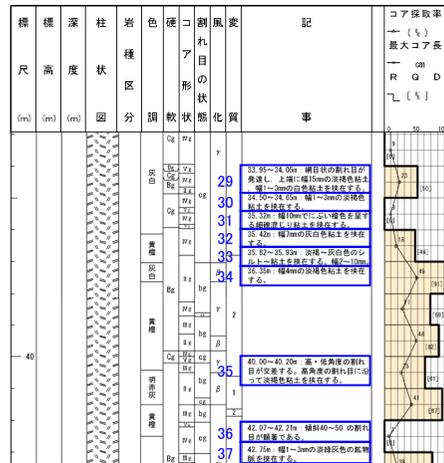
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
24	25.71~25.77m ・粗粒砂状を呈する。 ・上端に幅10mmの淡褐色~にぶい橙色粘土を挟む。
27	28.74m ・幅20mmの淡褐色の細礫~砂混じり粘土を挟む。
28	32.32~32.87m ・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
22	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
23	・粘土については、ボアホールテレビを確認し掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
26	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・記載の統一化(傾斜40~60° → 中角度)。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
33.95~34.05m ・網目状の割れ目が発達する。 29 上部に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1~3mmの白色を呈する粘土を挟む。
35.82~35.93m 33 淡褐~灰白色を呈するシルト~粘土を挟む。
40.00~40.20m 35 高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈する粘土を挟む。
42.07~42.21m 36 中角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
33.95~34.05m 29 網目状の割れ目が発達する。 ・上部に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1~3mmの白色を呈する粘土を挟む。
35.82~35.93m 33 淡褐~灰白色を呈するシルト~粘土を挟む。
40.00~40.20m 35 高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈する粘土を挟む。
42.07~42.21m 36 中角度の割れ目が発達する。

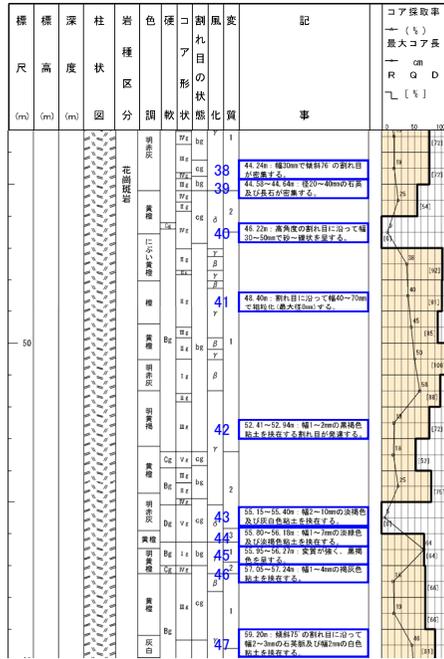
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
33.95~34.05m 29 網目状の割れ目が発達する。 上部に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1~3mmの白色を呈する粘土を挟む。
35.82~35.93m 33 淡褐~灰白色を呈するシルト~粘土を挟む。
40.00~40.20m 35 高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈する粘土を挟む。
42.07~42.21m 36 中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
31	・細礫混じり粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
32	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
34	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・記載の統一化(傾斜40~50° → 中角度)。	変更なし	変更なし
37	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—

H27-Br-2

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
38 44.24m ・高角度の割れ目が発達する。
39 44.55~44.64m ・径20~40mmの石英及び長石が密集する。
40 46.22m ・高角度の割れ目によって、砂~礫状を呈する。
45 55.95~56.27m ・変質しており、黒褐色を呈する。
47 59.20m ・高角度の割れ目によって幅2~3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
38 44.24m ・高角度の割れ目が発達する。
39 44.55~44.64m ・径20~40mmの石英及び長石が密集する。
40 46.22m ・高角度の割れ目によって、砂~礫状を呈する。
45 55.95~56.27m ・変質しており、黒褐色を呈する。
47 59.20m ・高角度の割れ目によって幅2~3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
38 44.24m ・高角度の割れ目が発達する。
39 44.55~44.64m ・径20~40mmの石英及び長石が密集する。
40 46.22m ・高角度の割れ目によって、砂~礫状を呈する。
45 55.95~56.27m ・変質しており、黒褐色を呈する。
47 59.20m ・高角度の割れ目によって幅2~3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・記載の統一化(傾斜76°→高角度)。 ・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
41	・粗粒化の記載については、花崗斑岩の斑晶に関する補足的なものであるため削除。	—	—
42	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の発達状況については、RQD及び最大コア長で表示することで削除。	—	—
43	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
44	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
47	・記載の統一化(傾斜75°→高角度)。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記
(m)	(m)	(m)	因	分	調	軟	状	化	事
									コア採取率 → (%) 最大コア径 → cm R Q D L (%)
									48 60.85~61.10m 軟質で隙混じり砂状を呈する。上部に幅1~3mmのふい褐色を呈する粘土を挟む。
									49 61.68~62.40m 網目状に割れ目が発達する。一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
									50 62.45~62.74m 角塵状~砂状を呈する。
									51 63.35~63.96m 高角度の割れ目が発達する。
									52 67.51m 幅4mで砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
48 60.85~61.10m ・軟質で隙混じり砂状を呈する。 ・上部に幅1~3mmのふい褐色を呈する粘土を挟む。
49 61.68~62.40m ・網目状に割れ目が発達する。 ・一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
51 62.45~62.74m ・角塵状~砂状を呈する。
52 63.35~63.96m ・高角度の割れ目が発達する。
54 67.51m ・砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
48 60.85~61.10m ・軟質で隙混じり砂状を呈する。 ・上部に幅1~3mmのふい褐色を呈する粘土を挟む。
49 61.68~62.40m ・網目状に割れ目が発達する。 ・一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
51 62.45~62.74m ・角塵状~砂状を呈する。
52 63.35~63.96m ・高角度の割れ目が発達する。
54 67.51m ・砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

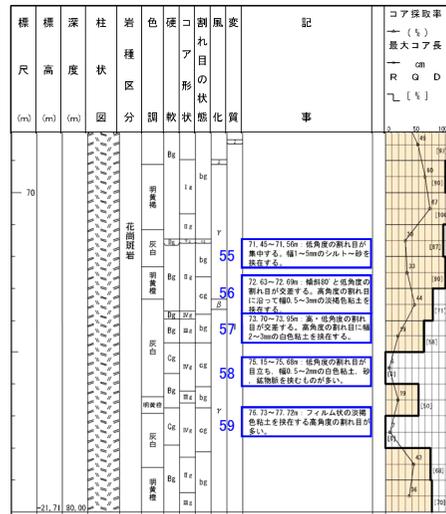
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
48 60.85~61.10m ・軟質で隙混じり砂状を呈する。 ・上部に幅1~3mmのふい褐色を呈する粘土を挟む。
49 61.68~62.40m ・網目状に割れ目が発達する。 ・一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
51 62.45~62.74m ・角塵状~砂状を呈する。
52 63.35~63.96m ・高角度の割れ目が発達する。
54 67.51m ・砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	変更なし	変更なし	変更なし
50	・粘土混じり砂状を呈するが、粘土や砂の連続性に乏しいことから削除。	—	—
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
53	・粘土を挟むが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
54	・幅については、ばらつきがあることから削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
55	71.45~71.56m ・低角度の割れ目が発達する。 ・シルト~砂を挟む。
56	72.63~72.69m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って幅0.5~3mmの淡褐色粘土を挟む。
57	73.70~73.95m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に幅2~3mmの白色粘土を挟む。
59	76.73~77.72m ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
55	71.45~71.56m ・低角度の割れ目が発達する。 ・シルト~砂を挟む。
56	72.63~72.69m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って幅0.5~3mmの淡褐色粘土を挟む。
57	73.70~73.95m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に幅2~3mmの白色粘土を挟む。
59	76.73~77.72m ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
55	71.45~71.56m ・低角度の割れ目が発達する。 ・シルト~砂を挟む。
56	72.63~72.69m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って幅0.5~3mmの淡褐色粘土を挟む。
57	73.70~73.95m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に幅2~3mmの白色粘土を挟む。
59	76.73~77.72m ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
55	・幅については、ばらつきがあることから削除。	変更なし	変更なし
56	・記載の統一化(傾斜80°→高角度)。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜や鉱物脈の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし

余白

H27-Br-8

余白

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	(m)	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	分	状	状	目	質		最大コア長
							の			cm
							形			R Q D
							状			L (%)
							状			
							化			
							質			
17.19	0.16								0.00~0.16m 有機質土混じり砂、腐植物を含む中粒~細粒砂を主体とする層。	0.50
17.08	0.25								0.16~0.35m 硬直り砂、細粒混じり中粒砂を主体とし、軟質シルト混じり中粒~細粒砂を主体とする層。一部に腐植物片を挟む。下部に傾斜2~10度の境界傾斜を認む。	0.50
17.34	1.00								1.00~1.35m 硬直り粘土、礫径10~20mmを含む。一部に腐植物片を挟む。下部に傾斜2~10度の境界傾斜を認む。	0.50
16.99	1.35								1.35~46.90m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50
									46.90~7.00m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50
									7.00~1.35m 硬直り粘土、礫径10~20mmを含む。一部に腐植物片を挟む。下部に傾斜2~10度の境界傾斜を認む。	0.50
									1.35~46.90m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50
									46.90~7.00m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50
									7.00~1.35m 硬直り粘土、礫径10~20mmを含む。一部に腐植物片を挟む。下部に傾斜2~10度の境界傾斜を認む。	0.50
									1.35~46.90m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50
									46.90~7.00m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50
									7.00~1.35m 硬直り粘土、礫径10~20mmを含む。一部に腐植物片を挟む。下部に傾斜2~10度の境界傾斜を認む。	0.50
									1.35~46.90m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50
									46.90~7.00m 花崗岩。境界傾斜の割れ目に伴って傾斜20~45度の境界傾斜を認む。下部に傾斜50度の境界傾斜を認む。	0.50

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
1 0.00~0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16~0.35m ・硬直り砂である。
3 0.35~1.00m ・砂礫である。
4 1.00~1.35m ・硬直り粘土である。
5 1.35~46.90m ・花崗岩である。
6 65~7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に傾1mm程度の粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16~0.35m ・硬直り砂である。
3 0.35~1.00m ・砂礫である。
4 1.00~1.35m ・硬直り粘土である。
5 1.35~46.90m ・花崗岩である。
6 65~7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に傾1mm程度の粘土を挟む。

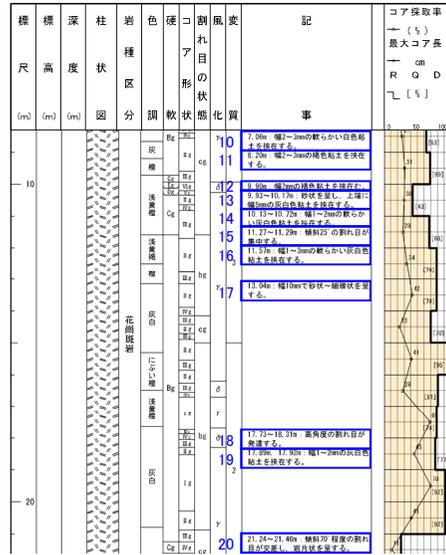
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16~0.35m ・硬直り砂である。
3 0.35~1.00m ・砂礫である。
4 1.00~1.35m ・硬直り粘土である。
5 1.35~46.90m ・花崗岩である。
6 65~7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に傾1mm程度の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植物、粒度については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、硬軟、礫径、円磨度については削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫種、円磨度、礫径、腐植物片については削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度については削除。	変更なし	変更なし
5	・境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6.7	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
8	・割れ目沿いに軟質化し粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
9	・表現の見直し(傾斜20~30° →低角度)。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
10 14	7.06~10.72m ・割れ目沿いに白~褐色を呈する粘土を挟む。 ・一部砂状を呈する。
15	11.27~11.29m ・低角度の割れ目が発達する。
17	13.04m ・砂状~細礫状を呈する。
18	17.73~18.31m ・高角度の割れ目が発達する。
20	21.24~21.46m ・高角度の割れ目が斜交する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
10 14	7.06~10.72m ・割れ目沿いに白~褐色を呈する粘土を挟む。 ・一部砂状を呈する。
15	11.27~11.29m ・低角度の割れ目が発達する。
17	13.04m ・砂状~細礫状を呈する。
18	17.73~18.31m ・高角度の割れ目が発達する。
20	21.24~21.46m ・高角度の割れ目が斜交する。

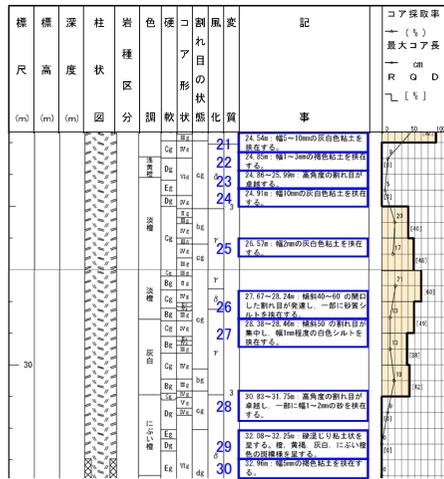
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
10 14	7.06~10.72m ・割れ目沿いに白~褐色を呈する粘土を挟む。 ・一部砂状を呈する。
15	11.27~11.29m ・低角度の割れ目が発達する。
17	13.04m ・砂状~細礫状を呈する。
18	17.73~18.31m ・高角度の割れ目が発達する。
20	21.24~21.46m ・高角度の割れ目が斜交する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
10~14	・粘土の挟在について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
15	・表現の見直し(傾斜25° →低角度)。	変更なし	変更なし
16	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
17	・砂状~細礫状の区間の幅について、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	変更なし	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
20	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
23 24.86~25.99m ・高角度の割れ目が発達する。
24 24.91m, 26.57m ・幅2~10mmの灰白色粘土を挟む。
25
26 27.67~28.24m ・中角度の開口した割れ目が発達する。
27 28.38~28.46m ・中角度の割れ目が発達する。
28 30.83~32.96m ・高角度の割れ目が発達する。
30

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
23 24.86~25.99m ・高角度の割れ目が発達する。
24 24.91m, 26.57m ・幅2~10mmの灰白色粘土を挟む。
25
26 27.67~28.24m ・中角度の開口した割れ目が発達する。
27 28.38~28.46m ・中角度の割れ目が発達する。
28 30.83~32.96m ・高角度の割れ目が発達する。
30

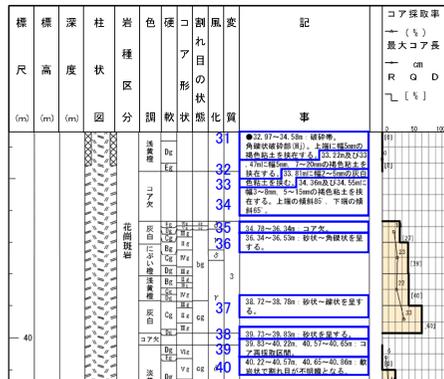
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
23 24.86~25.99m ・高角度の割れ目が発達する。
24 24.91m, 26.57m ・幅2~10mmの灰白色粘土を挟む。
25
26 27.67~28.24m ・中角度の開口した割れ目が発達する。
27 28.38~28.46m ・中角度の割れ目が発達する。
28 30.83~32.96m ・高角度の割れ目が発達する。
30

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	-	-
22	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
23	変更なし	変更なし	変更なし
24,25	・粘土の挟在について一括記載。	変更なし	変更なし
26	・表現の見直し(傾斜40~60° → 中角度)。 ・砂質シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
27	・表記の見直し(傾斜50° → 中角度)。 ・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
28~30	・高角度の割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・一部割れ目に砂を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 ・一部で礫混じり粘土状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 31 ●32.97~34.58m (D-7破砕帯)
- 34 ・破砕部である。
- 34 ・正断層センスである。
- 34 ・黄褐色の固結粘土状部からなる。
- 35 ・走向・傾斜はN9° E87° Wである。
- 35 ・幅15mmの粘土を挟在する。
- 35 ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は65°である。
- 35 34.78~36.34m
- 35 ・コア欠。
- 36 36.34~39.83m
- 38 ・割れ目が多く、砂状~礫状を呈する。
- 39 39.83~40.22m、40.57~40.65m
- 39 ・コア再採取区間。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 31 ●32.97~34.58m (D-7破砕帯)
- 34 ・破砕部である。
- 34 ・正断層センスである。
- 34 ・黄褐色の固結粘土状部からなる。
- 35 ・走向・傾斜はN9° E87° Wである。
- 35 ・幅15mmの粘土を挟在する。
- 35 ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は65°である。
- 35 34.78~36.34m
- 35 ・コア欠。
- 36 36.34~39.83m
- 38 ・割れ目が多く、砂状~礫状を呈する。
- 39 39.83~40.22m、40.57~40.65m
- 39 ・コア再採取区間。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

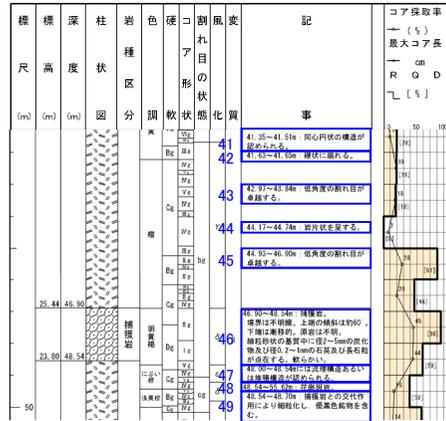
- 31 ●32.97~34.58m (D-7破砕帯)
- 34 ・破砕部である。
- 34 ・正断層センスである。
- 34 ・黄褐色の固結粘土状部からなる。
- 35 ・走向・傾斜はN9° E87° Wである。
- 35 ・幅15mmの粘土を挟在する。
- 35 ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は65°である。
- 35 34.78~36.34m
- 35 ・コア欠。
- 36 36.34~39.83m
- 38 ・割れ目が多く、砂状~礫状を呈する。
- 39 39.83~40.22m、40.57~40.65m
- 39 ・コア再採取区間。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
31~34	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、幅15mmの粘土を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正 (固結粘土状部→固結礫状部、審査会合 (R1.10.11)にて説明済み)。
35	変更なし	変更なし	変更なし
36~38	<ul style="list-style-type: none"> ・砂状~礫状について、区間を統合して一括記載。 	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	<ul style="list-style-type: none"> ・風化の程度及び硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 	-	-

下線部: 令和2年5月13日提出の資料から誤記を修正

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
42 41.63~46.90m ・低角度の割れ目が発達する。 ・一部、礫状及び岩片状を呈する。
45
46 46.90~48.54m ・捕獲岩である。 ・境界は不明瞭である。
48 48.54~55.53m ・花崗斑岩である。
49 48.54~48.70m ・細粒な黒色鉱物を含む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
42 41.63~46.90m ・低角度の割れ目が発達する。 ・一部、礫状及び岩片状を呈する。
45
46 46.90~48.54m ・捕獲岩である。 ・境界は不明瞭である。
48 48.54~55.53m ・花崗斑岩である。
49 48.54~48.70m ・細粒な黒色鉱物を含む。

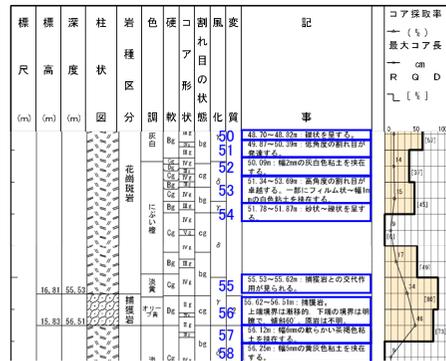
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
42 41.63~46.90m ・低角度の割れ目が発達する。 ・一部、礫状及び岩片状を呈する。
45
46 46.90~48.54m ・捕獲岩である。 ・境界は不明瞭である。
48 48.54~55.53m ・花崗斑岩である。
49 48.54~48.70m ・細粒な黒色鉱物を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・同心円状の構造については、補足的なものであるため削除。	-	-
42~45	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
46	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
47	・流理構造、堆積構造については、補足的なものであるため削除。	-	-
48	・誤記修正(48.54~55.62m⇒48.54~55.53m)	変更なし	変更なし
49	・捕獲岩との交代作用については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
50. 48.70~53.69m ・低、高角度の割れ目が発達する。 ・上端部は礫状を呈する。
53. 51.78~51.87m ・砂状~礫状を呈する。
55. 55.53~56.51m ・捕獲岩であり、原岩不明である。 ・上端境界は漸移的、下端境界は明瞭である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
50. 48.70~53.69m ・低、高角度の割れ目が発達する。 ・上端部は礫状を呈する。
53. 51.78~51.87m ・砂状~礫状を呈する。
55. 55.53~56.51m ・捕獲岩であり、原岩不明である。 ・上端境界は漸移的、下端境界は明瞭である。

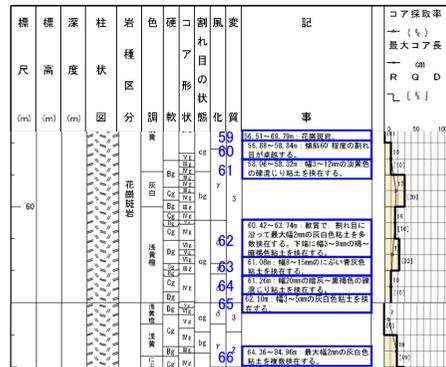
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
50. 48.70~53.69m ・低、高角度の割れ目が発達する。 ・上端部は礫状を呈する。
53. 51.78~51.87m ・砂状~礫状を呈する。
55. 55.53~56.51m ・捕獲岩であり、原岩不明である。 ・上端境界は漸移的、下端境界は明瞭である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50,51,53	・割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
52	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
54	変更なし	変更なし	変更なし
55,56	・捕獲岩及び捕獲岩との交代作用について、区間を統合して一括記載。 ・境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
58	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

59 56.51~69.79m
・花崗斑岩である。
60. 56.88~63.84m
・高角度の割れ目が発達する。
61 一部幅3~12mmで淡黄色礫混じり粘土を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

59 56.51~69.79m
・花崗斑岩である。
60. 56.88~63.84m
・高角度の割れ目が発達する。
61 一部幅3~12mmで淡黄色礫混じり粘土を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

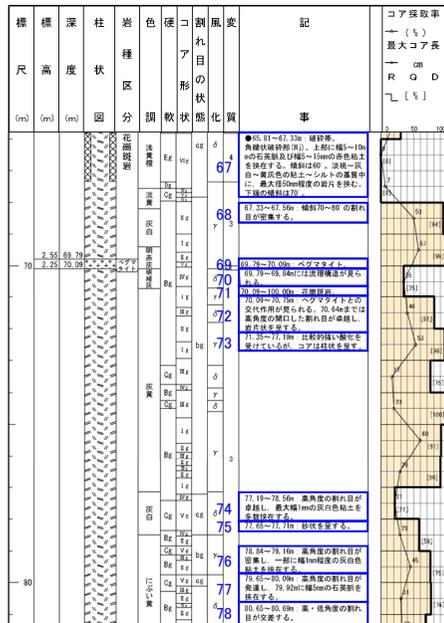
記事

59 56.51~69.79m
・花崗斑岩である。
60. 56.88~63.84m
・高角度の割れ目が発達する。
61 一部幅3~12mmで淡黄色礫混じり粘土を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
59	変更なし	変更なし	変更なし
60,61	・割れ目の発達する区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・表現の見直し(傾斜60°→高角度)。	変更なし	変更なし
62~65	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
66	・粘土を複数挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
67	●65.81~67.33m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN23° E56° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。
68	67.33~67.56m ・高角度の割れ目が発達する。
69	69.79~70.09m ・ペグマタイトである。
70	69.79~69.84m ・流理構造が見られる。
71	70.09~100.00m ・花崗斑岩である。
73	71.35~77.19m ・強い酸化を受けている。
74	77.19~78.56m ・高角度の割れ目が発達する。
75	77.65~77.71m ・砂状を呈する。
76	78.84~79.16m ・高角度の割れ目が発達する。
77	79.65~80.09m ・高角度の割れ目が発達する。 ・79.92mに幅5mmの石英脈を挟む。
78	80.65~80.69m ・高、低角度の割れ目が斜交する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
67	●65.81~67.33m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN23° E56° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。
68	67.33~67.56m ・高角度の割れ目が発達する。
69	69.79~70.09m ・ペグマタイトである。
70	69.79~69.84m ・流理構造が見られる。
71	70.09~100.00m ・花崗斑岩である。
73	71.35~77.19m ・強い酸化を受けている。
74	77.19~78.56m ・高角度の割れ目が発達する。
75	77.65~77.71m ・砂状を呈する。
76	78.84~79.16m ・高角度の割れ目が発達する。
77	79.65~80.09m ・高角度の割れ目が発達する。 ・79.92mに幅5mmの石英脈を挟む。
78	80.65~80.69m ・高、低角度の割れ目が斜交する。

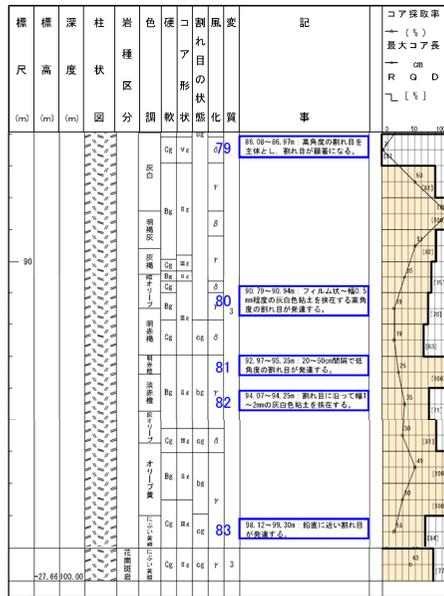
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
67	●65.81~67.33m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN23° E56° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。
68	67.33~67.56m ・高角度の割れ目が発達する。
69	69.79~70.09m ・ペグマタイトである。
70	69.79~69.84m ・流理構造が見られる。
71	70.09~100.00m ・花崗斑岩である。
73	71.35~77.19m ・強い酸化を受けている。
74	77.19~78.56m ・高角度の割れ目が発達する。
75	77.65~77.71m ・砂状を呈する。
76	78.84~79.16m ・高角度の割れ目が発達する。
77	79.65~80.09m ・高角度の割れ目が発達する。 ・79.92mに幅5mmの石英脈を挟む。
78	80.65~80.69m ・高、低角度の割れ目が斜交する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・石英脈については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
68	・表現の見直し(傾斜70~80° →高角度)。	変更なし	変更なし
69,70	変更なし	変更なし	変更なし
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	<ul style="list-style-type: none"> ・ペグマタイトとの交代作用については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	-	-
73	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
74	・粘土を挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
75	変更なし	変更なし	変更なし
76	・粘土の挟在の記載については、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
77	変更なし	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
79 86.08~86.97m ・高角度の割れ目が発達する。
81 92.97~95.35m ・低角度の割れ目が発達する。
83 98.12~99.30m ・鉛直に近い割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
79 86.08~86.97m ・高角度の割れ目が発達する。
81 92.97~95.35m ・低角度の割れ目が発達する。
83 98.12~99.30m ・鉛直に近い割れ目が発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
79 86.08~86.97m ・高角度の割れ目が発達する。
81 92.97~95.35m ・低角度の割れ目が発達する。
83 98.12~99.30m ・鉛直に近い割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
79	変更なし	変更なし	変更なし
80	・割れ目が発達し、一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
81	・割れ目間隔については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
82	・粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
83	変更なし	変更なし	変更なし

余白

H24-B14-1

余白

H24-B14-1

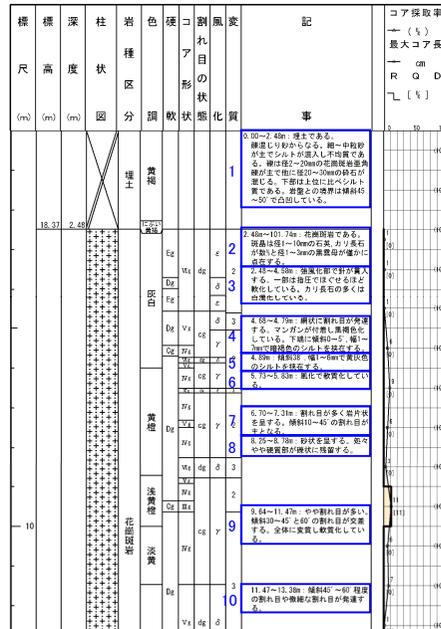
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 0.00~2.48m ・埋土である。
2 2.48~101.74m ・花崗斑岩である。
3 2.48~4.56m ・強風化部である。
6 5.73~5.83m ・強風化部である。
7 6.70~7.31m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~2.48m ・埋土である。
2 2.48~101.74m ・花崗斑岩である。
3 2.48~4.56m ・強風化部である。
6 5.73~5.83m ・強風化部である。
7 6.70~7.31m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~2.48m ・埋土である。
2 2.48~101.74m ・花崗斑岩である。
3 2.48~4.56m ・強風化部である。
6 5.73~5.83m ・強風化部である。
7 6.70~7.31m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子、境界傾斜に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし
3	・長石の白濁化については、風化・変質に関する補足的なものであることから、削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
4	・シルトを挟在し、割れ目が発達するが、シルトの直線性に乏しく、割れ目の発達が系統的でないことから削除。 ・色調の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
5	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“コア形状”欄に基づき砂~角礫状と記載。	変更なし	変更なし
8	・細粒化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
9	・硬軟及び割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
10	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—

H24-B14-1

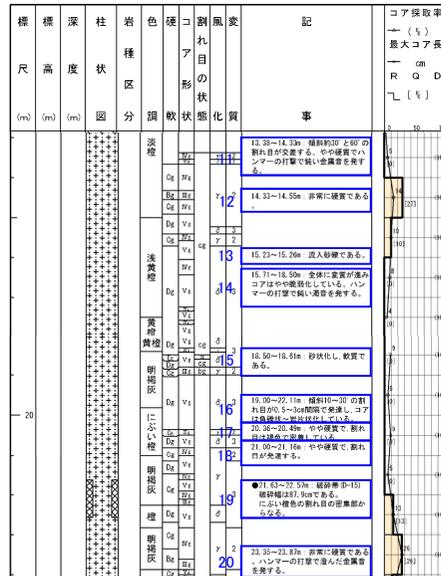
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
12 14.33~14.55m ・非常に硬質で、短柱状を呈する。

15 18.50~18.61m ・砂状を呈する。

19 ●21.63~22.57m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E67° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
12 14.33~14.55m ・非常に硬質で、短柱状を呈する。

15 18.50~18.61m ・砂状を呈する。

19 ●21.63~22.57m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E67° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
12 14.33~14.55m ・非常に硬質で、短柱状を呈する。

15 18.50~18.61m ・砂状を呈する。

19 ●21.63~22.57m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E67° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・硬軟、割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
12	・“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	・流入砂礫については、割れ目を充填したものであるため削除。	—	—
14	・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
15	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
17	・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
19	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
20	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

H24-B14-1

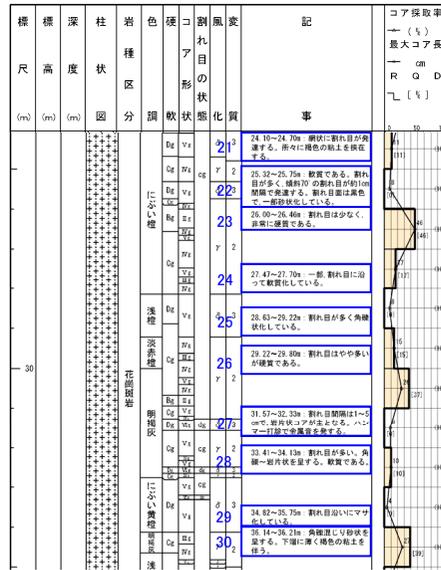
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事

- 22 25.32~25.75m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 25 28.63~29.22m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 27, 31.57~34.13m
28 割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事

- 22 25.32~25.75m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 25 28.63~29.22m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 27, 31.57~34.13m
28 割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事

- 22 25.32~25.75m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 25 28.63~29.22m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 27, 31.57~34.13m
28 割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でないことから削除。 	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目沿いに砂状化するが、連続性に乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため削除。 	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 	—	—
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 	—	—
27,28	<ul style="list-style-type: none"> ・RQDが周囲と比べ低いため、割れ目の多い区間を一括記載。 	変更なし	変更なし
29	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いにマサ化するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
30	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いに角礫混じり砂状化、粘土状化するが、粘土は連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—

H24-B14-1

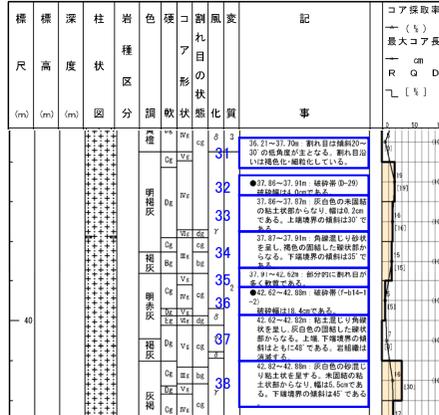
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事

●37.86~37.91m(D-29破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれセンスである。
・主に褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.2cm
・走向・傾斜はN37° E88° NWである。
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は35°である。

●42.62~42.88m(f-b14-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅5.5cm
・走向・傾斜はN22° E81° Wである。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事

●37.86~37.91m(D-29破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれセンスである。
・主に褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.2cm
・走向・傾斜はN37° E88° NWである。
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は35°である。

●42.62~42.88m(f-b14-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅5.5cm
・走向・傾斜はN22° E81° Wである。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事

●37.86~37.91m(D-29破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれセンスである。
・主に褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.2cm
・走向・傾斜はN37° E88° NWである。
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は35°である。

●42.62~42.88m(f-b14-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅5.5cm
・走向・傾斜はN22° E81° Wである。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は45°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに細粒化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
32~34	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
35	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度、軟質については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 	—	—
36~38	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“岩組織は消滅する”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H24-B14-1

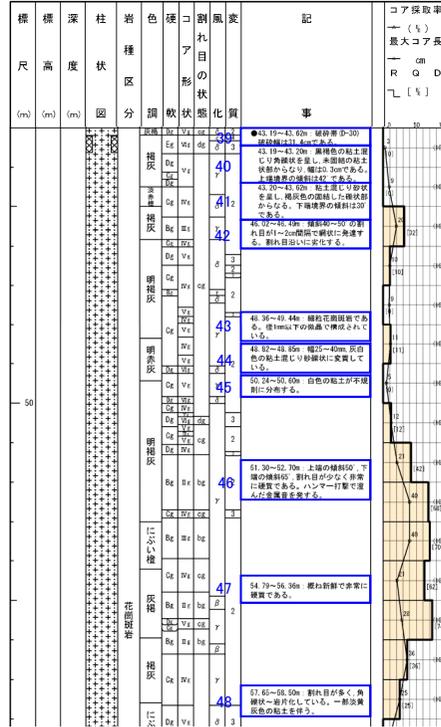
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事

●43.19~43.62m(D-30破砕帯)
・破砕帯である。
・主に緑灰色の固結礫状部からなる。
・黒褐色の未固結粘土状部 累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN43° E77° SEである。
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は30°である。

44 48.82~48.85m
・変質が著しく、緑灰色に変色する。

48 67.65~68.50m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

●43.19~43.62m(D-30破砕帯)
・破砕帯である。
・主に緑灰色の固結礫状部からなる。
・黒褐色の未固結粘土状部 累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN43° E77° SEである。
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は30°である。

44 48.82~48.85m
・変質が著しく、緑灰色に変色する。

48 67.65~68.50m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

●43.19~43.62m(D-30破砕帯)
・破砕帯である。
・主に緑灰色の固結礫状部からなる。
・黒褐色の未固結粘土状部 累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN43° E77° SEである。
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は30°である。

44 48.82~48.85m
・変質が著しく、緑灰色に変色する。

48 67.65~68.50m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39~41	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度及び劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 	—	—
43	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—
44	<ul style="list-style-type: none"> ・区間の幅については、ばらつきがあることから削除。 ・性状については、不均質であることから削除。 ・色調については、コア写真に基づき緑灰色と記載。 	変更なし	変更なし
45	<ul style="list-style-type: none"> ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	—	—
46	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 	—	—
47	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	—	—
48	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直し(岩片→角礫状→角礫状)。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	変更なし	変更なし

H24-B14-1

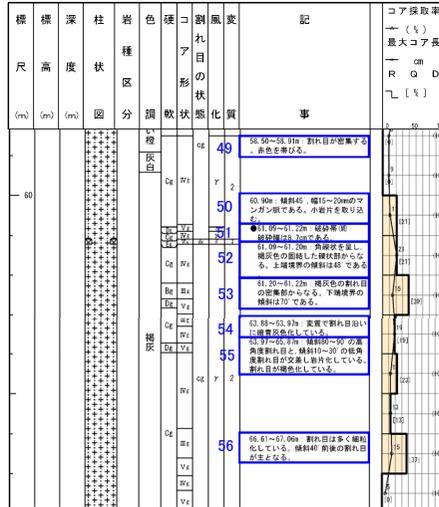
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事

- 61.09～61.22m(M破砕帯)
・破砕部である。
・褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E34° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は70°である。
- 63.88～63.97m
・変質で割れ目沿いに暗青灰色に変色する。
- 66.61～67.06m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

- 61.09～61.22m(M破砕帯)
・破砕部である。
・褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E34° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は70°である。
- 63.88～63.97m
・変質で割れ目沿いに暗青灰色に変色する。
- 66.61～67.06m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

- 61.09～61.22m(M破砕帯)
・破砕部である。
・褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E34° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は70°である。
- 63.88～63.97m
・変質で割れ目沿いに暗青灰色に変色する。
- 66.61～67.06m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。 	—	—
51～53	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・低角度割れ目と高角度割れ目が交差するが、低角度割れ目に変位がないことから削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 	—	—
56	<ul style="list-style-type: none"> ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H24-B14-1

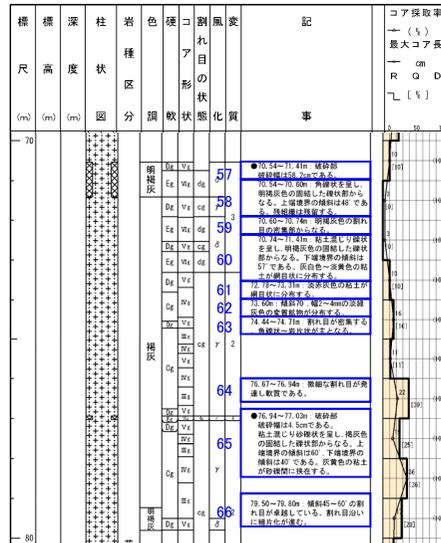
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事

- 70.54~71.41m
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・明褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN19° E85° Wである。
・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は57°である。
- 74.44~74.71m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 76.67~76.94m
・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
- 76.94~77.03m
・破砕部である。
・褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN7° E74° Eである。
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

- 70.54~71.41m
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・明褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN19° E85° Wである。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は57°である。
- 74.44~74.71m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 76.67~76.94m
・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
- 76.94~77.03m
・破砕部である。
・褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN7° E74° Eである。
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

- 70.54~71.41m
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・明褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN19° E85° Wである。
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は57°である。
- 74.44~74.71m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 76.67~76.94m
・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
- 76.94~77.03m
・破砕部である。
・褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN7° E74° Eである。
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57~60	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・“残組織は残留する”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・原岩組織と書くべきところを誤って残組織と記載。 ・“粘土が網目状に分布する”と記載されているが、粘土の直線性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 	変更なし	変更なし
61	<ul style="list-style-type: none"> ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	—	—
62	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。 	—	—
63	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直し(角礫状~岩片状→角礫状)。 	変更なし	変更なし
64	<ul style="list-style-type: none"> ・“コア形状”欄に基づき砂~角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	変更なし	変更なし
65	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“粘土を砂礫間に挟在する”と記載されているが、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 	変更なし	変更なし
66	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 	—	—

H24-B14-1

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 度	割 れ 目	風 化 状 態	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D ↳ [%]
(m)	(m)	図 分	固 分	調 軟	塊 状	形 状	化 質	事	0 50 100
80			花崗岩						
			凝灰岩					81.6m: 傾斜70° 層20m程度のマンガン層である。黄褐色を呈し、軟弱である。	
			凝灰岩					●82.59~83.71m: 破砕部 凝結礫状部からなる。	
			凝灰岩					82.59~83.63m: 灰赤色の割れ目の密集部からなる。上端境界の傾斜は20°である。	
			凝灰岩					82.63~82.70m: 粘土質しり崩れ状を呈し、灰赤色の固結した塊状部からなる。軟化した岩片と灰白色の粘土からなり、割れ目と割れ目は消滅する。	
			凝灰岩					82.70~83.11m: 割れ目の密集部からなる。	
			凝灰岩					83.11~83.71m: 灰赤色の固結した塊状部からなる。下端境界の傾斜は20°である。	
			凝灰岩					83.71~84.00m: 断層帯と圧角帯の割れ目が交錯する。	
			凝灰岩					84.00~85.00m: 凝結礫部が密集する。	
			凝灰岩					85.00~86.01m: 割れ目が密集する。不規則。半連続の灰白色の粘土の層部が認められる。	
			凝灰岩					86.02~87.31m: 黄褐色で割れ目は不明瞭である。一部に緑黄色の交互層部が認められる。	
			凝灰岩						

審査資料案

記 事
●82.59~83.71m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・灰赤色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は54°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
●82.59~83.71m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・灰赤色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は54°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
●82.59~83.71m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・灰赤色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は54°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
68~72	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・“軟化した岩片と灰白色の粘土からなり、岩組織と割れ目は消滅する”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
74	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
75	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。	—	—
76	・変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

H24-B14-1

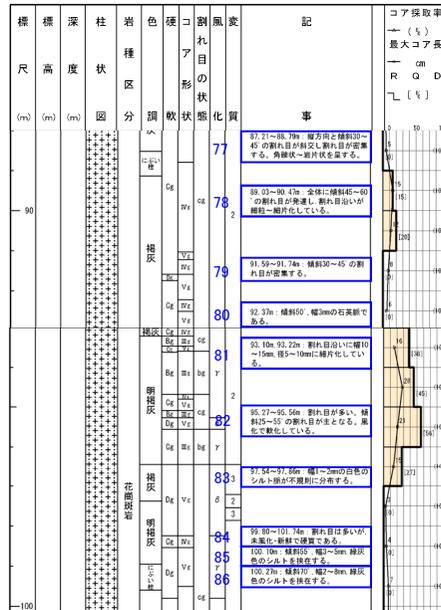
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事
77 87.21~88.79m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
77 87.21~88.79m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
77 87.21~88.79m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
77	・表現の見直し(角礫状～岩片状→角礫状)。	変更なし	変更なし
78	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いに細粒～細片化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
79	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
80	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
81	・割れ目沿いに細片化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
82	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
83	・一部にシルトを挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
84	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
85	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
86	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

H24-B14-1

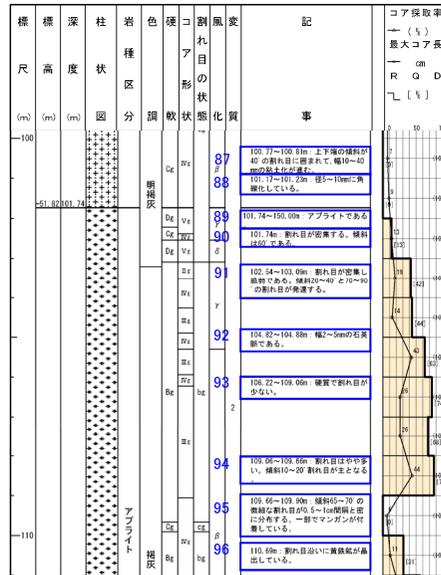
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事
89 101.74~150.00m ・アプライトである。
91 102.54~103.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
89 101.74~150.00m ・アプライトである。
91 102.54~103.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
89 101.74~150.00m ・アプライトである。
91 102.54~103.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	・一部で粘土化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
88	・角礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
89	変更なし	変更なし	変更なし
90	・割れ目が密集するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
91	・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
92	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
93	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
94	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
95	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
96	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

H24-B14-1

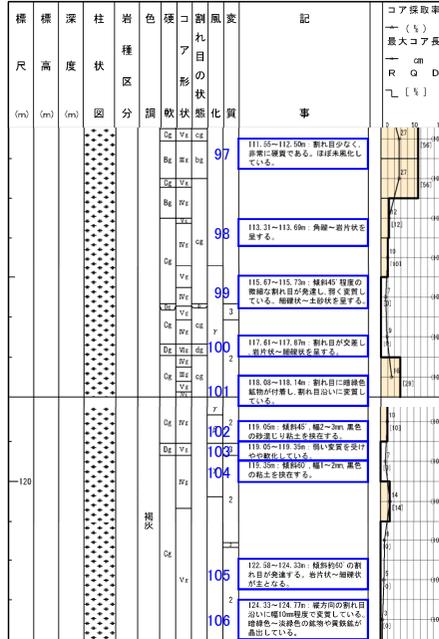
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事

98 113.31~113.69m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

a 120.67~122.58m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

98 113.31~113.69m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

a 120.67~122.58m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

98 113.31~113.69m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

a 120.67~122.58m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
98	・表現の見直し(角礫状～岩片状→角礫状)。	変更なし	変更なし
99	・割れ目が発達し細礫状～土砂状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・変質程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
100	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
101	・割れ目沿いの鉱物脈の晶出については、補足的なものであるため削除。 ・変質程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
102	・砂混じり粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
103	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
104	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
a	・割れ目の発達程度を記載。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
105	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
106	・割れ目沿いに変質しているが、連続性に乏しいことから削除。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

H24-B14-1

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	区	目	目	目	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	取	取	取	質		
								107 129.35~129.38m 傾斜65°の割れ目沿いに淡緑色の鉱物の晶出している。	0
								108 129.23~129.25m 傾斜10~30°の低角度割れ目と40~75°の高角度割れ目が交差し、角状化している。	2
								109 129.50~129.53m 傾斜60°幅50cmでやや散らしている。傾10~20m角部や傾斜部の傾斜が分布する。下層の傾斜60°の割れ目にマンガンが付着する。	2
								110 129.74~131.10m 割れ目の一部に幅1~2mの暗緑色の変質鉱物を伴う。	2
								111 131.10~132.05m 割れ目沿いに幅1~2mの暗緑色変質鉱物や傾10m以下の黄鉄鉱が晶出している。	2
								112 132.05~132.30m 割れ目までハンマーの割れ目が発達している。	2
								113 133.38~134.77m 破砕部 傾斜は73°である。	2
								114 133.38~134.77m 破砕部の節土状変質する。周囲の粘土状部からなり、幅は1.2mである。傾斜は73°である。	2
								115 133.38~134.77m 粘土質の塊状を呈し、淡緑色の節状した塊状部からなり、上端境界の傾斜は73°である。133.46m付近は傾斜75°である。133.46m付近は傾斜10~20°の節状した塊状部からなり、節の断面は白色の粘土が網目状に分布する。	2
								117	2

審査資料案

記事
113 133.38~134.77m ・破砕部である。 ・主に淡緑灰色の固結塊状部からなる。 ・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN38° E74° SEである。 ・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
113 133.38~134.77m ・破砕部である。 ・主に淡緑灰色の固結塊状部からなる。 ・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN38° E74° SEである。 ・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
113 133.38~134.77m ・破砕部である。 ・主に淡緑灰色の固結塊状部からなる。 ・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN38° E74° SEである。 ・上端境界の傾斜は73°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒審査資料 (R2.2.7)
107	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
108	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
109	・割れ目沿いに軟質化については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
110	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
111	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
112	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
113~117	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“硬質な礫を50%以上含む”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“粘土が網目状に分布する”と記載されているが、粘土の直線性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 	変更なし	変更なし

H24-B14-1

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	別	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	固	区	目	度	目	質		
		分	分	の	目	の			
				状	の	状			
				態	形	態			
				化	状	化			
				質	態	質			
140			灰赤	De	3	118	134.77~135.24m 変質と硬結化部である。不規則で細かい割れ目の発達を呈する。	0	50
			灰赤	De	3	119	135.24m 割れ目、層理が不明瞭である。	2	100
			灰赤	De	3	120	135.24m 層理が不明瞭である。層理が不明瞭である。層理が不明瞭である。	2	100
			灰赤	De	3	121	138.72~140.61m 割れ目が多く、角礫状を呈する。	2	100
			灰赤	De	3	122	141.13~143.34m 割れ目の間隔は1cm未満である。一部で割れ目に層理状の発達を呈する。	2	100
			灰赤	De	3	123	141.30~141.70m 層理状の発達を呈する。層理状の発達を呈する。	2	100
			灰赤	De	3	124	144.00m 層理の割れ目に、層理状の発達を呈する。	2	100
			灰赤	De	3	125	144.67~145.17m 割れ目が多い。層理状の発達を呈する。層理状の発達を呈する。	2	100
			灰赤	De	3	126	146.77~148.62m 変質と層理状の発達を呈する。層理状の発達を呈する。	2	100
			灰赤	De	3	127	148.78~149.10m 不規則な割れ目が多い。層理状の発達を呈する。層理状の発達を呈する。	2	100
			灰赤	De	3	128	149.10~150.00m 層理状の発達を呈する。層理状の発達を呈する。	2	100

審査資料案

記事

121 138.72~140.61m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

121 138.72~140.61m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

121 138.72~140.61m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

128 149.10~150.00m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

128 149.10~150.00m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

128 149.10~150.00m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

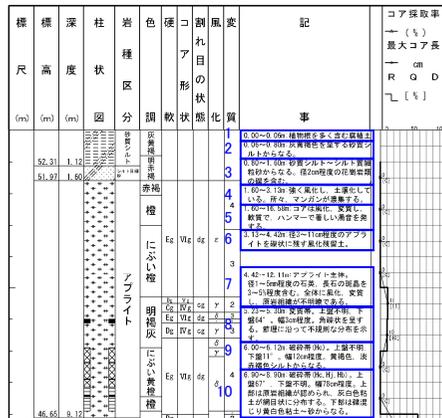
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
118	・割れ目の発達程度及び変質程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
119	・変質脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
120	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
121	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
122	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
123	・原岩組織が消滅し軟質化しているが、当該区間の上端及び下端の境界面が不明瞭であることから削除。 ・鉱物の濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
124	・割れ目沿いの鉱物の挟在については、補足的なものであるため削除。	—	—
125	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
126	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
127	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
128	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

余白

H20-④-2

余白

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案
(平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.06m ・腐植土を多く含む。
2	0.06~1.12m ・砂質シルトである。 ・灰黄褐色を呈する。
3	1.12~1.60m ・シルト質砂である。 ・径2cm程度の花崗岩類の礫を含む。
4	1.60~12.11m ・アブライトである。
5	1.60~16.68m ・強風化部である。
6	5.23~5.30m ・変質している。 ・角礫状を呈する。
7	●6.00~6.12m (F-6)-2-1破砕帯 ・破砕部である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。 ・幅100mmの粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は11°である。
8	●6.90~8.90m (D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅2.0cm ・土壌境界の傾斜は67°である。
9	●6.00~6.12m (F-6)-2-1破砕帯 ・破砕部である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。 ・幅100mmの粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は11°である。
10	●6.90~8.90m (D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅2.0cm ・土壌境界の傾斜は67°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

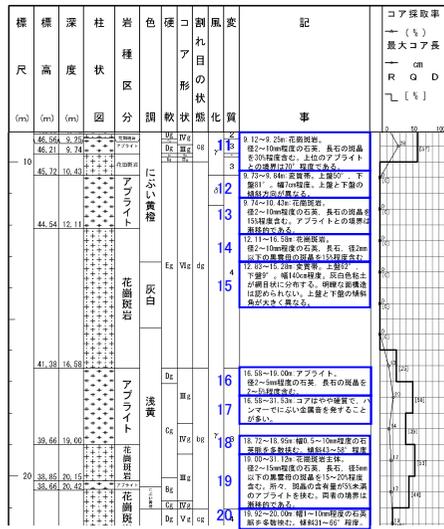
記事	
1	0.00~0.06m ・腐植土を多く含む。
2	0.06~1.12m ・砂質シルトである。 ・灰黄褐色を呈する。
3	1.12~1.60m ・シルト質砂である。 ・径2cm程度の花崗岩類の礫を含む。
4	1.60~12.11m ・アブライトである。
5	1.60~16.68m ・強風化部である。
6	5.23~5.30m ・変質している。 ・角礫状を呈する。
7	●6.00~6.12m (F-6)-2-1破砕帯 ・破砕部である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。 ・幅100mmの粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は11°である。
8	●6.90~8.90m (D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅2.0cm ・土壌境界の傾斜は67°である。
9	●6.00~6.12m (F-6)-2-1破砕帯 ・破砕部である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。 ・幅100mmの粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は11°である。
10	●6.90~8.90m (D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅2.0cm ・土壌境界の傾斜は67°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.06m ・腐植土を多く含む。
2	0.06~1.12m ・砂質シルトである。 ・灰黄褐色を呈する。
3	1.12~1.60m ・シルト質砂である。 ・径2cm程度の花崗岩類の礫を含む。
4	1.60~12.11m ・アブライトである。
5	1.60~16.68m ・強風化部である。
6	5.23~5.30m ・変質している。 ・角礫状を呈する。
7	●6.00~6.12m (F-6)-2-1破砕帯 ・破砕部である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。 ・幅100mmの粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は11°である。
8	●6.90~8.90m (D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅2.0cm ・土壌境界の傾斜は67°である。
9	●6.00~6.12m (F-6)-2-1破砕帯 ・破砕部である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。 ・幅100mmの粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は11°である。
10	●6.90~8.90m (D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅2.0cm ・土壌境界の傾斜は67°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植土については削除。	変更なし	変更なし
2,3	・柱状図に合わせて砂質シルトとシルト質砂、及びそれらの深度区間を記載。 ・表現の見直し(シルト質細砂→シルト質砂)。	変更なし	変更なし
4~6	・土壌化、軟質化、礫状化について、区間を統合して一括記載し、“風化”欄に基づき強風化部であると記載。 (誤記)一括記載した下端深度について、16.58mと書くべきところを誤って16.68mと記載。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の境界傾斜、幅、分布の不規則さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅100mmの粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	・誤記修正(“淡赤褐色の固結粘土状部からなる”の削除、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
10	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められ”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“粘土が網目状に分布する”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しいことから、固結礫状部に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
11	9.12~9.25m ・花崗斑岩である。
12	9.73~9.84m ・変質している。
13	9.74~10.43m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
14	12.11~16.58m ・花崗斑岩である。 ●14.63~14.66m(f-d)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・幅20mmの粘土を挟在する。
15	16.58~19.00m ・アブライトである。
16	18.72~18.95m ・幅0.5~10mmの石英脈を多数挟む。
18	19.00~31.12m ・花崗斑岩主体である。
19	19.92~20.00m ・幅1~10mm程度の石英脈を多数挟む。
20	

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
11	9.12~9.25m ・花崗斑岩である。
12	9.73~9.84m ・変質している。
13	9.74~10.43m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
14	12.11~16.58m ・花崗斑岩である。 ●14.63~14.66m(f-d)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・幅20mmの粘土を挟在する。
15	16.58~19.00m ・アブライトである。
16	18.72~18.95m ・幅0.5~10mmの石英脈を多数挟む。
18	19.00~31.12m ・花崗斑岩主体である。
19	19.92~20.00m ・幅1~10mm程度の石英脈を多数挟む。
20	

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
11	9.12~9.25m ・花崗斑岩である。
12	9.73~9.84m ・変質している。
13	9.74~10.43m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
14	12.11~16.58m ・花崗斑岩である。 ●14.63~14.66m(f-d)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部・累計幅2.0cm
15	16.58~19.00m ・アブライトである。
16	18.72~18.95m ・幅0.5~10mmの石英脈を多数挟む。
18	19.00~31.12m ・花崗斑岩主体である。
19	19.92~20.00m ・幅1~10mm程度の石英脈を多数挟む。
20	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
15	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-45頁)。 ・認定された破砕部の区間深度を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅20mmの粘土を記載。	変更なし	・記載の統一化(“幅20mmの粘土を挟在する”→“灰白色の未固結粘土状部・累計幅2.0cm”)。
16	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
17	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
18	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深さ	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	(m)	区分			形状	状態	事	(%)
37.61	21.50			岩					20.70m 幅5mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度	→
37.19	22.50								21.05~21.65m 変質帯、上層40°の傾斜、幅50cm程度、縦断方向割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。	→
36.60	23.30			灰黄	Q4	Wg			21.88m 幅5mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度	→
36.24	23.85								21.70m 幅5~10mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度	→
35.85	24.39								23.92m シーム、傾斜60°、幅0.70m程度の赤褐色結晶からなる、石英脈を挟む。傾斜40°、幅5.8cm程度、軟質化している。	→
35.37	25.15								23.70m 幅3mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度	→
34.42	26.42								25.51~25.56m 変質帯、上層20°下層40°、幅5.8cm程度、軟質化している。	→
34.11	26.85								26.00~26.23m 変質帯、上層不明、下層40°、幅15cm程度、軟質化している。褐色を呈する。	→
33.54	27.63								29.72~29.81m 変質帯、上層20°下層40°、幅7.70m程度、土砂状を呈する。	→
32.98	28.48			花崗岩						→
31.82	30.10			灰黄	Q4	Wg				→
31.09	31.12								31.12~43.10m 花崗岩類、粒径2~20mm程度の石英、長石、輝石以下の変質帯の厚さを15~30cm程度挟む。土砂状の気孔構造によって割れ目が目立つ。	→

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
20.15~20.42m, 21.90~22.50m, 23.30~23.85m, 24.39~25.15m, 26.42~26.85m, 27.63~28.40m, 30.10~31.12m ・アブライトである。
21.70m ・幅5mmの石英脈を挟む。
21.05~21.65m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。
21.88m ・幅3mmの石英脈を挟む。
23.10m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23.92m ・幅5mm程度の石英脈を挟む。
25.51~25.56m ・変質している。 ・軟質化している。
26.00~26.23m ・変質している。 ・褐色を呈し、軟質化している。
29.72~29.81m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

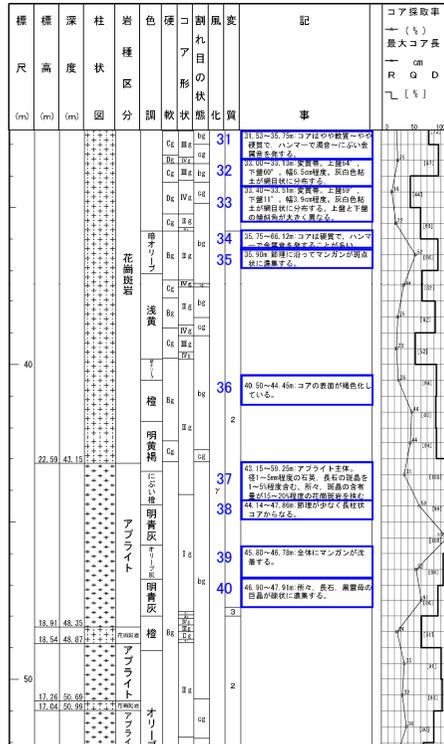
記事
20.15~20.42m, 21.90~22.50m, 23.30~23.85m, 24.39~25.15m, 26.42~26.85m, 27.63~28.40m, 30.10~31.12m ・アブライトである。
21.70m ・幅5mmの石英脈を挟む。
21.05~21.65m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。
21.88m ・幅3mmの石英脈を挟む。
23.10m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23.92m ・幅5mm程度の石英脈を挟む。
25.51~25.56m ・変質している。 ・軟質化している。
26.00~26.23m ・変質している。 ・褐色を呈し、軟質化している。
29.72~29.81m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
20.15~20.42m, 21.90~22.50m, 23.30~23.85m, 24.39~25.15m, 26.42~26.85m, 27.63~28.40m, 30.10~31.12m ・アブライトである。
21.70m ・幅5mmの石英脈を挟む。
21.05~21.65m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。
21.88m ・幅3mmの石英脈を挟む。
23.10m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23.92m ・幅5mm程度の石英脈を挟む。
25.51~25.56m ・変質している。 ・軟質化している。
26.00~26.23m ・変質している。 ・褐色を呈し、軟質化している。
29.72~29.81m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を一括記載。 (誤記)一括記載した一部の下端深度について、28.46mと書くべきところを誤って28.40mと記載。	変更なし	変更なし
21	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-206頁)。	-	-
26	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	-	-

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

記事

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

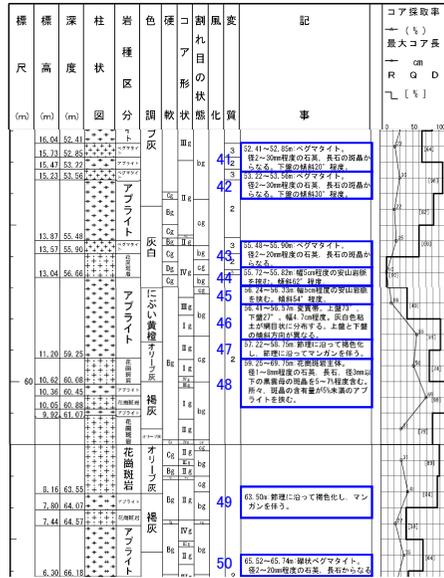
32	33.00~33.13m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33	33.40~33.51m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
36	40.50~44.45m ・コアの表面が褐色化している。
37	43.15~59.25m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
38	44.14~47.86m ・割れ目が少なく、長柱状コアを量する。
39	45.80~46.78m ・全体にマンガンが沈着する。
40	46.90~47.91m ・所々、長石、黒雲母の巨晶が礫状に濃集する。

32	33.00~33.13m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33	33.40~33.51m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
36	40.50~44.45m ・コアの表面が褐色化している。
37	43.15~59.25m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
38	44.14~47.86m ・割れ目が少なく、長柱状コアを量する。
39	45.80~46.78m ・全体にマンガンが沈着する。
40	46.90~47.91m ・所々、長石、黒雲母の巨晶が礫状に濃集する。

32	33.00~33.13m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33	33.40~33.51m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
36	40.50~44.45m ・コアの表面が褐色化している。
37	43.15~59.25m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
38	44.14~47.86m ・割れ目が少なく、長柱状コアを量する。
39	45.80~46.78m ・全体にマンガンが沈着する。
40	46.90~47.91m ・所々、長石、黒雲母の巨晶が礫状に濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
32	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
35	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案
(平成30年11月30日)

記事	
b	48.35~48.87m, 50.69~50.99m ・花崗斑岩である。
41	52.41~52.85m, 53.22~53.56m, 55.48~55.90m ・ペグマタイトである。
43	55.72~55.82m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
44	56.24~56.33m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
45	55.90~56.66m ・花崗斑岩である。
c	56.41~56.57m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
46	57.22~58.75m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
47	59.25~69.75m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトを挟む。
48	60.08~60.45m, 60.88~61.07m, 63.55~64.07m, 64.57~66.18m ・アプライトである。
d	63.50m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
49	65.52~65.74m ・ペグマタイトである。 ・礫状を呈する。
50	

審査資料
(令和2年2月7日)

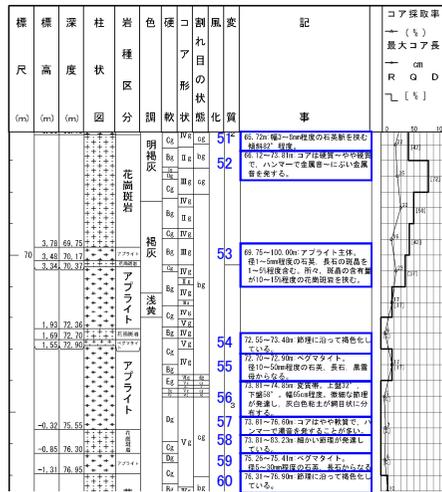
記事	
b	48.35~48.87m, 50.69~50.99m ・花崗斑岩である。
41	52.41~52.85m, 53.22~53.56m, 55.48~55.90m ・ペグマタイトである。
43	55.72~55.82m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
44	56.24~56.33m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
45	55.90~56.66m ・花崗斑岩である。
c	56.41~56.57m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
46	57.22~58.75m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
47	59.25~69.75m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトを挟む。
48	60.08~60.45m, 60.88~61.07m, 63.55~64.07m, 64.57~66.18m ・アプライトである。
d	63.50m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
49	65.52~65.74m ・ペグマタイトである。 ・礫状を呈する。
50	

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
b	48.35~48.87m, 50.69~50.99m ・花崗斑岩である。
41	52.41~52.85m, 53.22~53.56m, 55.48~55.90m ・ペグマタイトである。
43	55.72~55.82m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
44	56.24~56.33m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
45	55.90~56.66m ・花崗斑岩である。
c	56.41~56.57m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
46	57.22~58.75m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
47	59.25~69.75m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトを挟む。
48	60.08~60.45m, 60.88~61.07m, 63.55~64.07m, 64.57~66.18m ・アプライトである。
d	63.50m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
49	65.52~65.74m ・ペグマタイトである。 ・礫状を呈する。
50	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
41~43	・ペグマタイトの区間を一括記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
44	・安山岩脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・安山岩脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
46	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	変更なし	変更なし	変更なし
48	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
49	変更なし	変更なし	変更なし
50	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
51 65.72m ・幅3~8mmの石英脈を挟む。
53 69.75~100.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。 70.17~70.37m, 72.36~72.90m, 75.55~76.30m, 76.95~79.25m ・花崗斑岩である。
54 72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。
55 72.70~72.90m ・ペグマタイトである。
56 73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。
58 73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。 ●74.45~74.50m(f-④)-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・赤色・色斜は斜角7°である。
f 76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料
(平成30年11月30日)

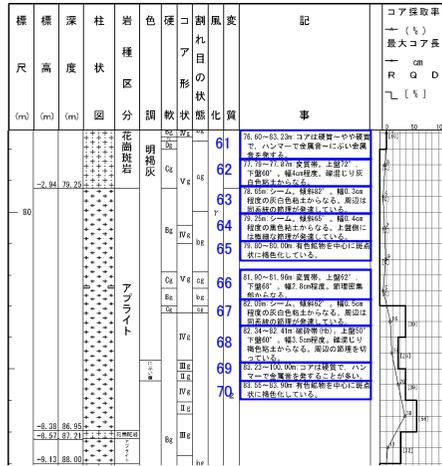
記事
51 65.72m ・幅3~8mmの石英脈を挟む。
53 69.75~100.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。 70.17~70.37m, 72.36~72.90m, 75.55~76.30m, 76.95~79.25m ・花崗斑岩である。
54 72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。
55 72.70~72.90m ・ペグマタイトである。
56 73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。
58 73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。 ●74.45~74.50m(f-④)-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・赤色・色斜は斜角7°である。
f 76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
51 65.72m ・幅3~8mmの石英脈を挟む。
53 69.75~100.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。 70.17~70.37m, 72.36~72.90m, 75.55~76.30m, 76.95~79.25m ・花崗斑岩である。
54 72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。
55 72.70~72.90m ・ペグマタイトである。
56 73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。
58 73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。 ●74.45~74.50m(f-④)-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・赤色・色斜は斜角7°である。
f 76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
53	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
56	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
58	変更なし	変更なし	変更なし
f	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-46頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
59	・ペグマタイトの区間幅が小さく、柱状図で表示していないことから削除。	—	—
60	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事	
62	77.79~77.87m ・変質している。 ・隙間じり粘土状を呈する。
66	81.90~81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68	●82.34~82.41m(f-d-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
70	83.55~83.90m ・斑点状に褐色化している。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事	
62	77.79~77.87m ・変質している。 ・隙間じり粘土状を呈する。
66	81.90~81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68	●82.34~82.41m(f-d-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
70	83.55~83.90m ・斑点状に褐色化している。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事	
62	77.79~77.87m ・変質している。 ・隙間じり粘土状を呈する。
66	81.90~81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68	●82.34~82.41m(f-d-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
70	83.55~83.90m ・斑点状に褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
62	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
63	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-207頁)。	—	—
64	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-208頁)。	—	—
65	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
66	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-209頁)。	—	—
68	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“周辺の節理を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
70	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	目	化	質	事	(%)
	-9.30	88.38		明礬灰			71			88.00m以下はコアの酸化汚染が目立つ。	最大コア長 — cm R Q D L (%)
				アプライト			72			90.00~90.87m 有色鉱物を中心に斑状に浸透している。	
				灰白			73			91.29~91.40m 変質帯、上縁30°下縁47°、幅約5cm程度、微細な割れ目が発達している。	
				明礬灰			74			92.44~93.07m 変質帯、上縁30°下縁45°、幅約5cm程度、微細な割れ目が発達している。	
	-14.47	95.49		明礬灰			75			95.30m シーム、傾斜88°、幅0.1cm、境界の岩石色基本からなる。0.1cm程度で認められる。	
	-14.92	96.20		アプライト			76			98.35~98.47m ベグマタイト層、88~100cm程度の石炭、長尺、黒質からなる。傾斜約30°程度。	
	-16.44	96.35									
	-16.53	98.47									
	-16.60	98.85									
	-16.81	98.98									
	-17.40	99.70									
	-17.61	100.00									

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
g	86.95~87.21m, 88.00~88.38m ・花崗斑岩である。
72	90.00~90.87m ・斑点状に褐色化している。
73	91.29~91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74	92.44~93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h	95.49~96.20m, 98.65~98.95m, 99.70~100.00m ・花崗斑岩である。
76	98.35~98.47m ・ベグマタイトである。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
g	86.95~87.21m, 88.00~88.38m ・花崗斑岩である。
72	90.00~90.87m ・斑点状に褐色化している。
73	91.29~91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74	92.44~93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h	95.49~96.20m, 98.65~98.95m, 99.70~100.00m ・花崗斑岩である。
76	98.35~98.47m ・ベグマタイトである。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
g	86.95~87.21m, 88.00~88.38m ・花崗斑岩である。
72	90.00~90.87m ・斑点状に褐色化している。
73	91.29~91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74	92.44~93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h	95.49~96.20m, 98.65~98.95m, 99.70~100.00m ・花崗斑岩である。
76	98.35~98.47m ・ベグマタイトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
g	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
71	・酸化汚染については、補足的なものであるため削除。	—	—
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
75	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-210頁)。	—	—
76	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

余白

委託報告書 (平成20年)

標高	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	区	分	状	目	質		
							の			
							形			
							状			
							態			
							化			
							質			
52.97	0.30	0.30	腐植質							
52.50	0.74	0.74	砂混じりシルト							
52.14	1.13	1.13	砂混じりシルト							
			アブライト							
			明礬灰							
			花崗斑岩							
47.67	5.60	5.60	花崗斑岩							
47.23	6.04	6.04	花崗斑岩							
47.19	6.14	6.14	花崗斑岩							
46.88	8.02	8.02	花崗斑岩							

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1 0.00~0.30m ・有機質シルトである。
2 0.30~0.74m ・砂混じりシルトである。
3 0.74~1.13m ・砂混じりシルトである。
4 1.13~5.60m ・アブライトである。
5 5.60~10.05m ・花崗斑岩主体である。
6 10.05~10.56m ・アブライトとの境界は漸移的である。
7 10.56~11.00m ・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00~0.30m ・有機質シルトである。
2 0.30~0.74m ・砂混じりシルトである。
3 0.74~1.13m ・砂混じりシルトである。
4 1.13~5.60m ・アブライトである。
5 5.60~10.05m ・花崗斑岩主体である。
6 10.05~10.56m ・アブライトとの境界は漸移的である。
7 10.56~11.00m ・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~0.30m ・有機質シルトである。
2 0.30~0.74m ・砂混じりシルトである。
3 0.74~1.13m ・砂混じりシルトである。
4 1.13~5.60m ・アブライトである。
5 5.60~10.05m ・花崗斑岩主体である。
6 10.05~10.56m ・アブライトとの境界は漸移的である。
7 10.56~11.00m ・幅6mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植質→有機質)。	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて礫混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
4	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
6	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
7	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
8	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
9	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-205頁)。	—	—
11	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・記事No.10のシームで切られるとの記載については、石英脈に変位が認められないことから削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コ
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	調	調	調	事	取
44.65	8.59		花	花	花	花	花	花	花		取
43.22	10.05		花	花	花	花	花	花	花		取
42.49	10.78		花	花	花	花	花	花	花		取
42.15	11.12		花	花	花	花	花	花	花		取
40.69	12.58		花	花	花	花	花	花	花		取

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

12	6.04~6.14m, 8.42~8.59m ・アブライトを挟む。
13	7.06~7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ●9.33~9.61m(F-4-2-1破砕帯) ・破砕部である。
15	7.06~16.02m: コアはやや軟弱で、ハ ンマーで連続貫入できる(ただし、 9.33~10.12m: 変質帯、土層が、 硬質で、傾斜が明確。変質帯が連続 して貫入できない。
16	9.63~9.72m ・幅5cmのアブライトを脈状に挟む。
17	10.05~12.58m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
18	10.16~10.20m ・幅2~4mmで石英脈を挟む。
19	10.78~11.12m ・花崗斑岩である。
20	11.12~11.25m ・幅0.2~2mmの石英脈を多数挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

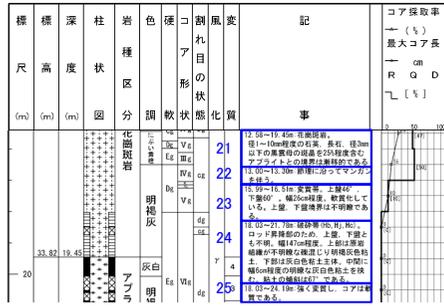
12	6.04~6.14m, 8.42~8.59m ・アブライトを挟む。
13	7.06~7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ●9.33~9.61m(F-4-2-1破砕帯) ・破砕部である。
15	7.06~16.02m: コアはやや軟弱で、ハ ンマーで連続貫入できる(ただし、 9.33~10.12m: 変質帯、土層が、 硬質で、傾斜が明確。変質帯が連続 して貫入できない。
16	9.63~9.72m ・幅5cmのアブライトを脈状に挟む。
17	10.05~12.58m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
18	10.16~10.20m ・幅2~4mmで石英脈を挟む。
19	10.78~11.12m ・花崗斑岩である。
20	11.12~11.25m ・幅0.2~2mmの石英脈を多数挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

12	6.04~6.14m, 8.42~8.59m ・アブライトを挟む。
13	7.06~7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ●9.33~9.61m(F-4-2-1破砕帯) ・破砕部である。
15	7.06~16.02m: コアはやや軟弱で、ハ ンマーで連続貫入できる(ただし、 9.33~10.12m: 変質帯、土層が、 硬質で、傾斜が明確。変質帯が連続 して貫入できない。
16	9.63~9.72m ・幅5cmのアブライトを脈状に挟む。
17	10.05~12.58m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
18	10.16~10.20m ・幅2~4mmで石英脈を挟む。
19	10.78~11.12m ・花崗斑岩である。
20	11.12~11.25m ・幅0.2~2mmの石英脈を多数挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
13	・変質している区間の境界傾斜、幅、"同系統の節理が発達している"との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
15	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-43頁)。 ・上記再観察に伴い、区間深度を見直し。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
16	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
18	・鉱物脈の傾斜、本数については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事	
21	12.58～19.45m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
23	15.99～16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24	●18.03～21.78m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部 累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31° W73° Wである。
25	18.03～24.19m ・強く変質し、軟質である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事	
21	12.58～19.45m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
23	15.99～16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24	●18.03～21.78m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部 累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31° W73° Wである。
25	18.03～24.19m ・強く変質し、軟質である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事	
21	12.58～19.45m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
23	15.99～16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24	●18.03～21.78m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部 累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31° W73° Wである。
25	18.03～24.19m ・強く変質し、軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じた、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が不明瞭な”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	ア	目	状	事	(%)
			分	別	別	化	ラ	化	状		最大コア長
			別	別	別	別	イ	別	状		cm
			別	別	別	別	イ	別	状		R Q D
			別	別	別	別	イ	別	状		L (%)
31.12	22.15									3	50
30.62	22.64									26	100

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
26	19.45~41.80m ・アプライト主体である。
27	21.78~23.27m ・変質している。 ・軟質化している。
28	22.15~22.64m ・花崗斑岩である。
29	●23.27~23.31m(f-d)-1-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN8° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は66°である。
30	23.31~23.59m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
26	19.45~41.80m ・アプライト主体である。
27	21.78~23.27m ・変質している。 ・軟質化している。
28	22.15~22.64m ・花崗斑岩である。
29	●23.27~23.31m(f-d)-1-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN8° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は66°である。
30	23.31~23.59m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
26	19.45~41.80m ・アプライト主体である。
27	21.78~23.27m ・変質している。 ・軟質化している。
28	22.15~22.64m ・花崗斑岩である。
29	●23.27~23.31m(f-d)-1-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN8° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は66°である。
30	23.31~23.59m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
27	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
29	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
30	・変質している区間の境界傾斜、幅、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										↓ (%)
									23.80~24.19m 変質帯、上層不整合帯の境界傾斜、灰黄色粘土が網目状に分布する。	31
									24.19~40.70m コアはやや軟質で、ハート型変質帯と、その境界傾斜が認められる。断層に沿って灰白色の斑晶を伴う。	32
									25.57~25.75m 変質帯、上層不整合帯の境界傾斜、灰黄色粘土が網目状に分布する。	34
									26.37~26.51m 変質帯、上層不整合帯の境界傾斜、灰黄色粘土が網目状に分布する。	35
									29.16~29.44m 花崗斑岩である。	37
									30.44~30.89m 変質帯、上層不整合帯の境界傾斜、灰黄色粘土が網目状に分布する。	38

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
31 23.80~24.19m ・変質している。 ・灰黄色粘土が網目状に分布する。
34 25.57~25.75m ・変質している。
35 26.37~26.51m ・変質している。 ・軟質化している。
37 29.16~29.44m ・花崗斑岩である。
38 30.44~30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

審査資料
(平成30年11月30日)

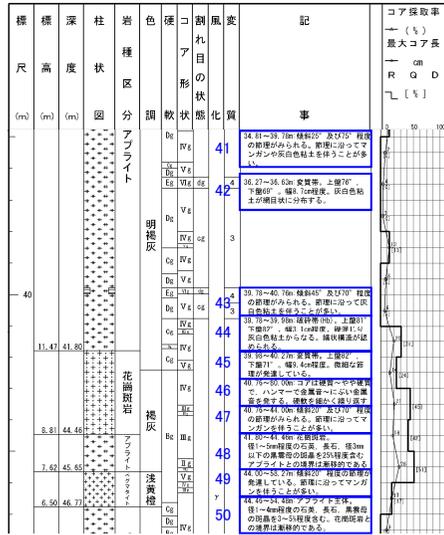
記事
31 23.80~24.19m ・変質している。 ・灰黄色粘土が網目状に分布する。
34 25.57~25.75m ・変質している。
35 26.37~26.51m ・変質している。 ・軟質化している。
37 29.16~29.44m ・花崗斑岩である。
38 30.44~30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
31 23.80~24.19m ・変質している。 ・灰黄色粘土が網目状に分布する。
34 25.57~25.75m ・変質している。
35 26.37~26.51m ・変質している。 ・軟質化している。
37 29.16~29.44m ・花崗斑岩である。
38 30.44~30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
33	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
34	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。 ・“硬軟”欄に基づき、軟質と記載。	変更なし	変更なし
36	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
38	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
42	36.27~36.63m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
44	●39.78~39.98m(F-④-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は82°である。 39.98~40.27m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
45	41.30~44.46m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
48	44.46~54.48m ・アフライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
(平成30年11月30日)

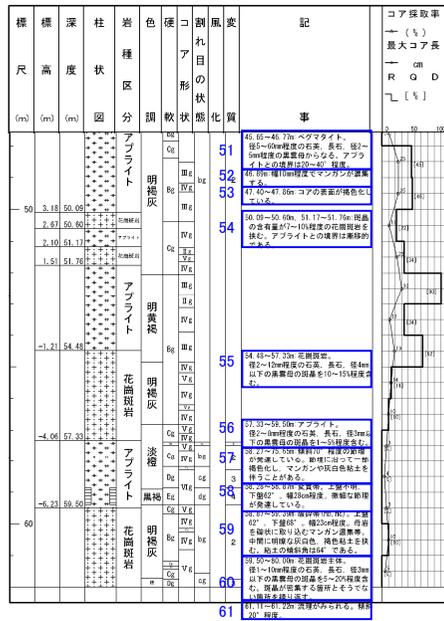
記事	
42	36.27~36.63m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
44	●39.78~39.98m(F-④-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は82°である。 39.98~40.27m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
45	41.30~44.46m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
48	44.46~54.48m ・アフライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
42	36.27~36.63m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
44	●39.78~39.98m(F-④-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は82°である。 39.98~40.27m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
45	41.30~44.46m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。
48	44.46~54.48m ・アフライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
42	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
44	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“縞状構造が認められる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
47	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
48	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
50	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
51 45.65~46.77m
54 50.09~50.60m, 51.17~51.76m
55 54.48~57.33m
56 57.33~59.50m
58 58.28~58.87m
59 59.50~60.00m
60 59.50~60.00m
61 61.11~61.22m

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
51 45.65~46.77m
54 50.09~50.60m, 51.17~51.76m
55 54.48~57.33m
56 57.33~59.50m
58 58.28~58.87m
59 59.50~60.00m
60 59.50~60.00m
61 61.11~61.22m

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
51 45.65~46.77m
54 50.09~50.60m, 51.17~51.76m
55 54.48~57.33m
56 57.33~59.50m
58 58.28~58.87m
59 59.50~60.00m
60 59.50~60.00m
61 61.11~61.22m

Table with 4 columns: 記事 (Article), 報告書⇒審査資料案 (Report⇒Review Case), 審査資料案⇒審査資料 (H30.11.30) (Review Case⇒Review Material), 審査資料 (H30.11.30)⇒審査資料 (R2.2.7) (Review Material⇒Review Material). It contains detailed comparison notes for each depth interval.

H20-4-1

委託報告書 (平成20年)

標高 尺 (m)	深度 尺 (m)	柱状 区別	岩種 色調	硬さ 調整	割れ 目形状	風化 状態	コア採取率 (%) 最大コア長 (cm) R Q D L (%)
19.41	66.70	IVa	花崗岩 暗色	硬	細	2	61.57~61.91m 変質している。 微細な割れ目が発達している。 ●63.91~64.44m(D-21破砕帯) 破砕部である。 淡褐色の固結礫状部からなる。 走向・傾斜はN19° E68° Wである。 フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は50°である。 65.47~65.60m 変質している。 淡褐色粘土が絹目状に分布する。 66.70~67.00m ベグマタイト 10mm程度の粒長。周辺からなる 高角度の微細な割れ目が密集し、密着 したマンガンに分布する。 67.00~67.38m アブライト 10mm程度の粒長。長軸からなる 高角度の微細な割れ目が密集し、密着 したマンガンに分布する。 67.37~69.49m 変質している。 灰白色粘土が絹目状に分布する。 69.37~69.49m 変質している。 灰白色粘土が絹目状に分布する。 70.00~70.37m 高角度の微細な割れ目が 発達している。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
61.57~61.91m 変質している。 微細な割れ目が発達している。 ●63.91~64.44m(D-21破砕帯) 破砕部である。 淡褐色の固結礫状部からなる。 走向・傾斜はN19° E68° Wである。 フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は50°である。 65.47~65.60m 変質している。 淡褐色粘土が絹目状に分布する。 66.70~67.00m、67.88~68.36m ベグマタイトである。 67.00~67.38m、68.36~68.73m アブライトである。 69.37~69.49m 変質している。 灰白色粘土が絹目状に分布する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
61.57~61.91m 変質している。 微細な割れ目が発達している。 ●63.91~64.44m(D-21破砕帯) 破砕部である。 淡褐色の固結礫状部からなる。 走向・傾斜はN19° E68° Wである。 フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は50°である。 65.47~65.60m 変質している。 淡褐色粘土が絹目状に分布する。 66.70~67.00m、67.88~68.36m ベグマタイトである。 67.00~67.38m、68.36~68.73m アブライトである。 69.37~69.49m 変質している。 灰白色粘土が絹目状に分布する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
61.57~61.91m 変質している。 微細な割れ目が発達している。 ●63.91~64.44m(D-21破砕帯) 破砕部である。 淡褐色の固結礫状部からなる。 走向・傾斜はN19° E68° Wである。 フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は50°である。 65.47~65.60m 変質している。 淡褐色粘土が絹目状に分布する。 66.70~67.00m、67.88~68.36m ベグマタイトである。 67.00~67.38m、68.36~68.73m アブライトである。 69.37~69.49m 変質している。 灰白色粘土が絹目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・RQDと最大コア長が低下することから、微細な割れ目が発達する区間について、“変質”欄に基づき、変質していると記載。	変更なし	変更なし
62,63	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明。(補足説明資料4 補足4-44頁) ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
64	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65,67	・ベグマタイトとその深度区間について一括記載。 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・高角度の微細な割れ目の密集については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66,68	・アブライトとその深度区間について一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
69	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	－	－

H20-④-1

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	状	状	目	質		最大コア長
							の			— cm
							形			R Q D
							状			↓ (%)
							状			
							化			
							質			
									71	70.37~70.60m アブライト、 80cm以下の最高位の標高をわずかに 異なる。
									72	70.65~80.00m 粒径25' 及び30' 程度 の粒径がみられる。原状に因ってマ ンガンを含まない。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
71 70.37~70.60m ・アブライトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
71 70.37~70.60m ・アブライトである。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
71 70.37~70.60m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
72	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—

余白

H20-④-5

余白

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	調	軟	れ	速	事	(%)
(m)	(m)	(m)	(m)	区	分	状	目	状		最大コア径
										cm
										R Q D
										[%]
62.21	1.00			花崗岩	灰白	硬	割れ目	風速	1.00~1.00m マサ、シルト混じり砂で構成される。	10
54.64	8.57			花崗岩	灰白	硬	割れ目	風速	1.00~10.48m 花崗岩主体。割れ目50cm程度の石、長さ、径5cm以下の片岩等の塊石を7~15%程度含む。全体的に、変質、角閃結晶が不明瞭である。	10
53.49	9.72			花崗岩	灰白	硬	割れ目	風速	1.00~11.16m 傾斜40°及び50°程度の塊石が認められる。割れ目によって白色粘土を挟むことが多い。	10
52.73	10.48			花崗岩	灰白	硬	割れ目	風速	4.97~8.56m 変質が著しい。	10
50.82	12.39			花崗岩	灰白	硬	割れ目	風速	7.85~9.71m(D=20破砕帯) 破砕部である。主に赤褐色の固結礫状部、淡赤褐色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。灰白色の未固結粘土状部、累計幅9.0cm。走向・傾斜はN56° W70° Sである。上端境界の傾斜は61°、下端境界の傾斜は34°である。	10

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	0.00~1.00m ・シルト混じり砂である。 マサである。
1	1.00~65.00m ・花崗岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
2.14, 32.48	
5	6.61~8.56m ・赤色が著しい。
6	7.27~7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54~7.97m ・幅2~5cmの石英脈を挟む。
8	7.85~9.71m(D=20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部、淡赤褐色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。灰白色の未固結粘土状部、累計幅9.0cm。走向・傾斜はN56° W70° Sである。上端境界の傾斜は61°、下端境界の傾斜は34°である。
a.10, 19	8.75~9.72m, 10.48~12.39m ・アプライトである。
9	10.30~10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料

(平成30年11月30日)

記事	0.00~1.00m ・シルト混じり砂である。 マサである。
1	1.00~65.00m ・花崗岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
2.14, 32.48	
5	6.61~8.56m ・赤色が著しい。
6	7.27~7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54~7.97m ・幅2~5cmの石英脈を挟む。
8	7.85~9.71m(D=20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部、淡赤褐色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。灰白色の未固結粘土状部、累計幅9.0cm。走向・傾斜はN56° W70° Sである。上端境界の傾斜は61°、下端境界の傾斜は34°である。
a.10, 19	8.75~9.72m, 10.48~12.39m ・アプライトである。
9	10.30~10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料

(令和2年2月7日)

記事	0.00~1.00m ・シルト混じり砂である。 マサである。
1	1.00~65.00m ・花崗岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
2.14, 32.48	
5	6.61~8.56m ・赤色が著しい。
6	7.27~7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54~7.97m ・幅2~5cmの石英脈を挟む。
8	7.85~9.71m(D=20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部、淡赤褐色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。灰白色の未固結粘土状部、累計幅9.0cm。走向・傾斜はN56° W70° Sである。上端境界の傾斜は61°、下端境界の傾斜は34°である。
a.10, 19	8.75~9.72m, 10.48~12.39m ・アプライトである。
9	10.30~10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2.14,32.48	・途中で挟むアプライトを挟在層であると判断し、孔底まで花崗岩が主体であると記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。(誤記)“原岩組織が不明瞭である。”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除すべきところを誤って記載。	変更なし	変更なし
3	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
4	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。	—	—
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	変更なし	変更なし	変更なし
7	・鉱物脈の本数、傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土には網状構造が認められる”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“原岩組織が不明瞭”、“原岩組織が認められ”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
a.10,19	・柱状図に合わせてアプライトが挟在する区間を一括記載。(誤記)8.57~9.72mと書くべきところを誤って8.75~9.72mと記載。	変更なし	変更なし
9	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	化	事	(%)
			分	別	査	状	の	質		最大コア長
						状	形			cm
						状	状			R Q D
						化	状			L (%)
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	10.82m 割れ目の有無を調べ、傾斜を測定する。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	11.14~11.31m 傾斜62°及び65°程度の傾斜がある。割れ目によってマンガンや灰白色粘土を伴うことが多	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	11.92~12.31m 変質帯、上層62°下層74°、幅120cm程度。灰白色粘土が網目状に分布する。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	12.31~25.87m 花崗斑岩、片石、砂5mm以下の黒雲母の混入を70~20%程度含む。傾斜がほぼ垂直な層所とそうでない層所を繰り返す。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	13.00~25.33m コアはやや軟質で、傾斜がほぼ垂直な層所とそうでない層所を繰り返す。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	14.31~20.89m 傾斜65°及び60°程度の傾斜がある。割れ目によってマンガンや灰白色粘土を伴うことが多	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	15.31~15.52m 変質帯、上層60°下層64°、幅90cm程度。灰白色粘土が網目状に分布する。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	15.74~15.84m 変質帯、上層74°下層85°、幅120cm程度。上層、下層には灰白色粘土を伴う。上層と下層の間は灰色粘土が網目状に分布する。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	15.74~18.02m アプライト脈を挟む、傾斜72°程度。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	15.74~18.00m 変質帯、上層83°下層87°、幅150cm程度。特異的な濃いマンガン色の粘土が網目状に分布する。	

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
10.82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
11.92~12.31m ・変質している。
13 ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は72°である。
17 15.35~15.52m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18 15.74~15.84m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
20 17.67~18.00m ・変質している。 ・濃褐色粘土が網目状に分布する。

審査資料
(平成30年11月30日)

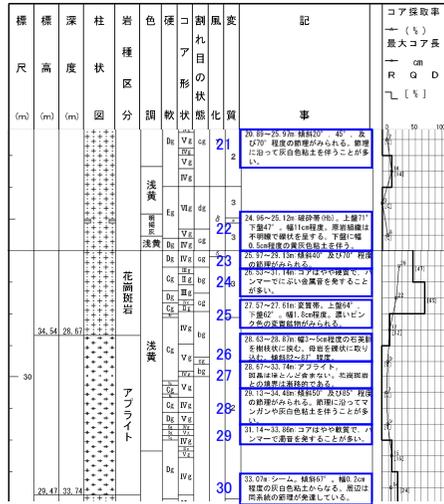
記事
10.82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
11.92~12.31m ・変質している。
13 ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は72°である。
17 15.35~15.52m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18 15.74~15.84m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
20 17.67~18.00m ・変質している。 ・濃褐色粘土が網目状に分布する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
10.82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
11.92~12.31m ・変質している。
13 ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は72°である。
17 15.35~15.52m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18 15.74~15.84m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
20 17.67~18.00m ・変質している。 ・濃褐色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンの記載については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟み込むが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	-	-
13	・変質している区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・花崗斑岩の深度区間については、記事No.2で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	-	-
15	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
16	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンの記載については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟み込むが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	-	-
17	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・アプライト脈については、記事aで説明しているため削除。	-	-
20	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
●24.96~25.12m(D-21破砕帯) ・破砕帯である。 ・明褐色の固結礫部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E62° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は47°である。
22
25
26
27

審査資料
(平成30年11月30日)

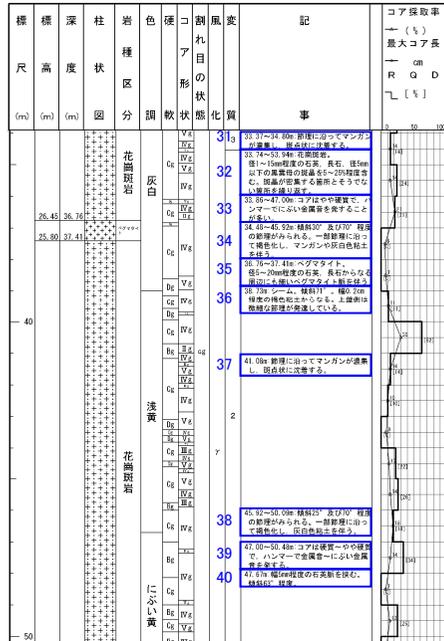
記事
●24.96~25.12m(D-21破砕帯) ・破砕帯である。 ・明褐色の固結礫部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E62° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は47°である。
22
25
26
27

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
●24.96~25.12m(D-21破砕帯) ・破砕帯である。 ・明褐色の固結礫部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E62° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は47°である。
22
25
26
27

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。 	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織は不明瞭”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	—	—
25	<ul style="list-style-type: none"> ・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜、幅、変色鉱物については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱物脈の産状、傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
29	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	—	—
30	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-216頁)。 	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
35 36.76~37.41m ・ペグマタイトである。
36 ●38.73~38.74m(f-d-9-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN9°E70°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40 47.67m ・幅5mmの石英脈を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
35 36.76~37.41m ・ペグマタイトである。
36 ●38.73~38.74m(f-d-9-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN9°E70°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40 47.67m ・幅5mmの石英脈を挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
35 36.76~37.41m ・ペグマタイトである。
36 ●38.73~38.74m(f-d-9-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN9°E70°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40 47.67m ・幅5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・花崗斑岩の深度区間については、記事No.2で説明しているため削除。	—	—
33	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
34	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
36	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-217頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-48頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
37	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
39	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
40	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	分	状	目	質		最大コア長
						状	の			cm
						化	形			R Q D
						状	状			L (%)
						状	状			
50									41	
									42	
	11.00	52.16							43	
	10.10	52.51							44	
	8.27	53.94							45	
	6.77	56.44							46	
									47	
									48	
									49	
									50	
60										

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
43	●51.86~52.16m (F-4)-5-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° W68° Wである。 ・幅16mmの粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は61°である。
44	52.16~52.51m ・アプライトである。
46	53.94~56.44m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
50	60.81~61.04m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
43	●51.86~52.16m (F-4)-5-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° W68° Wである。 ・幅16mmの粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は61°である。
44	52.16~52.51m ・アプライトである。
46	53.94~56.44m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
50	60.81~61.04m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
43	●51.86~52.16m (F-4)-5-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° W68° Wである。 ・幅16mmの粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は61°である。
44	52.16~52.51m ・アプライトである。
46	53.94~56.44m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
50	60.81~61.04m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	-	-
42	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
43	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅16mmの粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
44	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
46	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
48	・花崗斑岩の深度区間については、記事No.2で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	-	-
49	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
50	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-5

委託報告書 (平成20年)

標 尺	標 高 度	柱 状	岩 種	色	硬 度	割 削 目 の 形 状	風 化 状 態	波 長	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	花崗斑岩	灰黄	Ng Dn	Ve ct	2			0 10 100
-1.70	85.00		浅黄	Cs Ng Dn	5	2			63.66~63.75m 表層部、上層部7 字幅0.7m幅、0.5m幅部、土砂状を 見せる。上層と下層の境界方向が異 なり、本観測点形状を示す。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
51 63.66~63.75m ・変質している。 ・土砂状を量する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
51 63.66~63.75m ・変質している。 ・土砂状を量する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
51 63.66~63.75m ・変質している。 ・土砂状を量する。

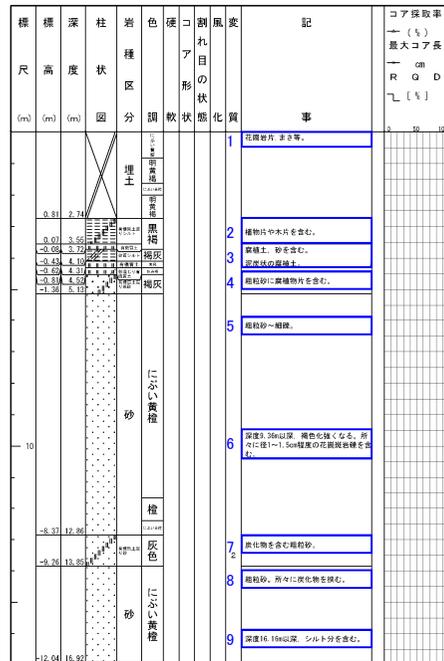
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.7

余白

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~2.74m ・埋土である。 ・花崗岩片、まさを含む。
2	2.74~3.55m ・有機質土混じりシルトである。 ・植物片や木片を含む。
a	3.55~3.72m ・有機質土である。
3	3.72~4.10m ・砂質シルトである。 ・泥炭状の有機質土である。
b	4.10~4.51m ・有機質土である。
c	4.51~4.52m ・砂混じり有機質土である。
4	4.52~5.13m ・有機質土混じり粗砂である。
5	5.13~12.86m ・砂である。
7	12.86~13.85m ・有機質土混じり砂である。
8	13.85~16.92m ・砂である。 ・粗粒砂。 ・所々に炭化物を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~2.74m ・埋土である。 ・花崗岩片、まさを含む。
2	2.74~3.55m ・有機質土混じりシルトである。 ・植物片や木片を含む。
a	3.55~3.72m ・有機質土である。
3	3.72~4.10m ・砂質シルトである。 ・泥炭状の有機質土である。
b	4.10~4.51m ・有機質土である。
c	4.51~4.52m ・砂混じり有機質土である。
4	4.52~5.13m ・有機質土混じり粗砂である。
5	5.13~12.86m ・砂である。
7	12.86~13.85m ・有機質土混じり砂である。
8	13.85~16.92m ・砂である。 ・粗粒砂。 ・所々に炭化物を挟む。

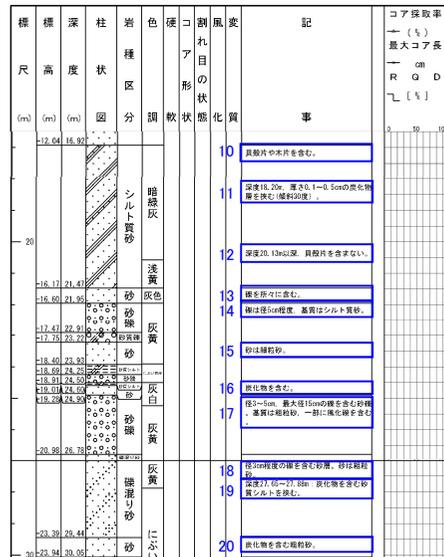
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~2.74m ・埋土である。 ・花崗岩片、まさを含む。
2	2.74~3.55m ・有機質土混じりシルトである。 ・植物片や木片を含む。
a	3.55~3.72m ・有機質土である。
3	3.72~4.10m ・砂質シルトである。 ・泥炭状の有機質土である。
b	4.10~4.51m ・有機質土である。
c	4.51~4.52m ・砂混じり有機質土である。
4	4.52~5.13m ・有機質土混じり粗砂である。
5	5.13~12.86m ・砂である。
7	12.86~13.85m ・有機質土混じり砂である。
8	13.85~16.92m ・砂である。 ・粗粒砂。 ・所々に炭化物を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて埋土と記載。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて有機質土混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて有機質土と記載。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。 ・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて有機質土と記載。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて砂混じり有機質土と記載。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて有機質土混じり粗砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植物編については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫については削除。	変更なし	変更なし
6	・変色については、補足的なものであるため削除。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種については削除。	—	—
7	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、炭化物、粒度については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
9	・シルトについては、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	—	—

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
10	16.92~21.47m ・シルト質砂である。 ・貝殻片や木片を含む。
11	18.20m ・幅0.1~0.5cmの炭化物層を挟む。
13	21.47~21.95m ・砂である。 21.95~23.22m ・砂~砂質礫である。 ・礫は径5cm程度。基質はシルト質砂。
14	23.22~23.93m ・砂である。 ・炭化物を含む。
15	23.93~24.25m ・砂質シルトである。
16	24.25~24.50m ・砂礫である。
d	24.50~24.60m ・砂質シルトである。
e	24.60~24.90m ・砂である。
f	24.90~26.78m ・砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径15cmの礫を含む。
g	26.78~29.44m ・礫混じり砂である。 ・径3cm程度の礫を含む砂層。砂は粗粒砂。
17	27.65~27.88m ・炭化物を含む砂質シルトを挟む。
18	29.44~30.05m ・砂である。 ・炭化物を含む。
19	
20	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
10	16.92~21.47m ・シルト質砂である。 ・貝殻片や木片を含む。
11	18.20m ・幅0.1~0.5cmの炭化物層を挟む。
13	21.47~21.95m ・砂である。 21.95~23.22m ・砂~砂質礫である。 ・礫は径5cm程度。基質はシルト質砂。
14	23.22~23.93m ・砂である。 ・炭化物を含む。
15	23.93~24.25m ・砂質シルトである。
16	24.25~24.50m ・砂礫である。
d	24.50~24.60m ・砂質シルトである。
e	24.60~24.90m ・砂である。
f	24.90~26.78m ・砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径15cmの礫を含む。
g	26.78~29.44m ・礫混じり砂である。 ・径3cm程度の礫を含む砂層。砂は粗粒砂。
17	27.65~27.88m ・炭化物を含む砂質シルトを挟む。
18	29.44~30.05m ・砂である。 ・炭化物を含む。
19	
20	

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
10	16.92~21.47m ・シルト質砂である。 ・貝殻片や木片を含む。
11	18.20m ・幅0.1~0.5cmの炭化物層を挟む。
13	21.47~21.95m ・砂である。 21.95~23.22m ・砂~砂質礫である。 ・礫は径5cm程度。基質はシルト質砂。
14	23.22~23.93m ・砂である。 ・炭化物を含む。
15	23.93~24.25m ・砂質シルトである。
16	24.25~24.50m ・砂礫である。
d	24.50~24.60m ・砂質シルトである。
e	24.60~24.90m ・砂である。
f	24.90~26.78m ・砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径15cmの礫を含む。
g	26.78~29.44m ・礫混じり砂である。 ・径3cm程度の礫を含む砂層。砂は粗粒砂。
17	27.65~27.88m ・炭化物を含む砂質シルトを挟む。
18	29.44~30.05m ・砂である。 ・炭化物を含む。
19	
20	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
10	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
11	・炭化物層の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・“貝殻片を含まない”との記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
13	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて砂~砂質礫と記載。 ・表現の見直し(砂礫、砂質礫→砂~砂質礫)。	変更なし	変更なし
15,16	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
f	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・基質と風化礫については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	分	調	状	目	化	事	(%)
										最大コア長
										cm
										R Q D
										L (%)
			玉石混じり砂礫	黄橙					21	30.05~32.46m 最大径30cmの礫を含む砂礫。基質は中～細粒砂。礫の侵入率約60%。
			砂	明緑灰					22	中粒砂でシルトを挟む。
			砂礫	灰白					23	径1~5cmの礫を含む砂礫。
			礫混じり砂	灰白					24	径2~5cm程度の礫を含む砂層。礫化率を多く含む。基質は粗粒砂。
			砂	灰赤					25	粗～細粒砂とシルトの互層。細粒砂がシルトに炭化物を含む。
			玉石混じり砂礫	明緑灰					26	径3~5cm、最大径8cmの礫を含む砂礫。基質は粗粒砂。
			砂	明緑灰					27	細粒砂、粗粒砂、砂礫の互層。
			砂	灰白					28	径3~5cm、最大径10cmの礫を含む砂礫。礫の長径は斜傾。
			玉石混じり砂礫	黄橙					29	深径43.84~45.15m シルト～細粒砂を挟む。
			砂	黄橙					30	深径45.09~45.15m シルトと互層。
			砂	黄橙					31	深径44.29~45.37m 細粒砂を挟む。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	30.05~32.46m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~10cm、最大径30cmの礫を含む。
22	32.46~33.11m ・砂である。
23	33.11~33.63m ・砂礫である。 ・径1~5cmの礫を含む。
24	33.63~36.58m ・礫混じり砂である。 ・径2~5cm程度の礫を含む砂層。 ・風化礫を多く含む。 ・基質は粗粒砂。
25	36.58~37.78m ・砂である。 ・炭化物を含むシルトと互層する。
26	37.78~41.00m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径8cmの礫を含む。 ・基質は粗粒砂。
27	41.00~41.64m ・砂である。
28	41.64~45.66m ・玉石混じり砂礫である。
29	43.84~45.73m ・平均径3~5cm、最大径10cmの礫を含む。
31	43.84~45.73m ・所々、シルト～細粒砂を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	30.05~32.46m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~10cm、最大径30cmの礫を含む。
22	32.46~33.11m ・砂である。
23	33.11~33.63m ・砂礫である。 ・径1~5cmの礫を含む。
24	33.63~36.58m ・礫混じり砂である。 ・径2~5cm程度の礫を含む砂層。 ・風化礫を多く含む。 ・基質は粗粒砂。
25	36.58~37.78m ・砂である。 ・炭化物を含むシルトと互層する。
26	37.78~41.00m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径8cmの礫を含む。 ・基質は粗粒砂。
27	41.00~41.64m ・砂である。
28	41.64~45.66m ・玉石混じり砂礫である。
29	43.84~45.73m ・平均径3~5cm、最大径10cmの礫を含む。
31	43.84~45.73m ・所々、シルト～細粒砂を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	30.05~32.46m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~10cm、最大径30cmの礫を含む。
22	32.46~33.11m ・砂である。
23	33.11~33.63m ・砂礫である。 ・径1~5cmの礫を含む。
24	33.63~36.58m ・礫混じり砂である。 ・径2~5cm程度の礫を含む砂層。 ・風化礫を多く含む。 ・基質は粗粒砂。
25	36.58~37.78m ・砂である。 ・炭化物を含むシルトと互層する。
26	37.78~41.00m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径8cmの礫を含む。 ・基質は粗粒砂。
27	41.00~41.64m ・砂である。
28	41.64~45.66m ・玉石混じり砂礫である。
29	43.84~45.73m ・平均径3~5cm、最大径10cmの礫を含む。
31	43.84~45.73m ・所々、シルト～細粒砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 基質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 礫率については、区間内ではばらつきがあるため削除。 	変更なし	変更なし
22	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、シルトについては削除。 	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂礫と記載。 	変更なし	変更なし
24	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 	変更なし	変更なし
25	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂と記載。 粒度については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、互層については削除。 	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫の風化については削除。 	変更なし	変更なし
29~31	<ul style="list-style-type: none"> シルト～細粒砂の挟在について、区間を統合して一括記載。(誤記)43.84~45.37mと書くべきところを誤って43.84~45.73mと記載。 	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	区	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	状	化	目	質		
							形			
							状			
							態			
							化			
									深度45.25~45.27m: 細粒砂を挟む。	3 50 100
									深度46.66~47.46m: 有機質土混じり砂と記載。	
									深度47.46~49.34m: 玉石混じり砂礫と記載。	
									深度49.84~51.32m: 砂と記載。	
									深度51.32~53.49m: 砂礫と記載。	
									深度53.49~55.50m: 花崗斑岩である。	
									深度55.50~66.10m: アプライトである。	
									深度61.50~62.70m: コア流出。	
									深度63.70~65.40m: 層間に沿って黄褐色を呈す。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
32 46.66~47.46m ・有機質土混じり砂である。
33 47.46~49.34m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径19cmの礫を含む。 ・くさり礫が多い。
34 49.84~51.32m ・砂である。
35 51.32~53.49m ・砂礫である。 ・最大径40cmの巨礫を含む。
h 53.49~55.50m ・花崗斑岩である。 ・全体的に風化している。
36 55.50~66.10m ・アプライトである。 ・全体的に風化している。
39 61.50~62.70m ・コア流出。

審査資料 (平成30年11月30日)

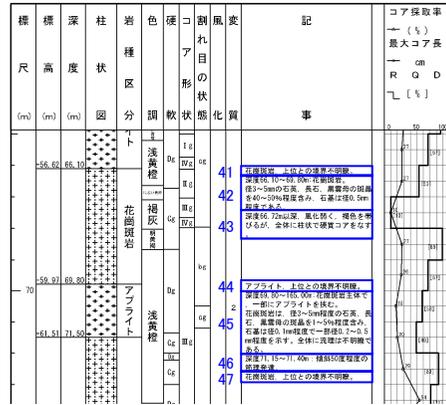
記 事
32 46.66~47.46m ・有機質土混じり砂である。
33 47.46~49.34m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径19cmの礫を含む。 ・くさり礫が多い。
34 49.84~51.32m ・砂である。
35 51.32~53.49m ・砂礫である。 ・最大径40cmの巨礫を含む。
h 53.49~55.50m ・花崗斑岩である。 ・全体的に風化している。
36 55.50~66.10m ・アプライトである。 ・全体的に風化している。
39 61.50~62.70m ・コア流出。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
32 46.66~47.46m ・有機質土混じり砂である。
33 47.46~49.34m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径19cmの礫を含む。 ・くさり礫が多い。
34 49.84~51.32m ・砂である。
35 51.32~53.49m ・砂礫である。 ・最大径40cmの巨礫を含む。
h 53.49~55.50m ・花崗斑岩である。 ・全体的に風化している。
36 55.50~66.10m ・アプライトである。 ・全体的に風化している。
39 61.50~62.70m ・コア流出。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、炭化物、粒度については削除。	変更なし	変更なし
33	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 ・基質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
34	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、堆積構造については削除。	変更なし	変更なし
35	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・基質、固結度については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・“風化”欄に基づき風化していると記載。	変更なし	変更なし
36	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・“風化”欄に基づき風化していると記載。	変更なし	変更なし
37	・風化を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
38	・風化を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事	
41 43	66.10~69.80m ・花崗斑岩である。 ・66.72m以深は、弱風化している。
45	69.80~165.00m ・花崗斑岩主体で、一部にアブライトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
41 43	66.10~69.80m ・花崗斑岩である。 ・66.72m以深は、弱風化している。
45	69.80~165.00m ・花崗斑岩主体で、一部にアブライトを挟む。

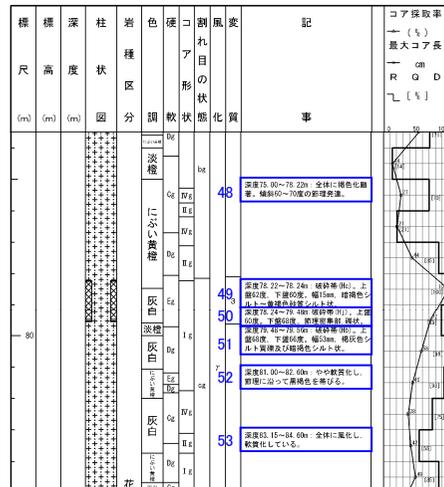
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
41 43	66.10~69.80m ・花崗斑岩である。 ・66.72m以深は、弱風化している。
45	69.80~165.00m ・花崗斑岩主体で、一部にアブライトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41~43	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 	変更なし	変更なし
44	<ul style="list-style-type: none"> ・アブライトについては、花崗斑岩を主体とする区間内の挟在層として、柱状図で表示することとしているため削除。 	—	—
45	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
46	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—
47	<ul style="list-style-type: none"> ・花崗斑岩の分布については、記事No.45で区間を統合して一括記載しているため削除。 ・岩種境界については、補足的なものであるため削除。 	—	—

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
48 75.00~78.22m ・全体に褐色化が顕著である。 ・割れ目が発達する。
49 78.22~79.56m(D-24破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN7° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
51 81.00~82.60m ・やや軟質化し、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
52 83.15~84.60m ・全体に風化し、軟質化している。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
48 75.00~78.22m ・全体に褐色化が顕著である。 ・割れ目が発達する。
49 78.22~79.56m(D-24破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN7° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
51 81.00~82.60m ・やや軟質化し、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
52 83.15~84.60m ・全体に風化し、軟質化している。

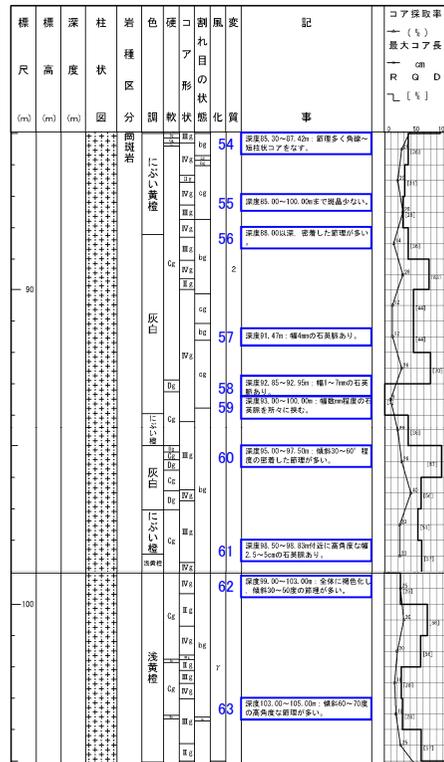
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
48 75.00~78.22m ・全体に褐色化が顕著である。 ・割れ目が発達する。
49 78.22~79.56m(D-24破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN7° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
51 81.00~82.60m ・やや軟質化し、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
52 83.15~84.60m ・全体に風化し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49~51	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・下端境界の見かけの傾斜については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。 	変更なし	変更なし
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85~92.95m ・幅1~7mmの石英脈が分布する。
59 93.00~100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00~97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50~98.83m ・幅2.5~5cmの石英脈が分布する。
62 99.00~103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00~105.00m ・高角度の割れ目が多い。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85~92.95m ・幅1~7mmの石英脈が分布する。
59 93.00~100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00~97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50~98.83m ・幅2.5~5cmの石英脈が分布する。
62 99.00~103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00~105.00m ・高角度の割れ目が多い。

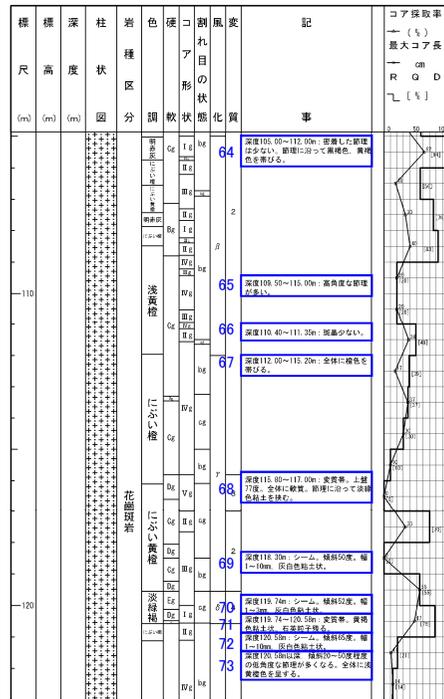
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85~92.95m ・幅1~7mmの石英脈が分布する。
59 93.00~100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00~97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50~98.83m ・幅2.5~5cmの石英脈が分布する。
62 99.00~103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00~105.00m ・高角度の割れ目が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
55	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
56	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
64	105.00~112.00m ・割れ目に沿って黒褐色、黄褐色を帯びる。
65	109.50~115.00m ・高角度の割れ目が多い。
68	115.80~117.00m ・変質している。 ・全体に軟質であり、割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。
69	118.30m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
70	119.74m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
71	119.74~120.58m ・変質している。 ・黄褐色粘土状を呈し、石英粒子が残存する。
72	120.58m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
64	105.00~112.00m ・割れ目に沿って黒褐色、黄褐色を帯びる。
65	109.50~115.00m ・高角度の割れ目が多い。
68	115.80~117.00m ・変質している。 ・全体に軟質であり、割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。
69	118.30m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
70	119.74m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
71	119.74~120.58m ・変質している。 ・黄褐色粘土状を呈し、石英粒子が残存する。
72	120.58m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

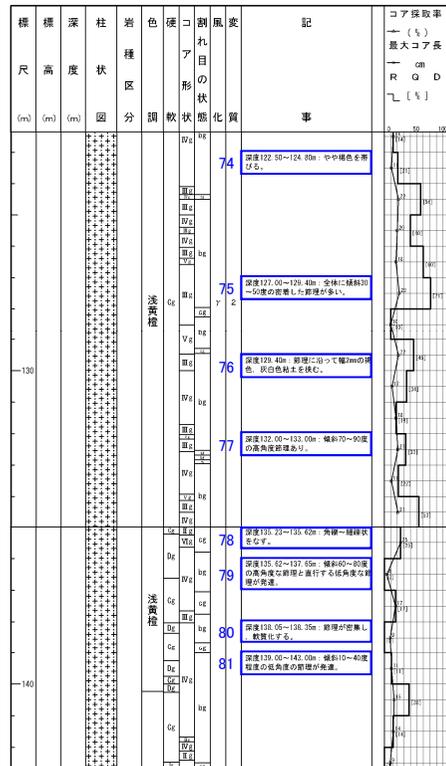
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
64	105.00~112.00m ・割れ目に沿って黒褐色、黄褐色を帯びる。
65	109.50~115.00m ・高角度の割れ目が多い。
68	115.80~117.00m ・変質している。 ・全体に軟質であり、割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。
69	118.30m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
70	119.74m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
71	119.74~120.58m ・変質している。 ・黄褐色粘土状を呈し、石英粒子が残存する。
72	120.58m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
65	変更なし	変更なし	変更なし
66	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
67	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
68	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-42頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-43頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-44頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
75 127.00~129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76 129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色～灰白色粘土を挟む。
77 132.00~133.00m ・高角度の割れ目あり。
78 135.23~135.62m ・割れ目が多く、角礫～細礫状をなす。
80 138.05~138.35m ・割れ目が密集し、軟質化する。

審査資料 (平成30年11月30日)

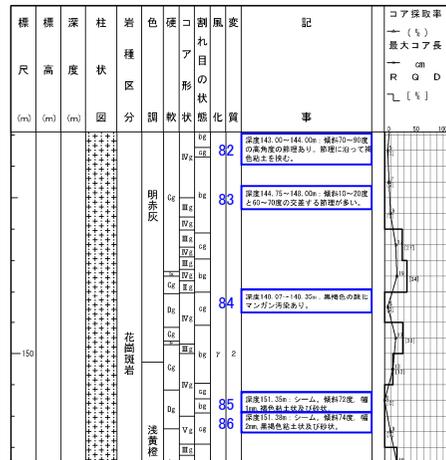
記事
75 127.00~129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76 129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色～灰白色粘土を挟む。
77 132.00~133.00m ・高角度の割れ目あり。
78 135.23~135.62m ・割れ目が多く、角礫～細礫状をなす。
80 138.05~138.35m ・割れ目が密集し、軟質化する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
75 127.00~129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76 129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色～灰白色粘土を挟む。
77 132.00~133.00m ・高角度の割れ目あり。
78 135.23~135.62m ・割れ目が多く、角礫～細礫状をなす。
80 138.05~138.35m ・割れ目が密集し、軟質化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
75	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
76	変更なし	変更なし	変更なし
77	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし
79	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
80	変更なし	変更なし	変更なし
81	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
82	143.00~144.00m ・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。
84	148.07~148.35m ・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。
85,86	●151.35~151.38m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E66° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
82	143.00~144.00m ・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。
84	148.07~148.35m ・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。
85,86	●151.35~151.38m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E66° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

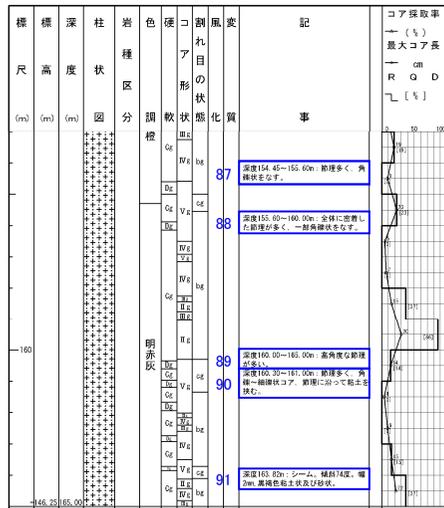
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
82	143.00~144.00m ・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。
84	148.07~148.35m ・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。
85,86	●151.35~151.38m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E66° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
83	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
84	変更なし	変更なし	変更なし
85,86	<ul style="list-style-type: none"> ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-45,46頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-29頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
87 154.45~155.60m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
88 155.60~160.00m ・全体に密着した割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
91 163.82m ・変質している。 ・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
87 154.45~155.60m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
88 155.60~160.00m ・全体に密着した割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
91 163.82m ・変質している。 ・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
87 154.45~155.60m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
88 155.60~160.00m ・全体に密着した割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
91 163.82m ・変質している。 ・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	変更なし	変更なし	変更なし
88	変更なし	変更なし	変更なし
89	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
90	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
91	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-47頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-23

余白

H24-B8-23

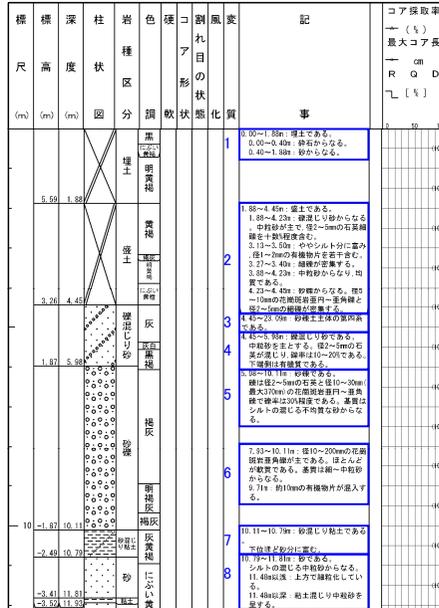
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事
1 0.00~1.88m ・埋土である。
2 1.88~4.45m ・盛土である。
4 4.45~5.98m ・雑混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2~5mm石英を含む。
5 5.98~10.11m ・砂層である。 ・径2~5mmの石英と径10~30mmの花崗斑岩重 円~垂角礫を含む。
7 10.11~10.79m ・砂混じり粘土である。
8 10.79~11.93m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
1 0.00~1.88m ・埋土である。
2 1.88~4.45m ・盛土である。
4 4.45~5.98m ・雑混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2~5mm石英を含む。
5 5.98~10.11m ・砂層である。 ・径2~5mmの石英と径10~30mmの花崗斑岩重 円~垂角礫を含む。
7 10.11~10.79m ・砂混じり粘土である。
8 10.79~11.93m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
1 0.00~1.88m ・埋土である。
2 1.88~4.45m ・盛土である。
4 4.45~5.98m ・雑混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2~5mm石英を含む。
5 5.98~10.11m ・砂層である。 ・径2~5mmの石英と径10~30mmの花崗斑岩重 円~垂角礫を含む。
7 10.11~10.79m ・砂混じり粘土である。
8 10.79~11.93m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
3	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
4	・礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・有機質については、当該区間全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
5.6	・柱状図に対応した層相名を記載していることとしているため、区間の細分については削除。 ・礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・基質については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に対応した層相名を記載していることとしているため、部分的な砂分の増大の記載については削除。	変更なし	変更なし
8	・細粒化や粘土混じりについては、当該区間全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-23

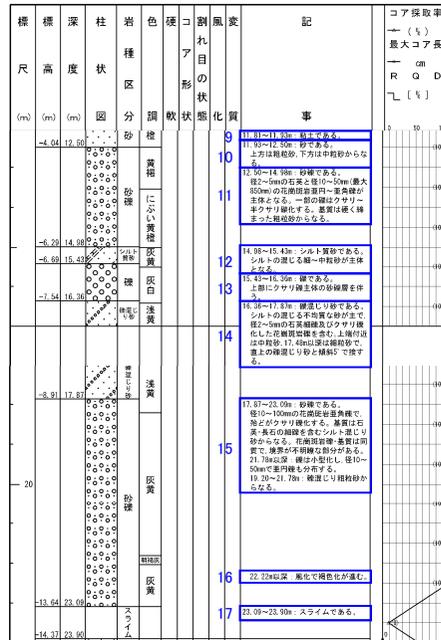
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事
9 11.81~11.93m ・粘土である。
10 11.93~12.50m ・砂である。
11 12.50~14.98m ・砂である。
12 14.98~15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43~16.36m ・砂である。
14 16.36~17.87m ・雑混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2~5mmの石英細礫及び花崗岩角礫を含む。
15 17.87~23.09m ・砂礫である。 ・径10~100mmの花崗斑岩垂直礫を含む。
17 23.09~23.90m ・スライム。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
9 11.81~11.93m ・粘土である。
10 11.93~12.50m ・砂である。
11 12.50~14.98m ・砂礫である。
12 14.98~15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43~16.36m ・砂である。
14 16.36~17.87m ・雑混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2~5mmの石英細礫及び花崗岩角礫を含む。
15 17.87~23.09m ・砂礫である。 ・径10~100mmの花崗斑岩垂直礫を含む。
17 23.09~23.90m ・スライム。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
9 11.81~11.93m ・粘土である。
10 11.93~12.50m ・砂である。
11 12.50~14.98m ・砂礫である。
12 14.98~15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43~16.36m ・砂である。
14 16.36~17.87m ・雑混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2~5mmの石英細礫及び花崗岩角礫を含む。
15 17.87~23.09m ・砂礫である。 ・径10~100mmの花崗斑岩垂直礫を含む。
17 23.09~23.90m ・スライム。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については削除。	変更なし	変更なし
12	・シルトの記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
15	・“クサリ礫化”、“礫・基質は同質で、境界が不明瞭”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・基質の記載については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
16	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-23

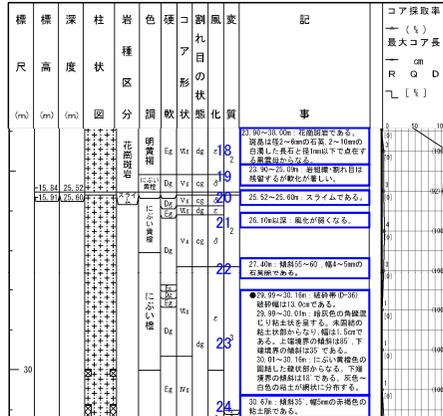
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事
18 23.90~38.00m ・花崗斑岩である。
20 25.52~25.60m ・スライム。
23 ●29.99~30.16m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・暗灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN3° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は35°。下端境界の傾斜は18°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
18 23.90~38.00m ・花崗斑岩である。
20 25.52~25.60m ・スライム。
23 ●29.99~30.16m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・暗灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN3° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は35°。下端境界の傾斜は18°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
18 23.90~38.00m ・花崗斑岩である。
20 25.52~25.60m ・スライム。
23 ●29.99~30.16m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・暗灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN3° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は35°。下端境界の傾斜は18°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
19	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織や割れ目の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	—	—
20	変更なし	変更なし	変更なし
21	・風化が弱まる傾向は、26.10m以深の区間全体にみられるものではないため削除。	—	—
22	・石英脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土が網状に分布する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
24	・粘土脈を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—

H24-B8-23

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標高	標高	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	状	種	軟	形状	状態	質	事	(%)
(m)	(m)	図	別	度	の	の			
		分	類		目	目			
			別		の	の			
			類		目	目			
			別		の	の			
			類		目	目			
			別		の	の			
			類		目	目			
			別		の	の			
			類		目	目			
		+	花崗閃緑岩	De			0	●30.87~31.32m 破砕部 ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W31° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。	0
		+	花崗閃緑岩	De			25	●30.87~31.32m 破砕部 ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W31° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。	50
		+	花崗閃緑岩	De			26	●31.04~31.32m 褐灰色の割れ目の密集部からなる。下部境界の傾斜は70°である。	100
		+	花崗閃緑岩	De			27	●32.72m 傾斜30°、幅15mmの石英脈である。幅=10mmの褐色色の粘土多量。	100
		+	花崗閃緑岩	De			28	●33.66m 一部で風化で褐色化し軟化の進行する。	100
		+	花崗閃緑岩	De			29	●33.66m 傾斜30°、幅10~15mmの石英脈である。	100
		+	花崗閃緑岩	De			30		100
		+	花崗閃緑岩	De			31		100
		+	花崗閃緑岩	De			32		100
		+	花崗閃緑岩	De			33		100
		+	花崗閃緑岩	De			34		100
		+	花崗閃緑岩	De			35		100
		+	花崗閃緑岩	De			36		100
		+	花崗閃緑岩	De			37		100
		+	花崗閃緑岩	De			38		100
		+	花崗閃緑岩	De			39		100
		+	花崗閃緑岩	De			40		100
		+	花崗閃緑岩	De			41		100
		+	花崗閃緑岩	De			42		100
		+	花崗閃緑岩	De			43		100
		+	花崗閃緑岩	De			44		100
		+	花崗閃緑岩	De			45		100
		+	花崗閃緑岩	De			46		100
		+	花崗閃緑岩	De			47		100
		+	花崗閃緑岩	De			48		100
		+	花崗閃緑岩	De			49		100
		+	花崗閃緑岩	De			50		100
		+	花崗閃緑岩	De			51		100
		+	花崗閃緑岩	De			52		100
		+	花崗閃緑岩	De			53		100
		+	花崗閃緑岩	De			54		100
		+	花崗閃緑岩	De			55		100
		+	花崗閃緑岩	De			56		100
		+	花崗閃緑岩	De			57		100
		+	花崗閃緑岩	De			58		100
		+	花崗閃緑岩	De			59		100
		+	花崗閃緑岩	De			60		100

審査資料案

記 事
●30.87~31.32m ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W31° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。 25 ●33.66~38.00m ・風化部である。 27

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
●30.87~31.32m ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W31° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。 25 ●33.66~38.00m ・風化部である。 27

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
●30.87~31.32m ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W31° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。 25 ●33.66~38.00m ・風化部である。 27

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> ・石英脈については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を伴うが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
27	<ul style="list-style-type: none"> ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・軟化については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> ・石英脈については、補足的なものであるため削除。 	—	—
29	<ul style="list-style-type: none"> ・石英脈については、補足的なものであるため削除。 	—	—

H24-B8-29

余白

H24-B8-29

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高	状	種	区	軟	れ	化	事	(%)
(m)	度	况	別	分	状	目	質		
	(m)		図	類	形	の			
			号	別	状	状			
				号	化	状			
								1	21.00mまでノンコア
								1	21.00mまでノンコア

審査資料案

記 事
1 21.00mまでノンコア

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
1 21.00mまでノンコア

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
1 21.00mまでノンコア

記事	報告書→審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-29

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬	割れ	風	記	コア採取率
尺	高度	状	区	目	度	目	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	状	目	形	質		
		分		状	目	形			
21.00	30.00							21.00mまでノンコア	0
21.00	30.00							●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。	2
21.00	30.00							●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。	3
24.16	24.63m							●24.16~24.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・破砕部である。	6
25.44	26.11m							●25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。	7 8 9 10 12 13

審査資料案

記事
2 21.00~30.00m ・花崗斑岩である。 ●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。
3 21.00~30.00m ●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。
6 24.16~24.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・破砕部である。
7 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
8 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
9 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
10 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
12 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
13 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
2 21.00~30.00m ・花崗斑岩である。 ●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。
3 21.00~30.00m ●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。
6 24.16~24.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・破砕部である。
7 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
8 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
9 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
10 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
12 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
13 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
2 21.00~30.00m ・花崗斑岩である。 ●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。
3 21.00~30.00m ●21.08~21.27m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E85° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。
6 24.16~24.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・破砕部である。
7 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
8 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
9 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
10 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
12 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。
13 25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡橙～淡黄褐色の固結礫状部及び淡橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W89° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層層（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を記載。（誤記）下端境界の見かけ傾斜として、65°と書くべきところを誤って70°と記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“粘土を伴う”との記載については、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。 	変更なし	変更なし
4	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・風化を伴う褐色化については、補足的なものであるため削除。 	—	—
5	<ul style="list-style-type: none"> ・岩片混じり粘土状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
6	<ul style="list-style-type: none"> ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・石基については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
7~10,12,13	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層層（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・“粘土状を呈する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 	変更なし	変更なし
11	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。 	—	—

H24-B8-29

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 削	変 質	記 事	コア採取率
尺	高	状	区 分	目 的	目 的	目 的	目 的		(%)
(m)	(m)	(m)							
11.69	30.00							<p>29.51~29.61m 角礫状を呈し、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</p> <p>29.61~29.69m 淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。上端境界の傾斜は75°である。下端境界の傾斜は75°である。</p> <p>29.69~29.70m 淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。上端境界の傾斜は75°である。下端境界の傾斜は75°である。</p>	<p>0</p> <p>50</p> <p>100</p>

審査資料案

記 事

●29.51~29.61m

- ・破砕部である。
- ・淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
- ・走向・傾斜はN15° E45° Eである。
- ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事

●29.51~29.61m

- ・破砕部である。
- ・淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
- ・走向・傾斜はN15° E45° Eである。
- ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事

●29.51~29.61m

- ・破砕部である。
- ・淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
- ・走向・傾斜はN15° E45° Eである。
- ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	・角礫状を呈し粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15~17	<p>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</p> <p>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</p> <p>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</p> <p>・誤記修正(記事No.17の区間下端の深度については、29.60m→29.61m)。</p>	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-30

余白

H24-B8-30

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深度	柱状図	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率	最大コア長
(m)	(m)	区分	固	調	軟	形状	状態	事	(%)	(cm)
										R Q D
15.00	15.30							15.00mまでノンコア		0
15.00	15.30							15.00~15.30m ・礫・シルト混じり砂である。		100
15.30	16.78							15.30~16.78m ・花崗斑岩の巨礫である。		100
16.78	18.60m							16.78~18.60m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~40mmの花崗斑岩岩片、径100~400mmの玉石を主体とする。		100

審査資料案

記事
1 15.00mまでノンコア
3 15.00~15.30m ・礫・シルト混じり砂である。
4 15.30~16.78m ・花崗斑岩の巨礫である。
5 16.78~18.60m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~40mmの花崗斑岩岩片、径100~400mmの玉石を主体とする。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
1 15.00mまでノンコア
3 15.00~15.30m ・礫・シルト混じり砂である。
4 15.30~16.78m ・花崗斑岩の巨礫である。
5 16.78~18.60m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~40mmの花崗斑岩岩片、径100~400mmの玉石を主体とする。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
1 15.00mまでノンコア
3 15.00~15.30m ・礫・シルト混じり砂である。
4 15.30~16.78m ・花崗斑岩の巨礫である。
5 16.78~18.60m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~40mmの花崗斑岩岩片、径100~400mmの玉石を主体とする。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
3	・再観察結果に基づき、礫・シルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、基質、淘汰度、礫径、礫率については削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・クサリ礫については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。 ・基質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・酸化汚染については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-30

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深さ	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	区分				形状	状態	事	(%)
-9.47	18.60	18.60~20.00	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	6	18.60~20.00m 花崗閃緑岩である。斑晶は径1~2mmの石英・長石と径1~2mmの黒雲母・角閃石が主である。	100
		20.00~18.95m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	7	18.60~18.95m 割れ目幅は1~2cm程度で連続している。割れ目に褐色の結核状物質が認められる。	100
		20.00~24.59m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	8	20.00~24.59m 割れ目が15~30cm程度で連続している。割れ目に褐色の結核状物質が認められる。割れ目幅は1~2cm程度で連続している。割れ目に褐色の結核状物質が認められる。	100
		24.59~24.81m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	10	24.59~24.81m 傾斜60°と25°前後の割れ目が連続して変化する。	100
		24.80~25.04m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	11	●24.80~25.04m 破砕部である。主にふい黄色色の固結礫状部からなる。走向・傾斜はN1° E81° Wである。上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は45°である。	100
		26.70~26.87m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	12	●26.70~26.87m 破砕部である。主にふい黄色色の固結礫状部からなる。走向・傾斜はN2° W82° Eである。上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。	100
		26.70~26.87m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	13	●26.70~26.87m 破砕部である。主にふい黄色色の固結礫状部からなる。走向・傾斜はN1° E81° Wである。上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は45°である。	100
		26.70~26.87m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	14	●26.70~26.87m 破砕部である。主にふい黄色色の固結礫状部からなる。走向・傾斜はN2° W82° Eである。上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。	100
		26.70~26.87m	花崗閃緑岩	灰白	Dt	割れ目	15	●26.70~26.87m 破砕部である。主にふい黄色色の固結礫状部からなる。走向・傾斜はN2° W82° Eである。上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。	100

審査資料案

記事	
6	18.60~28.00m ・花崗閃緑岩である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
a	21.10~21.40m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
11	●24.60~25.04m ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は45°である。
12	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。
15	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
6	18.60~28.00m ・花崗閃緑岩である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
a	21.10~21.40m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
11	●24.60~25.04m ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は45°である。
12	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。
15	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
6	18.60~28.00m ・花崗閃緑岩である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
a	21.10~21.40m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
11	●24.60~25.04m ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は45°である。
12	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。
15	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄色色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は45°である。

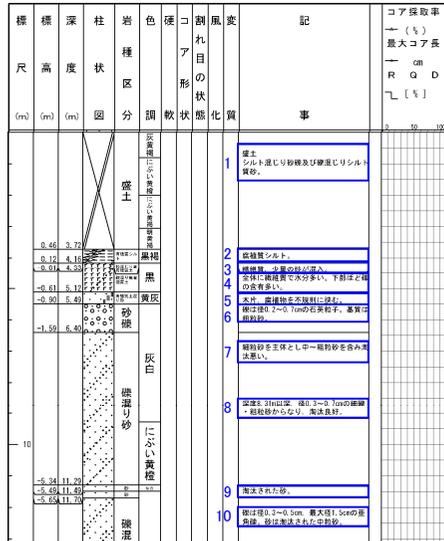
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細粒物質を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
8,9,a	・一部の割れ目がわずかに変位すると記載については、変位が認められないため削除。 ・割れ目沿いに砂状化粘土を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・細片化の著しい21.10~21.40mについて、“コア形状”欄に基づき、角礫状と記載。	変更なし	変更なし
10	・当該区間の大部分が破砕部であり、破砕部の記載に含めたため削除。	—	—
11	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面層(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“軟化した岩片が主体となる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12~15	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面層(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

余白

H19-No.6

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料 審査資料案

記 事
1 0.00~3.72m ・盛土である。
2 3.72~4.16m ・有機質シルトである。
3 4.16~4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4 4.33~5.12m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5 5.12~5.49m ・有機質混じり砂である。
6 5.49~6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2~0.7cmの石英、基質は粗粒砂。
7 6.40~11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中～粗粒砂を含み淘汰悪い。
9 11.29~11.70m ・砂である。
10 11.70~14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.5cmの垂角礫、砂は淘汰の良い中粒砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~3.72m ・盛土である。
2 3.72~4.16m ・有機質シルトである。
3 4.16~4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4 4.33~5.12m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5 5.12~5.49m ・有機質混じり砂である。
6 5.49~6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2~0.7cmの石英、基質は粗粒砂。
7 6.40~11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中～粗粒砂を含み淘汰悪い。
9 11.29~11.70m ・砂である。
10 11.70~14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.5cmの垂角礫、砂は淘汰の良い中粒砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~3.72m ・盛土である。
2 3.72~4.16m ・有機質シルトである。
3 4.16~4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4 4.33~5.12m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5 5.12~5.49m ・有機質混じり砂である。
6 5.49~6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2~0.7cmの石英、基質は粗粒砂。
7 6.40~11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中～粗粒砂を含み淘汰悪い。
9 11.29~11.70m ・砂である。
10 11.70~14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.5cmの垂角礫、砂は淘汰の良い中粒砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土と記載。 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は一部削除。	変更なし	変更なし
2	・表現の見直し(腐植質⇒有機質)。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂混じり高有機質土と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、繊維質、砂については削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて礫混じり高有機質土と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、繊維質、水分、礫については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、木片、腐植物については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
7,8	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・深度8.31m以深の記載については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
9	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・淘汰度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	区	ア	目	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	形		最大コア長
						状	状		— cm
						化	化		R Q D
									└─ (%)
	-7.72	14.87	泥り砂	淡黄					0
	-8.03	14.80						11	淘汰された粗粒砂。
	-8.07	14.85						12	淘汰された砂・塊。礫は径0.7046以下の石英・長石粒主体、全体に均質。
	-10.84	18.47	礫混り砂	に少し黄緑					
	-11.41	19.22						13	礫は径0.3~0.7cm、最大径5cmの石英粒。炭質シルトを含む細粒砂。木片も含まれる。
	-12.79	21.07	礫混り砂	灰				14	礫は径0.2~1.0cmの石英粒・長石。砂は細~中粒砂。炭質物をわずかに含む。
	-13.71	22.22	礫混り砂	灰黄				15	礫は径0.3~0.5cm、最大径1.0cm、石英・長石粒を主体。砂は炭化したかり炭質・長石・石英粒。
	-14.69	23.46	礫混り砂	灰				16	礫は径0.3~0.5cmの石英粒。炭質シルト、径0.5cm以下の具化石を多数含む。炭化した木片も含まれる。
	-16.09	25.33	砂混りシルト	灰				17	礫は径0.3~0.7cmの石英粒。全体に炭質物を多く含む。木片を含む。下位ほど有機質の混入が多くなる。
	-16.92	26.41	砂混りシルト	灰白				18	礫は径0.3~0.7cmの石英粒。全体に炭質物を多く含む。木片を含む。下位ほど有機質の混入が多くなる。
								19	炭質物及び中粒砂を濃層に含む。炭質物は径0.3~0.6mm程度。全体に炭質物の濃層状。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

11	14.40~14.85m ・礫混じり砂である。
12	14.85~18.47m ・礫混じり砂である。
13	18.47~19.22m ・礫混じり砂である。 木片、炭片を含む。
14	19.22~21.02m ・礫混じり砂である。 砂は細~中粒砂。 炭質物をわずかに含む。
15	21.02~22.22m ・礫混じり砂である。 礫は径0.3~0.5cm、最大径1.0cm。 石英・長石粒を主体とする。
16	22.22~23.46m ・礫混じりシルトである。 径0.5cm以下の具化石を含み、炭化した木片も含む。
17	23.46~25.33m ・砂混じりシルトである。 全体に具化石を多く含む。木片が点在する。
18	25.33~26.41m ・シルト混じり砂礫である。 全体に具化石、木片を含み、下位ほど有機質の混入が多くなる。
19	26.41~28.45m ・有機質土混じり砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

11	14.40~14.85m ・礫混じり砂である。
12	14.85~18.47m ・礫混じり砂である。
13	18.47~19.22m ・礫混じり砂である。 木片、炭片を含む。
14	19.22~21.02m ・礫混じり砂である。 砂は細~中粒砂。 炭質物をわずかに含む。
15	21.02~22.22m ・礫混じり砂である。 礫は径0.3~0.5cm、最大径1.0cm。 石英・長石粒を主体とする。
16	22.22~23.46m ・礫混じりシルトである。 径0.5cm以下の具化石を含み、炭化した木片も含む。
17	23.46~25.33m ・砂混じりシルトである。 全体に具化石を多く含む。木片が点在する。
18	25.33~26.41m ・シルト混じり砂礫である。 全体に具化石、木片を含み、下位ほど有機質の混入が多くなる。
19	26.41~28.45m ・有機質土混じり砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

11	14.40~14.85m ・礫混じり砂である。
12	14.85~18.47m ・礫混じり砂である。
13	18.47~19.22m ・礫混じり砂である。 木片、炭片を含む。
14	19.22~21.02m ・礫混じり砂である。 砂は細~中粒砂。 炭質物をわずかに含む。
15	21.02~22.22m ・礫混じり砂である。 礫は径0.3~0.5cm、最大径1.0cm。 石英・長石粒を主体とする。
16	22.22~23.46m ・礫混じりシルトである。 径0.5cm以下の具化石を含み、炭化した木片も含む。
17	23.46~25.33m ・砂混じりシルトである。 全体に具化石を多く含む。木片が点在する。
18	25.33~26.41m ・シルト混じり砂礫である。 全体に具化石、木片を含み、下位ほど有機質の混入が多くなる。
19	26.41~28.45m ・有機質土混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度については削除。	変更なし	変更なし
12	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度、礫径、礫種については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、礫径、円磨度を削除し、木片、炭片を記載。 ・粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・砂の構成鉱物については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・再観察により礫混じり砂質シルトを礫混じりシルトに見直し。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、石英粒を削除し、具化石、木片を記載。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて砂混じりシルトと記載。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、石英粒を削除し、具化石、木片を記載。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・表現の見直し(腐植物→有機質)。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、薄層、堆積構造については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬さ	割目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	目	目	状	事	(%)
			分	別	査	の	形	化		最大コア長
							状	状		cm
										R Q D
										[%]
18.48	28.45	30.63	20	砂礫	褐色	硬	20	20	20.45~30.63m 礫層主体。礫は径3~4cm。最大径8cm。アフライト主体。一部花崗斑岩を含む。基質は中~粗粒砂。	20
20.15	28.80	30.63	21	砂礫	褐色	硬	21	21	20.80~30.63m 礫層主体である。礫は径3~4cm。最大径8cmでアフライト主体。一部、花崗斑岩を含む。基質は中~粗粒砂。	21
20.65	31.32	31.72	22	灰	灰白色	軟	22	22	30.63~31.32m 礫混じり砂である。	22
20.99	31.72	32.03	23	砂礫	褐色	硬	23	23	31.72~32.03m シルト質礫である。	23
21.43	32.29	32.73	24	砂礫	褐色	硬	24	24	32.03~32.29m 礫混じりシルト質砂である。	24
21.78	32.73	32.73	24	砂礫	褐色	硬	24	24	32.29~32.73m 礫混じり砂である。	24
22.64	33.88	34.53	23	砂礫	褐色	硬	23	23	32.73~33.88m 礫混じり砂質シルトである。一部に大きく砂岩を含む。	23
23.14	34.53	34.53	24	砂礫	褐色	硬	24	24	33.88~34.53m シルト混じり砂である。	24
23.52	35.03	35.03	24	砂礫	褐色	硬	24	24	34.53~35.03m 礫混じり砂質シルトである。細粒砂質シルトを薄層状に挟む。	24

設置許可申請書 (平成27年11月)

記	事

審査資料 (平成29年12月22日)

記	事

審査資料案

記	事
20.	28.45~30.63m ・砂礫である。
21	28.45~28.80m ・礫層主体である。
21	28.80~30.63m ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアフライト主体。
22	30.63~31.32m ・礫混じり砂である。
a	31.32~31.72m ・砂礫である。
b	31.72~32.03m ・シルト質礫である。
c	32.03~32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d	32.29~32.73m ・礫混じり砂である。
23	32.73~33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部に大きく砂岩を含む。
24	33.88~34.53m ・シルト混じり砂である。
e	34.53~35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記	事
20.	28.45~30.63m ・砂礫である。
21	28.45~28.80m ・礫層主体である。
21	28.80~30.63m ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアフライト主体。
22	30.63~31.32m ・礫混じり砂である。
a	31.32~31.72m ・砂礫である。
b	31.72~32.03m ・シルト質礫である。
c	32.03~32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d	32.29~32.73m ・礫混じり砂である。
23	32.73~33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部に大きく砂岩を含む。
24	33.88~34.53m ・シルト混じり砂である。
e	34.53~35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記	事
20.	28.45~30.63m ・砂礫である。
21	28.45~28.80m ・礫層主体である。
21	28.80~30.63m ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアフライト主体。
22	30.63~31.32m ・礫混じり砂である。
a	31.32~31.72m ・砂礫である。
b	31.72~32.03m ・シルト質礫である。
c	32.03~32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d	32.29~32.73m ・礫混じり砂である。
23	32.73~33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部に大きく砂岩を含む。
24	33.88~34.53m ・シルト混じり砂である。
e	34.53~35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20,21	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・礫の硬軟については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせてシルト質礫と記載。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
23	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、基質については削除。	変更なし	変更なし
24	・柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度、粒度については削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度、粒度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	調	軟	目	化	質	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	別	状	状	状	状		
	-23.52	35.03	礫混じり砂	灰白						25	0
	-25.11	37.10	砂礫	灰黄						26	0
	-26.94	39.49	砂礫	黄						27	0
	-27.65	40.41	シルト混じり砂礫	黄						28	0
	-27.86	40.82	シルト混じり砂礫	黄						29	0
	-29.89	43.22	砂礫	黄						30	0

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
35.03~37.10m ・礫混じり砂である。 ・径20~35cmの巨礫を含む。
37.10~39.49m ・砂礫である。 ・一部にくさり礫を含む。
39.49~40.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・礫は径8~10cm、最大径16cm。 ・くさり礫主体。
40.41~40.82m ・礫混じり砂質シルトである。
40.82~43.22m ・シルト混じり砂礫である。 ・アフライト、花崗斑岩の垂角~角くさり礫主体。
43.22~44.65m ・砂礫である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
35.03~37.10m ・礫混じり砂である。 ・径20~35cmの巨礫を含む。
37.10~39.49m ・砂礫である。 ・一部にくさり礫を含む。
39.49~40.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・礫は径8~10cm、最大径16cm。 ・くさり礫主体。
40.41~40.82m ・礫混じり砂質シルトである。
40.82~43.22m ・シルト混じり砂礫である。 ・アフライト、花崗斑岩の垂角~角くさり礫主体。
43.22~44.65m ・砂礫である。

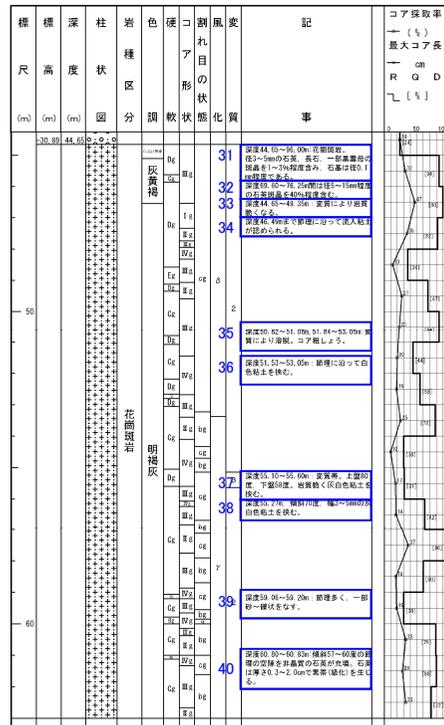
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
35.03~37.10m ・礫混じり砂である。 ・径20~35cmの巨礫を含む。
37.10~39.49m ・砂礫である。 ・一部にくさり礫を含む。
39.49~40.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・礫は径8~10cm、最大径16cm。 ・くさり礫主体。
40.41~40.82m ・礫混じり砂質シルトである。
40.82~43.22m ・シルト混じり砂礫である。 ・アフライト、花崗斑岩の垂角~角くさり礫主体。
43.22~44.65m ・砂礫である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や基質については削除。	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・礫径については、ばらつきが大きいため削除。 ・礫種については、風化により特徴がやや不明瞭となっているため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・礫種については、風化により特徴がやや不明瞭となっているため削除。	変更なし	変更なし
28	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、くさり礫については削除。	変更なし	変更なし
29	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・礫径については、ばらつきが大きいため削除。 ・シルト質砂については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
30	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
31 44.65~72.23m ・花崗斑岩である。
33. 44.65~49.35m ・変質している。
34 44.65~49.35m ・深度46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。
36 51.53~53.05m ・割れ目に沿って白色粘土を挟む。
37 55.10~55.60m ・変質している。

審査資料 (平成30年11月30日)

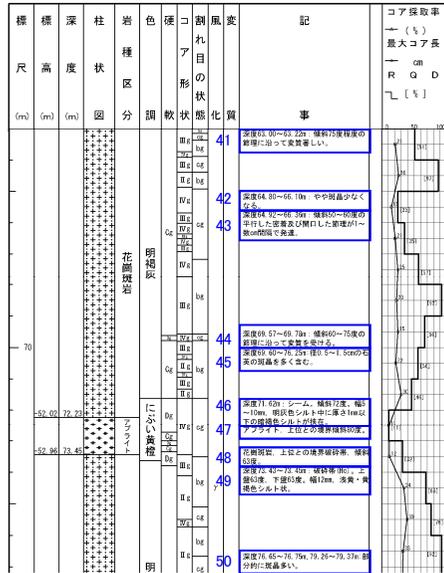
記事
31 44.65~72.23m ・花崗斑岩である。
33. 44.65~49.35m ・変質している。
34 44.65~49.35m ・深度46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。
36 51.53~53.05m ・割れ目に沿って白色粘土を挟む。
37 55.10~55.60m ・変質している。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31 44.65~72.23m ・花崗斑岩である。
33. 44.65~49.35m ・変質している。
34 44.65~49.35m ・深度46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。
36 51.53~53.05m ・割れ目に沿って白色粘土を挟む。
37 55.10~55.60m ・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31,32	・花崗斑岩が連続する区間にアブライを挟むことから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
33,34	・“脆くなる。”との記載については、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
35	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
38	・粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
39	・一部で砂～礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
40	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

41	63.00~63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92~66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1~数cm間隔で発達する。
44	69.57~69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。
46	71.62m ・変質している。 ・幅5~10mm、明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23~73.45m ・アフライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	73.43~73.45m(D-38破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN6° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45~84.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

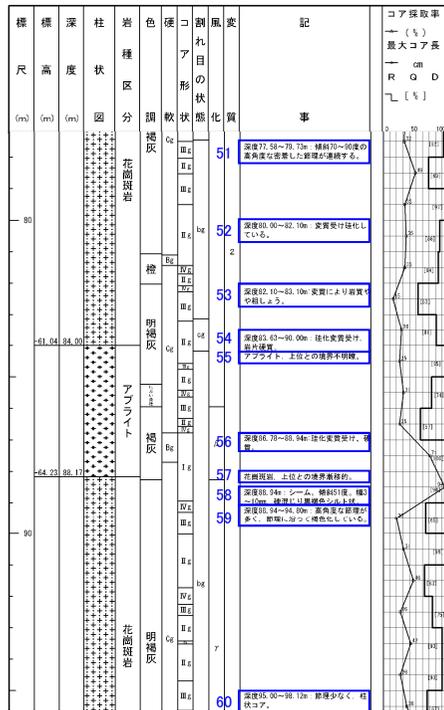
41	63.00~63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92~66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1~数cm間隔で発達する。
44	69.57~69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。
46	71.62m ・変質している。 ・幅5~10mm、明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23~73.45m ・アフライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	73.43~73.45m(D-38破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN6° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45~84.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (令和2年2月7日)

41	63.00~63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92~66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1~数cm間隔で発達する。
44	69.57~69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。
46	71.62m ・変質している。 ・幅5~10mm、明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23~73.45m ・アフライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	73.43~73.45m(D-38破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN6° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45~84.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
43	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
46	・”変質”欄に基づき変質していると記載。 ・見かけ傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-31頁)。	変更なし	変更なし
47	・柱状図に合わせてアフライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
48	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・上位との境界の破砕帯については、記事No.49で別途説明。	変更なし	変更なし
49	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
50	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
52 80.00~82.10m ・連化している。
55 84.00~88.17m ・アブライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。
57 88.17~175.00m ・花崗斑岩である。
58 88.94m ・変質している。 ・雑混じり黒褐色シルト状を呈する。
59 88.94~94.80m ・褐色化した高角度割れ目が多い。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
52 80.00~82.10m ・連化している。
55 84.00~88.17m ・アブライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。
57 88.17~175.00m ・花崗斑岩である。
58 88.94m ・変質している。 ・雑混じり黒褐色シルト状を呈する。
59 88.94~94.80m ・褐色化した高角度割れ目が多い。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
52 80.00~82.10m ・連化している。
55 84.00~88.17m ・アブライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。
57 88.17~175.00m ・花崗斑岩である。
58 88.94m ・変質している。 ・雑混じり黒褐色シルト状を呈する。
59 88.94~94.80m ・褐色化した高角度割れ目が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	・変質を伴う花崗斑岩の組織については、補足的なものであるため削除。	—	—
54	・変質を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
55	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし
56	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
57	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	・”変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-32頁)。 ・見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

H19-No.6

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記
(m)	(m)	(m)	状	種	調	軟	れ	化	事
			分	区	分	状	目	質	
							の		
							形		
							状		
							態		
							化		
									コア採取率 (%) 最大コア長 — cm — R Q D — L (%)
									61 断面長 10~101.65m 圧縮強度、 径3~15mmの石を、長径、高径の比 が50~60%程度あり、石基は径0.1 ~0.5mm程度で、空孔は多数存在多く 混入する。
									62 断面長 0.12~08.65m 数cm間隔で割理 発達。
									63 断面長 101.12~101.53m 変質帯、上層 22度、下層8度、幅1~2m以下の割理 発達。
									64 断面長 101.53~101.70m 変質帯、上層 22度、下層8度、幅1~2m以下、割理 発達。
									65 断面長 101.70~101.72m シーム、傾斜 47度、幅3~10mm、明瞭褐色塊状シリ ト状。
									66 断面長 101.72~102.30m 変質帯、上層 22度、下層8度、傾斜褐色を呈し、軟 質化。
									67 断面長 102.30~102.80m 変質帯、上層 22度、下層8度、傾斜しり砂質シルト 状。
									68 断面長 102.80~103.20m シーム、傾斜47度、幅 1~2mm、厚黄褐色シルト状。
									69 断面長 103.20~103.30m シーム、傾斜47度、幅 3~5mm、厚褐色砂質シルトシルト状 を呈す。
									70 断面長 103.30~103.31m シーム、傾斜47度、幅0 .3mm、厚黄シルト状。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
63 101.12~105.37m S 変質している。 70 シルト状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

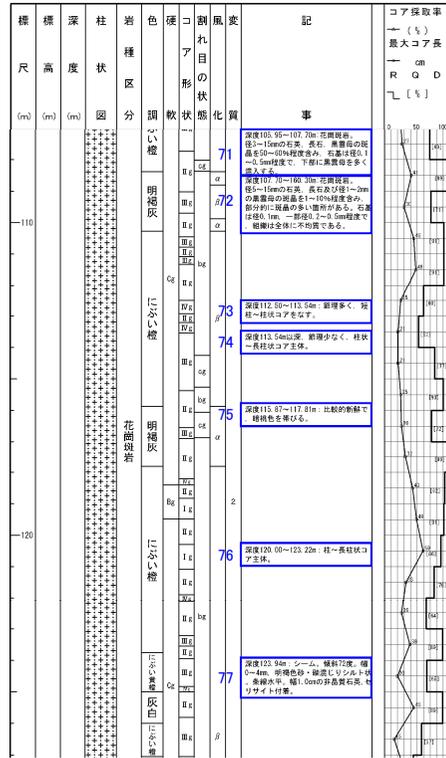
記 事
63 101.12~105.37m S 変質している。 70 シルト状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
63 101.12~105.37m S 変質している。 70 シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
62	・割れ目の発達の種類については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
63~70	・変質している区間及びシルト状部について、区間を統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-33~36頁)。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
77 123.94m
・変質している。
・明褐色砂・礫混じりシルト状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
77 123.94m
・変質している。
・明褐色砂・礫混じりシルト状を呈する。

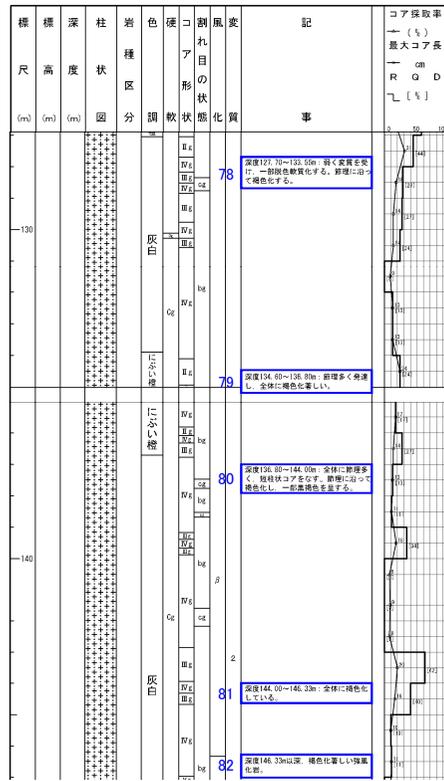
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
77 123.94m
・変質している。
・明褐色砂・礫混じりシルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71.72	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
73.74	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
75	・新鮮岩の色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
76	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
77	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-37頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅、鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。 ・条線については、不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
136.80~144.00m
・全体に割れ目が多く、短柱状コアからなる。
80
・割れ目に沿って褐色化し、一部黒褐色を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

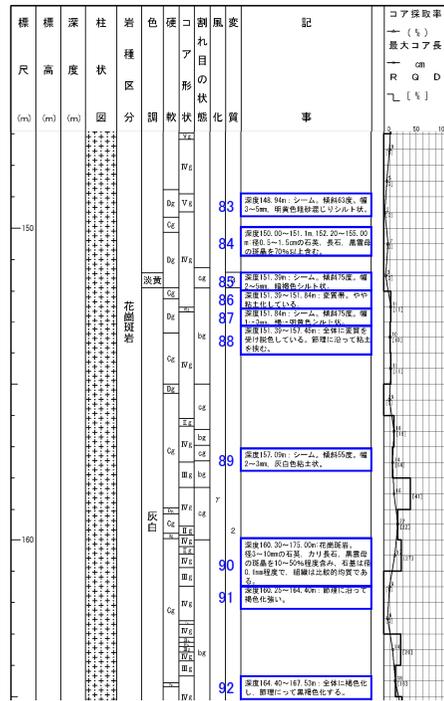
記事
136.80~144.00m
・全体に割れ目が多く、短柱状コアからなる。
80
・割れ目に沿って褐色化し、一部黒褐色を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
136.80~144.00m
・全体に割れ目が多く、短柱状コアからなる。
80
・割れ目に沿って褐色化し、一部黒褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
79	・割れ目の発達の数値については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的な記載であるため削除。	—	—
80	変更なし	変更なし	変更なし
81	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
82	・強風化を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的な記載であるため削除。	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
148.94m 83 ・変質している。 ・明黄色粗粒砂混じりシルト状を呈する。 85 151.39~151.84m ・変質している。 87 ・上部は暗褐色、下部は褐~明黄色である。
157.09m 89 ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

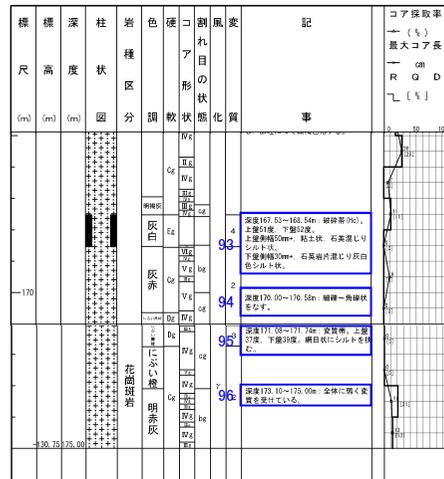
記事
148.94m 83 ・変質している。 ・明黄色粗粒砂混じりシルト状を呈する。 85 151.39~151.84m ・変質している。 87 ・上部は暗褐色、下部は褐~明黄色である。
157.09m 89 ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
148.94m 83 ・変質している。 ・明黄色粗粒砂混じりシルト状を呈する。 85 151.39~151.84m ・変質している。 87 ・上部は暗褐色、下部は褐~明黄色である。
157.09m 89 ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	<ul style="list-style-type: none"> ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-38頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
84	<ul style="list-style-type: none"> ・斑晶については、補足的なものであるため削除。 	—	—
85~87	<ul style="list-style-type: none"> ・変質を伴う変色の区間の記載について、統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-39,40頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
88	<ul style="list-style-type: none"> ・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。 	—	—
89	<ul style="list-style-type: none"> ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-41頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
90	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	—	—
91	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 	—	—
92	<ul style="list-style-type: none"> ・変色については、補足的なものであるため削除。 	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
93	●167.53~168.54m(f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・走向・傾斜はN41° W69° Wである。 ・上端境界の傾斜は51°、下端境界の傾斜は52°である。
f	167.59~168.49m ・コア欠
95	171.08~171.74m ・変質している。 ・細目状にシルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
93	●167.53~168.54m(f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・走向・傾斜はN41° W69° Wである。 ・上端境界の傾斜は51°、下端境界の傾斜は52°である。
f	167.59~168.49m ・コア欠
95	171.08~171.74m ・変質している。 ・細目状にシルトを挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
93	●167.53~168.54m(f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・走向・傾斜はN41° W69° Wである。 ・上端境界の傾斜は51°、下端境界の傾斜は52°である。
f	167.59~168.49m ・コア欠
95	171.08~171.74m ・変質している。 ・細目状にシルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
f	・コア欠区間におけるポアホールテレビ観察の結果を記載。	変更なし	変更なし
94	・細礫～角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
95	変更なし	変更なし	変更なし
96	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—

H19-No.18

余白

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 削	風 波	記 事	コア採取率 → (%)	最大コア長 → cm	R Q D	↓ (%)
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質				
									1 盛土、堆積じり砂。				
									2 盛土、砂混じり礫、径20~30mmの軽土質。				
									3 盛土、堆積じりシルト質砂。				
									4 盛土、シルト質砂。				
									5 盛土、堆積じりシルト質砂。少量の砂礫混在あり。				
									6 径1~5cm、最大径8cmの花崗岩類、ア ブライトを含む。基質は粒状砂~細粒				

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
1 5 0.00~8.30m ・盛土である。
6 8.30~9.75m ・玉石混じり砂礫である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 5 0.00~8.30m ・盛土である。
6 8.30~9.75m ・玉石混じり砂礫である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 5 0.00~8.30m ・盛土である。
6 8.30~9.75m ・玉石混じり砂礫である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~5	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて盛土とその深度区間を記載。 盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし
6	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて玉石混じり砂礫とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬さ	割ア	調目	風化	波	記	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	化	質			事	
10	-1.85	10.25	砂								7 粗粒砂、上角礫砂。 8 厚1~2cm、最大径8cmの花崗斑岩、ア ブライト角礫を含む。基質はシルト混 じり粗粒砂。 9 基質の細砂を含む。 10 厚1.5~2cm、最大径30cmのアブライ ト花崗斑岩角礫を含む。輝石新鮮柱状 体、一部集化。	0.19 100
	-3.04	11.63	砂礫									
	-3.30	11.95										
	-3.90	12.16										
	-4.51	13.34										

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
7 9.75~10.25m ・砂である。
8 10.25~11.63m ・砂礫である。 ・花崗斑岩、アブライト角礫からなる。 ・基質はシルト混じり粗粒砂である。
9 11.63~11.95m ・シルト混じり砂である。
a 11.95~12.16m ・砂である。
10 12.16~13.34m ・礫混じりシルト質砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
7 9.75~10.25m ・砂である。
8 10.25~11.63m ・砂礫である。 ・花崗斑岩、アブライト角礫からなる。 ・基質はシルト混じり粗粒砂である。
9 11.63~11.95m ・シルト混じり砂である。
a 11.95~12.16m ・砂である。
10 12.16~13.34m ・礫混じりシルト質砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
7 9.75~10.25m ・砂である。
8 10.25~11.63m ・砂礫である。 ・花崗斑岩、アブライト角礫からなる。 ・基質はシルト混じり粗粒砂である。
9 11.63~11.95m ・シルト混じり砂である。
a 11.95~12.16m ・砂である。
10 12.16~13.34m ・礫混じりシルト質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
7	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、堆積構造については削除。 	変更なし	変更なし
8	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。 礫径については、ばらつきがあるため削除。 	変更なし	変更なし
9	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせてシルト混じり砂とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細礫については削除。 	変更なし	変更なし
a	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 	変更なし	変更なし
10	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度については削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	波	記	コ
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	状	状	状	状	事	ア
			分	別	調	状	状	状	状	状		取
			調	別	調	状	状	状	状	状		事
			調	別	調	状	状	状	状	状		事
13.50	13.50										11	13.34~13.98m ・シルト混じり砂である。
13.34	14.17										12	13.98~14.17m ・砂礫である。
13.34	14.30										13	14.17~14.30m ・高有機質土である。
14.40	15.54										14	14.30~15.54m ・有機質砂である。
17.13	16.34										15	15.54~16.34m ・砂である。
17.73	17.04										16	16.34~17.04m ・有機質砂である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
11	13.34~13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.98~14.17m ・砂礫である。
13	14.17~14.30m ・高有機質土である。
14	14.30~15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54~16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み、一部木片が認められる。
16	16.34~17.04m ・有機質砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	13.34~13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.98~14.17m ・砂礫である。
13	14.17~14.30m ・高有機質土である。
14	14.30~15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54~16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み、一部木片が認められる。
16	16.34~17.04m ・有機質砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	13.34~13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.98~14.17m ・砂礫である。
13	14.17~14.30m ・高有機質土である。
14	14.30~15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54~16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み、一部木片が認められる。
16	16.34~17.04m ・有機質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせてシルト混じり砂とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径については削除。 	変更なし	変更なし
12	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、円磨度、基質については削除。 	変更なし	変更なし
13	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて高有機質土とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植土、繊維質については削除。 	変更なし	変更なし
14	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて有機質砂とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしており、腐植土の記載については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。 	変更なし	変更なし
15	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 粒度については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 	変更なし	変更なし
16	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて有機質砂とその深度区間を記載。 柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植土、粒度については削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	コ	調	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	形	状	化	質	(%)
											事	最大コア長
												cm
												R Q D
												L (%)
	-8.30	17.81		砂	灰白						17	径1cm以下、最大径4cmの亜角礫を含む砂礫。
	-8.72	18.30		砂礫	明緑						18	径0.5cm程度の結晶粒を含む。
	-9.72	19.35		砂礫	明緑						19	径2~5cm、最大径1cmの亜角礫を含む、基質は粗粒砂。
20				花崗斑岩	明緑斑						20	深さ19.35~45.52m: 花崗斑岩。 径3~5cmの石英、長石、黒雲母の結晶が3~7%程度認められ、石英は径0.5mm以下である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
17	17.04~17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下、最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
18	17.81~18.25m ・砂である。
19	18.25~19.35m ・砂礫である。
20	19.35~45.52m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
17	17.04~17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下、最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
18	17.81~18.25m ・砂である。
19	18.25~19.35m ・砂礫である。
20	19.35~45.52m ・花崗斑岩である。

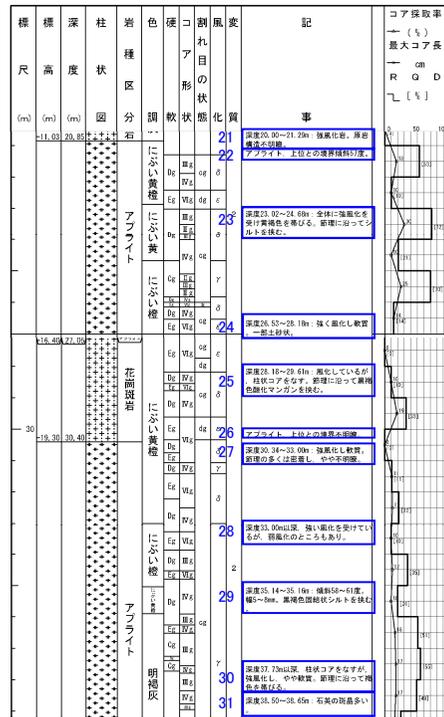
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
17	17.04~17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下、最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
18	17.81~18.25m ・砂である。
19	18.25~19.35m ・砂礫である。
20	19.35~45.52m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	・柱状図に合わせて礫混じり砂とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、石英については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・誤記修正(65.70m→45.52m)。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	20.00~21.29m ・強風化部である。
22	20.85~21.05m ・アブライトである。
23	23.02~24.68m ・全体に強風化し、黄褐色を帯び、割れ目に沿ってシルトを挟む。
26	30.40~42.40m ・アブライトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	20.00~21.29m ・強風化部である。
22	20.85~21.05m ・アブライトである。
23	23.02~24.68m ・全体に強風化し、黄褐色を帯び、割れ目に沿ってシルトを挟む。
26	30.40~42.40m ・アブライトである。

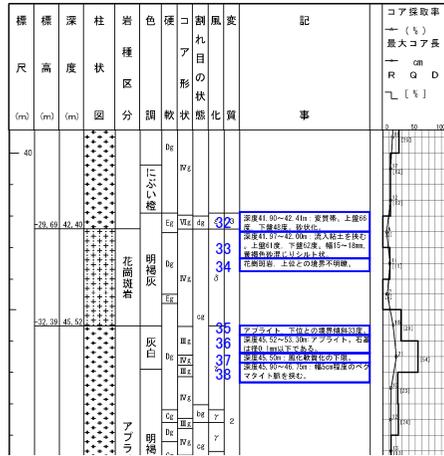
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	20.00~21.29m ・強風化部である。
22	20.85~21.05m ・アブライトである。
23	23.02~24.68m ・全体に強風化し、黄褐色を帯び、割れ目に沿ってシルトを挟む。
26	30.40~42.40m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・風化を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部土砂状を呈するが、当該区間の周囲と岩盤状況に明瞭な差が認められないことから削除。	—	—
25	・風化については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
26	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・強風化を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の明瞭さについては、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	—	—
28	・風化については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
29	・シルトを挟在するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
30	・風化については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
31	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
32 41.90~42.41m ・変質し、砂状を呈する。 41.91~42.00m ・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。
36 45.52~53.30m ・アブライトである。
38 45.90~46.75m ・幅5cm程度のベグマタイト脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
32 41.90~42.41m ・変質し、砂状を呈する。 41.91~42.00m ・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。
36 45.52~53.30m ・アブライトである。
38 45.90~46.75m ・幅5cm程度のベグマタイト脈を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
32 41.90~42.41m ・変質し、砂状を呈する。 41.91~42.00m ・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。
36 45.52~53.30m ・アブライトである。
38 45.90~46.75m ・幅5cm程度のベグマタイト脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・流入粘土の区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・花崗斑岩については、記事No.20で記載済みであるため削除。	—	—
35,36	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・風化を伴う硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
38	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
41 53.30~65.70m
・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
41 53.30~65.70m
・花崗斑岩である。

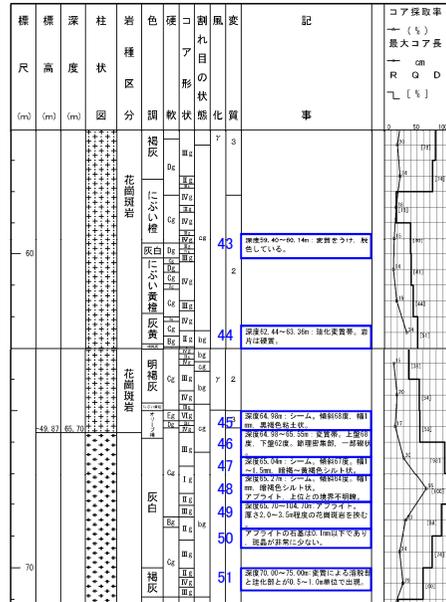
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
41 53.30~65.70m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-130頁)。 	—	—
40	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-131頁)。 	—	—
41	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> ・変質しているが、RQDが周囲に比べて大きいことから削除。 	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
49 65.70~104.70m
・アブライトである。
・幅2.0~3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
49 65.70~104.70m
・アブライトである。
・幅2.0~3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

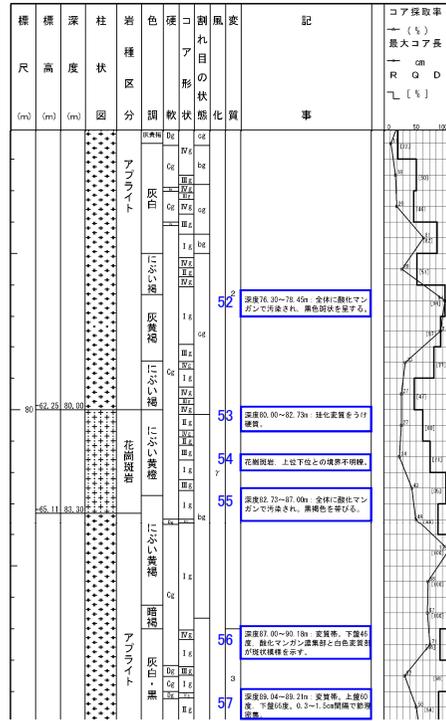
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
49 65.70~104.70m
・アブライトである。
・幅2.0~3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—
44	・変質しているが、岩片は硬質であることから削除。	—	—
45	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-132頁)。	—	—
46	・変質を伴う岩盤の劣化の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
47,48	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-133, 134頁)。	—	—
49,50	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
51	・溶脱部と珪化部については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
55 82.73~87.00m ・全体が酸化マンガンを汚染され、黒褐色を帯びる。
57 89.04~89.21m ・変質している。 ・0.3~1.5cm間隔で割れ目が密集する。

記事
55 82.73~87.00m ・全体が酸化マンガンを汚染され、黒褐色を帯びる。
57 89.04~89.21m ・変質している。 ・0.3~1.5cm間隔で割れ目が密集する。

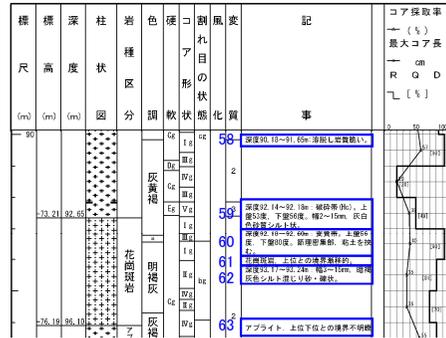
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
55 82.73~87.00m ・全体が酸化マンガンを汚染され、黒褐色を帯びる。
57 89.04~89.21m ・変質している。 ・0.3~1.5cm間隔で割れ目が密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・マンガン汚染については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・珪化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
54	・当該区間の花崗斑岩については、アブライト内の挟在層として、その分布を柱状図で表示することとしているため削除。	—	—
55	変更なし	変更なし	変更なし
56	・変質しているが、硬軟や割れ目の発達程度について、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	—	—
57	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
59	●92.14~92.18m (f-18-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0mである。 ・走向・傾斜はN31° E84° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は56°である。
60	92.18~92.60m ・変質し、割れ目に粘土を挟む。
62	93.17~93.24m ・暗褐色シルト混じり砂状、礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
59	●92.14~92.18m (f-18-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0mである。 ・走向・傾斜はN31° E84° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は56°である。
60	92.18~92.60m ・変質し、割れ目に粘土を挟む。
62	93.17~93.24m ・暗褐色シルト混じり砂状、礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
59	●92.14~92.18m (f-18-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0mである。 ・走向・傾斜はN31° E84° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は56°である。
60	92.18~92.60m ・変質し、割れ目に粘土を挟む。
62	93.17~93.24m ・暗褐色シルト混じり砂状、礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
58	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
59	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
60	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・当該区間の花崗斑岩については、アブライト内の挟在層として、その分布を柱状図で表示することとしているため削除。	—	—
62	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
63	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分			形状	状態	事	(%)
	77.19	93.26	花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	64 深度95.55~98.07m 珪化変質帯。	→ (%) 最大コア長 R Q D L (%)
	79.57	90.00	花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	65 深度98.07~101.46m 比較的節理多く粒状。一部珪化コア。	
	80.87	91.50	花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	66 深度100.35~103.05m 珪化変質帯。アフライト。上位との境界線斜的。下位との境界線斜的。	
	82.45	93.05	花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	67 深度101.50~104.60m 全体に褐色を帯び、層理に沿って黒褐色を帯びる。	
	83.64	94.70	花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	68 深度103.10~103.50m 鋭い節理。低角度の節理顕し。粒状。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	69 アフライト。上位との境界線斜的。下位との境界線斜的。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	70 深度104.70~136.20m 花崗斑岩。径2~5mm程度の石英、赤豆状の黒雲母の混入も5~20%程度あり、石基は粗粒粒状である。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	71 深度106.48~110.60m 鋭い珪化変質を受け、節理は硬質。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	72	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
66 100.35~103.05m ・珪化変質している。
68 101.50~104.60m ・全体に褐色を帯び、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70~136.20m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
66 100.35~103.05m ・珪化変質している。
68 101.50~104.60m ・全体に褐色を帯び、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70~136.20m ・花崗斑岩である。

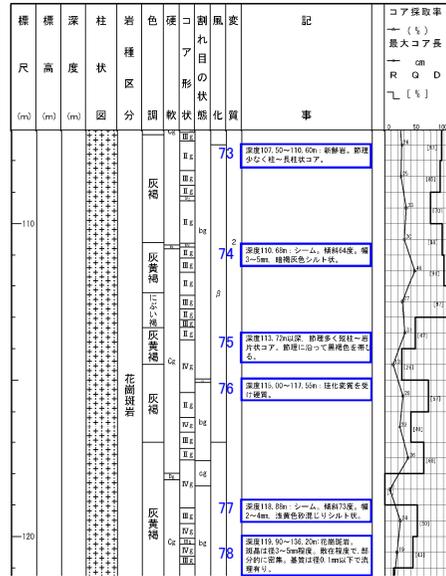
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
66 100.35~103.05m ・珪化変質している。
68 101.50~104.60m ・全体に褐色を帯び、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70~136.20m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64	・珪化変質しているが、割れ目頻度が周囲に比べ小さく、良好な岩盤からなることから削除。	—	—
65	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
70	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
71	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
72	・珪化変質しているが、割れ目頻度は比較的小さく、良好な岩盤からなることから削除。	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
74 110.68m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
77 118.88m ・変質している。 ・浅黄色砂混じりシルト状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
74 110.68m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
77 118.88m ・変質している。 ・浅黄色砂混じりシルト状を呈する。

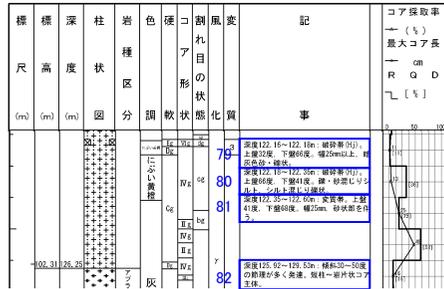
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
74 110.68m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
77 118.88m ・変質している。 ・浅黄色砂混じりシルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
73	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
74	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-135頁) ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
75	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
76	・珪化については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・硬軟の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
77	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-136頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
78	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

●122.16~122.35m (f-18-2破砕帯)
 ・破砕部である。
 ・にふい黄褐色の固結礫状部からなる。
 ・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
 ・フィルム状の粘土を挟在する。
 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は66°である。

79. 122.35~122.60m
 ・変質し、砂状を呈する。

80. 125.92~129.53m
 ・割れ目が多く発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

●122.16~122.35m (f-18-2破砕帯)
 ・破砕部である。
 ・にふい黄褐色の固結礫状部からなる。
 ・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
 ・フィルム状の粘土を挟在する。
 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は66°である。

79. 122.35~122.60m
 ・変質し、砂状を呈する。

80. 125.92~129.53m
 ・割れ目が多く発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

●122.16~122.35m (f-18-2破砕帯)
 ・破砕部である。
 ・にふい黄褐色の固結礫状部からなる。
 ・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
 ・フィルム状の粘土を挟在する。
 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は66°である。

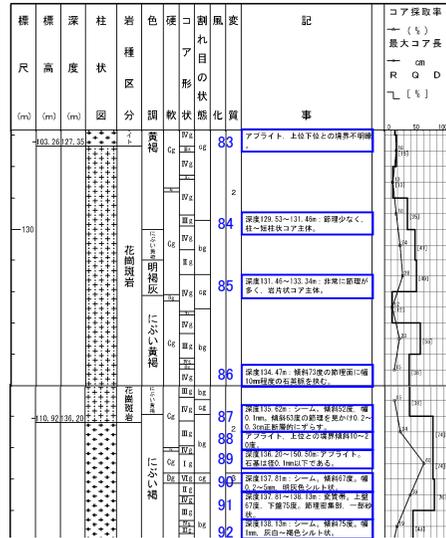
79. 122.35~122.60m
 ・変質し、砂状を呈する。

80. 125.92~129.53m
 ・割れ目が多く発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
79.80	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。(誤記)下端境界の見かけの傾斜として、41°と書くべきところを誤って66°と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
81	<ul style="list-style-type: none"> ・変質している区間の境界傾斜と幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
82	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“短柱～岩片状”との記載については、ばらつきが大きいため削除。 	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
83 126.25～127.35m ・アブライトを挟む。
86 134.47m ・幅10mm程度の石英脈を挟む。
87 135.62m ・変質している。
89 136.20～150.50m ・アブライトである。
90 137.81～138.13m ・変質している。
92 ・明灰色シルトと灰白～褐色シルト状を呈する。

記事
83 126.25～127.35m ・アブライトを挟む。
86 134.47m ・幅10mm程度の石英脈を挟む。
87 135.62m ・変質している。
89 136.20～150.50m ・アブライトである。
90 137.81～138.13m ・変質している。
92 ・明灰色シルトと灰白～褐色シルト状を呈する。

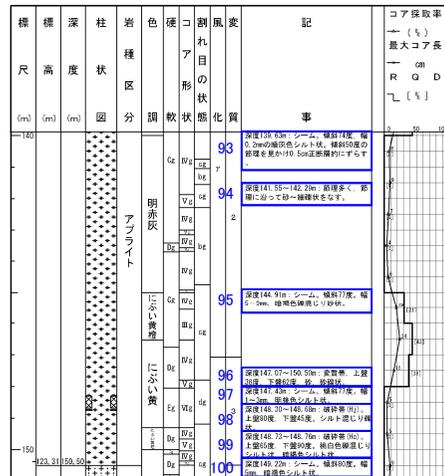
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
83 126.25～127.35m ・アブライトを挟む。
86 134.47m ・幅10mm程度の石英脈を挟む。
87 135.62m ・変質している。
89 136.20～150.50m ・アブライトである。
90 137.81～138.13m ・変質している。
92 ・明灰色シルトと灰白～褐色シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
84	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
85	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
86	・石英脈の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
87	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-137頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
88.89	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
90～92	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-138,139頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 ・変質している区間とその上下端のシルト状部を一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

93
139.63m
・変質している。
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99
●148.30～148.76m (D-39破砕帯)
・破砕部である。
・主ににふい黄色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

93
139.63m
・変質している。
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99
●148.30～148.76m (D-39破砕帯)
・破砕部である。
・主ににふい黄色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

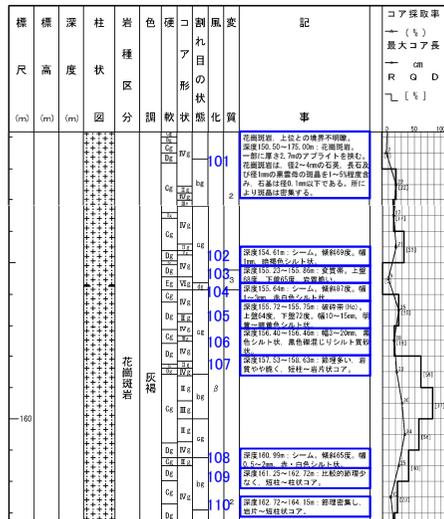
93
139.63m
・変質している。
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99
●148.30～148.76m (D-39破砕帯)
・破砕部である。
・主ににふい黄色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
93	<ul style="list-style-type: none"> ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-140頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
94	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いで砂～細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 	—	—
95	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-141頁) 	—	—
96	<ul style="list-style-type: none"> ・変質については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・砂、砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 	—	—
97	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-142頁)。 	—	—
98,99	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部と同系統の高角な割れ目が分布していることから、一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
100	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-143頁)。 	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
101 150.50~175.00m ・花崗斑岩である。
102 154.61m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
104 155.64m ・変質している。 ・赤白色シルト状を呈する。
105 ●155.72~155.75m ・破砕部である。 ・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。 ・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は72°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
101 150.50~175.00m ・花崗斑岩である。
102 154.61m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
104 155.64m ・変質している。 ・赤白色シルト状を呈する。
105 ●155.72~155.75m ・破砕部である。 ・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。 ・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は72°である。

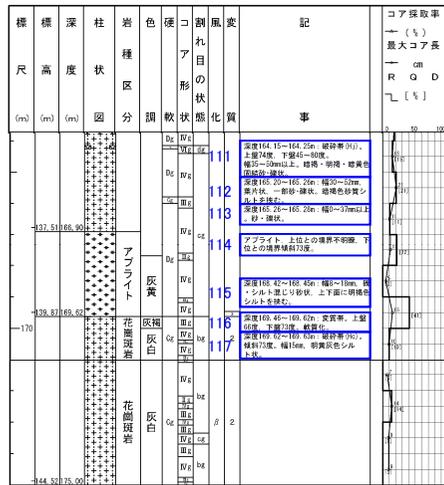
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
101 150.50~175.00m ・花崗斑岩である。
102 154.61m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
104 155.64m ・変質している。 ・赤白色シルト状を呈する。
105 ●155.72~155.75m ・破砕部である。 ・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。 ・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は72°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な岩相であり、石基及び斑岩の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 アプライトの挟在については、記事No.114で別途説明しているため削除。 	変更なし	変更なし
102	<ul style="list-style-type: none"> シームという用語については削除。 シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-144頁)。 “変質”欄に基づき変質していると記載。 シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
103	<ul style="list-style-type: none"> 変質及び硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—
104	<ul style="list-style-type: none"> シームという用語については削除。 シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-145頁)。 “変質”欄に基づき変質していると記載。 シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
105	<ul style="list-style-type: none"> 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層カウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層カウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
106	<ul style="list-style-type: none"> シルト状及び礫混じりシルト質砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められず、下端側は直線的でないことから削除。 	—	—
107	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の発達や脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—
108	<ul style="list-style-type: none"> シームについては削除。 シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-146頁)。 	—	—
109	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—
110	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—

H19-No.18

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 164.15~164.25m
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN3° E78° Wである。
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は45~80°である。
- 166.90~169.62m
・アブライトを挟む。
- 169.46~169.62m
・変質し、軟質化している。
- 169.62~169.63m
・破砕部である。
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。
・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 164.15~164.25m
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN3° E78° Wである。
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は45~80°である。
- 166.90~169.62m
・アブライトを挟む。
- 169.46~169.62m
・変質し、軟質化している。
- 169.62~169.63m
・破砕部である。
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。
・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 164.15~164.25m
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN3° E78° Wである。
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は45~80°である。
- 166.90~169.62m
・アブライトを挟む。
- 169.46~169.62m
・変質し、軟質化している。
- 169.62~169.65m
・破砕部である。
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。
・上端境界の傾斜は73°である。

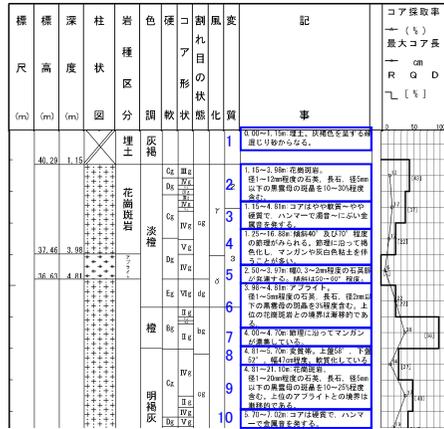
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
112,113	<ul style="list-style-type: none"> ・葉片状及び砂・礫状を呈し、砂質シルトを挟在するが、上端下端の境界面が系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
114	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
115	<ul style="list-style-type: none"> ・礫・シルト混じり砂状を呈し、一部にシルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 	—	—
116	<ul style="list-style-type: none"> ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
117	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・見かけの傾斜の取得位置について、上端境界と記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正（169.63m⇒169.65m、審査会合（R1.10.11）にて説明済み）。

余白

H20-①-5

余白

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~1.15m ・埋土である。 ・灰緑色の塊泥じり砂からなる。
2	1.15~3.98m ・花崗斑岩である。
3	2.50~3.97m ・幅0.3~2mmの石英脈が発達する。
4	3.98~4.81m ・アフライトである。
5	4.00~4.70m ・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
6	4.81~5.70m ・変質している。 ・軟質化している。
7	4.81~21.10m ・花崗斑岩である。
8	
9	

審査資料
(平成30年11月30日)

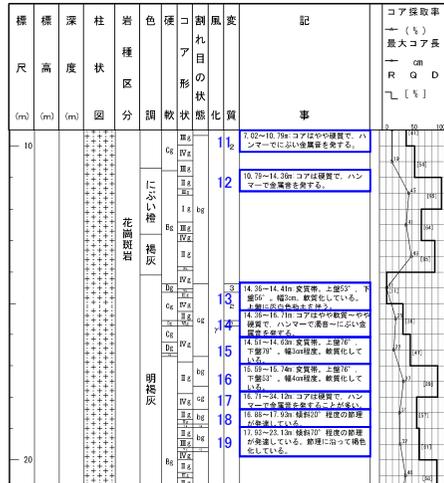
記事	
1	0.00~1.15m ・埋土である。 ・灰緑色の塊泥じり砂からなる。
2	1.15~3.98m ・花崗斑岩である。
3	2.50~3.97m ・幅0.3~2mmの石英脈が発達する。
4	3.98~4.81m ・アフライトである。
5	4.00~4.70m ・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
6	4.81~5.70m ・変質している。 ・軟質化している。
7	4.81~21.10m ・花崗斑岩である。
8	
9	

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~1.15m ・埋土である。 ・灰緑色の塊泥じり砂からなる。
2	1.15~3.98m ・花崗斑岩である。
3	2.50~3.97m ・幅0.3~2mmの石英脈が発達する。
4	3.98~4.81m ・アフライトである。
5	4.00~4.70m ・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
6	4.81~5.70m ・変質している。 ・軟質化している。
7	4.81~21.10m ・花崗斑岩である。
8	
9	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
4	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
5	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
12 10.79~14.36m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
13 14.36~14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い、軟質化している。
14 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
15 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16 15.59~15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
17 16.88~17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
18 17.93~23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料
(平成30年11月30日)

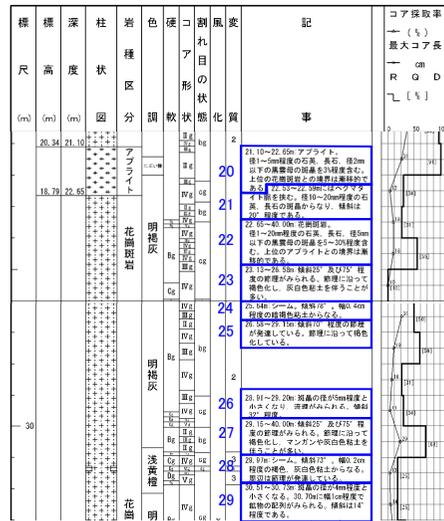
記 事
12 10.79~14.36m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
13 14.36~14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い、軟質化している。
14 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
15 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16 15.59~15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
17 16.88~17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
18 17.93~23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
12 10.79~14.36m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
13 14.36~14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い、軟質化している。
14 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
15 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16 15.59~15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
17 16.88~17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
18 17.93~23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
12	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDと最大コア長が増大することから、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
15	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
18	・表現の見直し(傾斜20°程度→低角度)。	変更なし	変更なし
19	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
20	21. 10~22. 65m ・アプライトである。
21	22. 53~22. 59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22	22. 65~40. 00m ・花崗斑岩である。
25	26. 58~29. 15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26	28. 91~29. 20m ・流理がみられる。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
20	21. 10~22. 65m ・アプライトである。
21	22. 53~22. 59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22	22. 65~40. 00m ・花崗斑岩である。
25	26. 58~29. 15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26	28. 91~29. 20m ・流理がみられる。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
20	21. 10~22. 65m ・アプライトである。
21	22. 53~22. 59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22	22. 65~40. 00m ・花崗斑岩である。
25	26. 58~29. 15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26	28. 91~29. 20m ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・ペグマタイトの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
24	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-185頁)。	—	—
25	・割れ目の発達の数については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
26	・斑晶、流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが、破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
28	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-186頁)。	—	—
29	・斑晶、鉱物の配列については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	(%)
1.44	40.00			斑岩	黒灰	IVa	30	30	30 50cm シーム、傾斜74°、幅0.50m程度の灰褐色面を有する。これは下部硬軟は割れ目が発達している。	最大コア長 — cm R Q D L (%)
				斑岩	黒灰	IVa	31	31	31 20cm程度の硬軟を有する。断面は傾斜74°、傾斜は傾斜し硬軟は認められない。	
				斑岩	黒灰	IVa	32	32	32 70cm程度の硬軟を有する。断面は傾斜74°、傾斜は傾斜し硬軟は認められない。	
				斑岩	黒灰	IVa	33	33	33 12~36.0cm コアは砂状の硬軟を有する。断面は傾斜74°、傾斜は傾斜し硬軟は認められない。	
				斑岩	黒灰	IVa	34	34	34 20cm程度の硬軟を有する。断面は傾斜74°、傾斜は傾斜し硬軟は認められない。	
				斑岩	黒灰	IVa	35	35	35 12~36.0cm コアは砂状の硬軟を有する。断面は傾斜74°、傾斜は傾斜し硬軟は認められない。	
				斑岩	黒灰	IVa	36	36	36 20cm程度の硬軟を有する。断面は傾斜74°、傾斜は傾斜し硬軟は認められない。	
				斑岩	黒灰	IVa	37	37	37 31~40.0cm 質量の約70%以下を占める。断面は傾斜74°、傾斜は傾斜し硬軟は認められない。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
31	●31.28~31.44m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W75° Wである。
34	●34.37~34.70m ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN89° W58° Sである。
35	35.18~35.42m ・マンガンを伴う割れ目が発達している。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
31	●31.28~31.44m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W75° Wである。
34	●34.37~34.70m ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN89° W58° Sである。
35	35.18~35.42m ・マンガンを伴う割れ目が発達している。

審査資料 (令和2年2月7日)

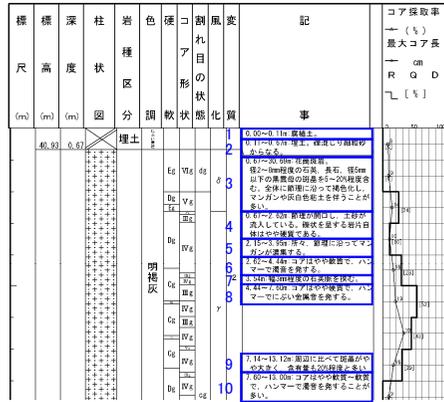
記事	
31	●31.28~31.44m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W75° Wである。
34	●34.37~34.70m ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN89° W58° Sである。
35	35.18~35.42m ・マンガンを伴う割れ目が発達している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-187頁)。	—	—
31	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
32	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-188頁)。	—	—
33	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
34	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
37	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—

H20-①-6

余白

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
2	0.00~0.67m ・埋土である。
1	0.00~0.11m ・有機質土である。
2	0.11~0.67m ・雑混じり細粒砂からなる。
26	0.67~85.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目沿いに褐色化する。
36	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15~3.95m ・前々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

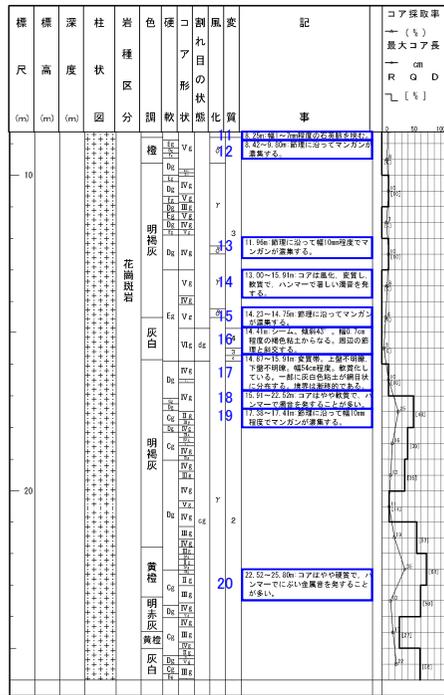
記事	
2	0.00~0.67m ・埋土である。
1	0.00~0.11m ・有機質土である。
2	0.11~0.67m ・雑混じり細粒砂からなる。
26	0.67~85.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目沿いに褐色化する。
36	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15~3.95m ・前々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
2	0.00~0.67m ・埋土である。
1	0.00~0.11m ・有機質土である。
2	0.11~0.67m ・雑混じり細粒砂からなる。
26	0.67~85.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目沿いに褐色化する。
36	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15~3.95m ・前々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1,2	・柱状図に合わせて埋土と記載。 ・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
3,26,36	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間をまとめ書き。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・一部土砂化した区間における岩片の硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
9	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
10	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
11	8.25m ・幅1~7mmの石英脈を挟む。
12	8.42~9.30m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
13	11.96m ・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
15	14.23~14.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16	●14.41~14.42m(0-43破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
17	●14.78~15.13m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
19	17.38~17.41m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料
(平成30年11月30日)

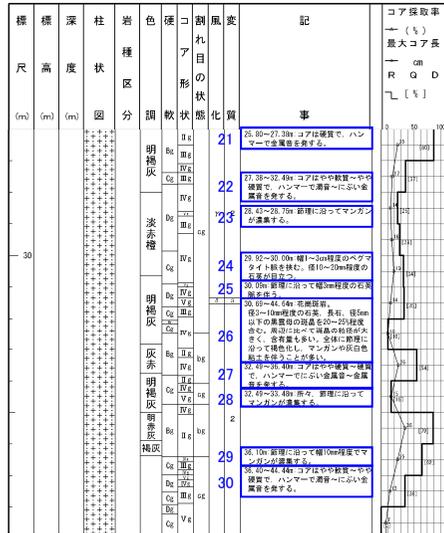
記事	
11	8.25m ・幅1~7mmの石英脈を挟む。
12	8.42~9.30m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
13	11.96m ・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
15	14.23~14.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16	●14.41~14.42m(0-43破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
17	●14.78~15.13m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
19	17.38~17.41m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
11	8.25m ・幅1~7mmの石英脈を挟む。
12	8.42~9.30m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
13	11.96m ・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
15	14.23~14.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16	●14.41~14.42m(0-43破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
17	●14.78~15.13m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
19	17.38~17.41m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・風化及び変質の程度と硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-189頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-41頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
17	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-42頁)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
21 25.80~27.38m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23 28.43~28.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
24 29.92~30.00m ・幅1~3cm程度のペグマタイト脈を挟む。
25 30.09m ・幅3mmの石英脈を挟む。
28 32.49~33.48m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
29 36.10m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料
(平成30年11月30日)

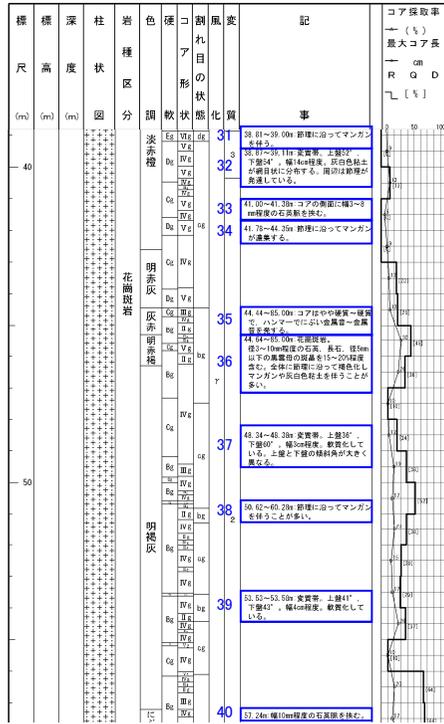
記事
21 25.80~27.38m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23 28.43~28.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
24 29.92~30.00m ・幅1~3cm程度のペグマタイト脈を挟む。
25 30.09m ・幅3mmの石英脈を挟む。
28 32.49~33.48m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
29 36.10m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
21 25.80~27.38m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23 28.43~28.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
24 29.92~30.00m ・幅1~3cm程度のペグマタイト脈を挟む。
25 30.09m ・幅3mmの石英脈を挟む。
28 32.49~33.48m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
29 36.10m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDと最大コア長のピークが認められることから、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
22	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、石英については削除。	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・記事No.3と合わせて説明しているため削除。	—	—
27	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
32 38.87~39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00~41.38m ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。
34 41.78~44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34~48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62~60.28m ・割れ目沿いにマンガンに伴うことが多い。
39 53.53~53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

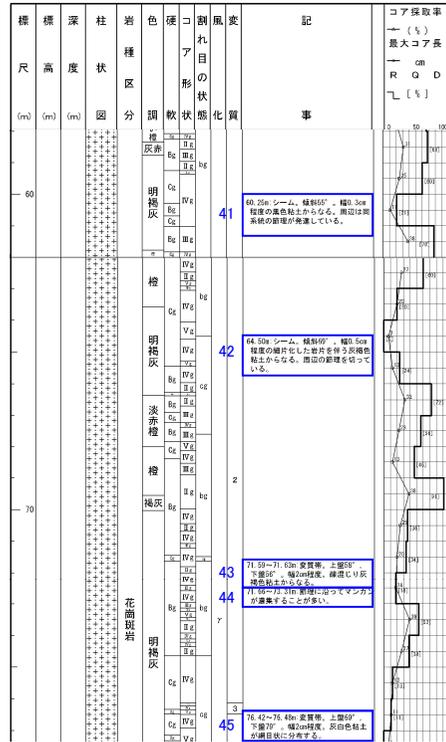
記事
32 38.87~39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00~41.38m ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。
34 41.78~44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34~48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62~60.28m ・割れ目沿いにマンガンに伴うことが多い。
39 53.53~53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
32 38.87~39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00~41.38m ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。
34 41.78~44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34~48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62~60.28m ・割れ目沿いにマンガンに伴うことが多い。
39 53.53~53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・変質している区間の境界傾斜、幅“周辺は節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
36	・記事No.3と合わせて説明しているため削除。	—	—
37	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成20年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
43: 71.59~71.63m ・変質している。 ・灰褐色細溜しり粘土状を呈する。
44: 71.66~73.31m ・削れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
45: 76.42~76.48m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
43: 71.59~71.63m ・変質している。 ・灰褐色細溜しり粘土状を呈する。
44: 71.66~73.31m ・削れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
45: 76.42~76.48m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
43: 71.59~71.63m ・変質している。 ・灰褐色細溜しり粘土状を呈する。
44: 71.66~73.31m ・削れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
45: 76.42~76.48m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-190頁)。	—	—
42	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-191頁)。	—	—
43	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	化	事	(%)
							の	質		最大コア長
							状			cm
							化			R Q D
										[%]
80										0 50 100
77.93~78.76									46	77.93~78.76m 節理に沿ってマンガンの濃集することが多い。
79.00~80.80									47	79.00~80.80m 節理に沿ってマンガンの濃集することが多い。 最大幅40mmの石英脈を挟む。
80.07~82.05m									48	80.07~82.05m 節理に沿ってマンガンの濃集することが多い。 最大幅40mmの石英脈を挟む。
80.75~81.30m									49	80.75~81.30m 節理に沿ってマンガンの濃集することが多い。 最大幅10mmの石英脈を挟む。
83.83m									50	83.83m 幅3mmの石英脈を挟む。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
46	77.93~78.76m ・ 割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
47	79.00~80.80m ・ 最大幅40mmの石英脈を挟む。
48	80.07~82.05m ・ 割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
49	80.75~81.30m ・ 最大幅10mmの石英脈を挟む。
50	83.83m ・ 幅3mmの石英脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
46	77.93~78.76m ・ 割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
47	79.00~80.80m ・ 最大幅40mmの石英脈を挟む。
48	80.07~82.05m ・ 割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
49	80.75~81.30m ・ 最大幅10mmの石英脈を挟む。
50	83.83m ・ 幅3mmの石英脈を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
46	77.93~78.76m ・ 割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
47	79.00~80.80m ・ 最大幅40mmの石英脈を挟む。
48	80.07~82.05m ・ 割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
49	80.75~81.30m ・ 最大幅10mmの石英脈を挟む。
50	83.83m ・ 幅3mmの石英脈を挟む。

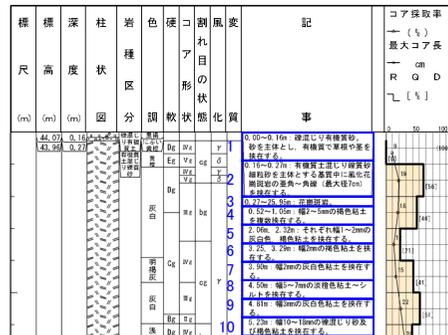
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	変更なし	変更なし	変更なし
47	・ 鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・ 鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-3

余白

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
1 0.00~0.16m ・ 礫混じり有機質土である。
2 0.16~0.27m ・ 有機質土混じり礫質砂である。
3 0.27~25.95m ・ 花崗斑岩である。
4 0.52~3.90m ・ 割れ目に褐~灰白色を呈する粘土を挟む。
7
10 5.23m ・ 幅10~18mmで礫混じり砂及び褐色粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~0.16m ・ 礫混じり有機質土である。
2 0.16~0.27m ・ 有機質土混じり礫質砂である。
3 0.27~25.95m ・ 花崗斑岩である。
4 0.52~3.90m ・ 割れ目に褐~灰白色を呈する粘土を挟む。
7
10 5.23m ・ 幅10~18mmで礫混じり砂及び褐色粘土を挟む。

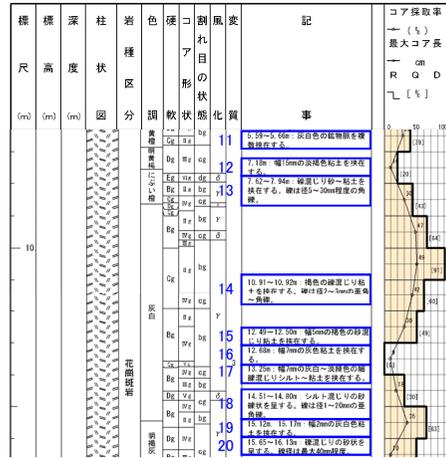
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~0.16m ・ 礫混じり有機質土である。
2 0.16~0.27m ・ 有機質土混じり礫質砂である。
3 0.27~25.95m ・ 花崗斑岩である。
4 0.52~3.90m ・ 割れ目に褐~灰白色を呈する粘土を挟む。
7
10 5.23m ・ 幅10~18mmで礫混じり砂及び褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(有機質砂→有機質土)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、草根や茎の挟在については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、基質や礫種、円磨度、礫径については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4~7	・粘土を挟在する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
8	・粘土~シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
9	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
12 7.18m ・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。
13 7.62~7.94m ・礫混じり砂~粘土を挟む。
16 12.68m ・幅7mmの灰色粘土を挟む。
18 14.51~14.80m ・シルト混じり砂礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
12 7.18m ・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。
13 7.62~7.94m ・礫混じり砂~粘土を挟む。
16 12.68m ・幅7mmの灰色粘土を挟む。
18 14.51~14.80m ・シルト混じり砂礫状を呈する。

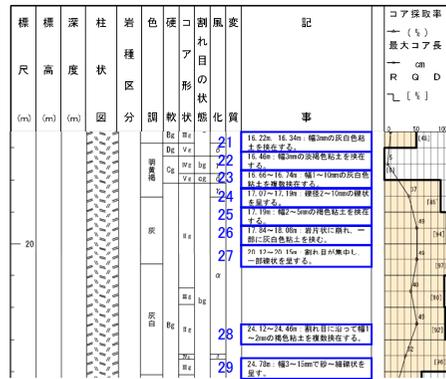
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
12 7.18m ・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。
13 7.62~7.94m ・礫混じり砂~粘土を挟む。
16 12.68m ・幅7mmの灰色粘土を挟む。
18 14.51~14.80m ・シルト混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・礫径及び円磨度については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
18	・礫径及び円磨度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
20	・礫混じり砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

24 17.07~17.19m
・割れ目が多く、礫状を呈する。

27 20.12~20.15m
・割れ目が集中し、一部礫状を呈する。

29 24.78m
・割れ目が多く、砂~細礫状を呈す。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

24 17.07~17.19m
・割れ目が多く、礫状を呈する。

27 20.12~20.15m
・割れ目が集中し、一部礫状を呈する。

29 24.78m
・割れ目が多く、砂~細礫状を呈す。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

24 17.07~17.19m
・割れ目が多く、礫状を呈する。

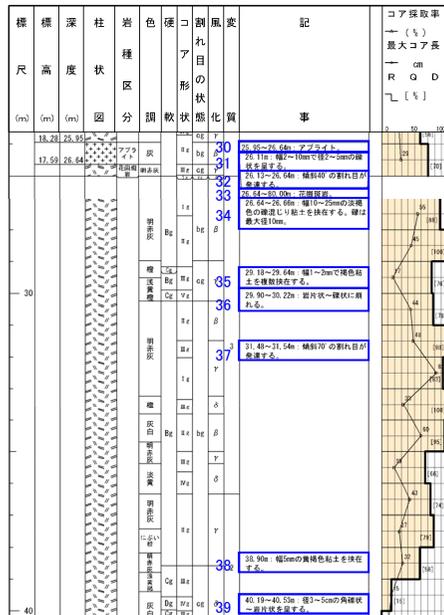
27 20.12~20.15m
・割れ目が集中し、一部礫状を呈する。

29 24.78m
・割れ目が多く、砂~細礫状を呈す。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21.22	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
23	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
24	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
26	・岩片状については、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・一部で粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
29	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・砂~細礫状を呈する区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
30 25.95~26.64m ・アブライトである。
31 26.11m ・割れ目が多く、礫状を呈する。
32 26.13~26.64m ・中角度の割れ目が発達する。
33 26.64~80.00m ・花崗斑岩である。
37 31.48~31.54m ・高角度の割れ目が発達する。
39 40.19~40.53m ・割れ目が多い角礫状~岩片状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
30 25.95~26.64m ・アブライトである。
31 26.11m ・割れ目が多く、礫状を呈する。
32 26.13~26.64m ・中角度の割れ目が発達する。
33 26.64~80.00m ・花崗斑岩である。
37 31.48~31.54m ・高角度の割れ目が発達する。
39 40.19~40.53m ・割れ目が多い角礫状~岩片状を呈する。

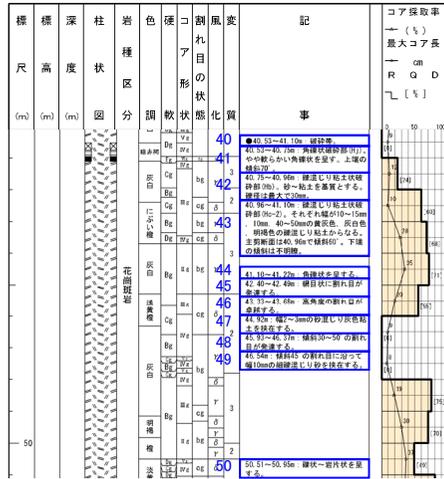
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
30 25.95~26.64m ・アブライトである。
31 26.11m ・割れ目が多く、礫状を呈する。
32 26.13~26.64m ・中角度の割れ目が発達する。
33 26.64~80.00m ・花崗斑岩である。
37 31.48~31.54m ・高角度の割れ目が発達する。
39 40.19~40.53m ・割れ目が多い角礫状~岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	変更なし	変更なし	変更なし
31	・礫状を呈する区間の幅及び礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・表現の見直し(傾斜40° →中角度)。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・礫混じり粘土を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	・岩片~礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
37	・表現の見直し(傾斜70° →高角度)。	変更なし	変更なし
38	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
39	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多い”と記載。 ・角礫~岩片状を呈する区間の礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
●40.53~41.10m ・硬砂部である。 ・主に灰黄褐色の固結礫状部及び黄灰色の固結粘土状部からなる。
40
43
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅4.1cm ・走向・傾斜はN51° E73° NWである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界は不明瞭である。
44
41.10~41.22m ・割れ目が多い角礫状を呈する。
50
50.51~50.95m ・割れ目が多く、礫状～岩片状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●40.53~41.10m ・硬砂部である。 ・主に灰黄褐色の固結礫状部及び黄灰色の固結粘土状部からなる。
40
43
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅4.1cm ・走向・傾斜はN51° E73° NWである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界は不明瞭である。
44
41.10~41.22m ・割れ目が多い角礫状を呈する。
50
50.51~50.95m ・割れ目が多く、礫状～岩片状を呈する。

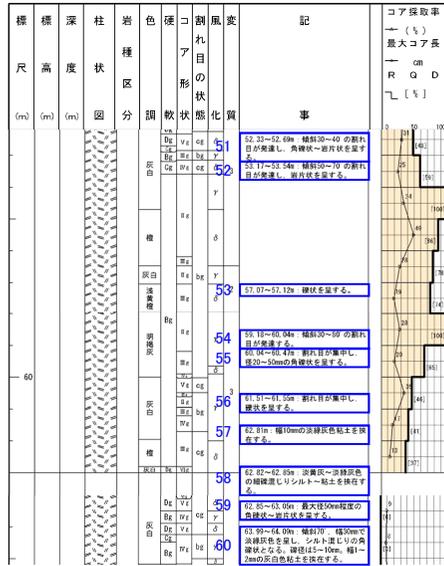
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●40.53~41.10m ・硬砂部である。 ・主に灰黄褐色の固結礫状部及び黄灰色の固結粘土状部からなる。
40
43
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅4.1cm ・走向・傾斜はN51° E73° NWである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界は不明瞭である。
44
41.10~41.22m ・割れ目が多い角礫状を呈する。
50
50.51~50.95m ・割れ目が多く、礫状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40~43	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“主剪断面”との記載については、最新活動面を示したものであり、性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し、柱状図には記載しないこととしていたため削除。 	変更なし	変更なし
44	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多い”と記載。	変更なし	変更なし
45	・網目状に割れ目が発達するが、区間の連続性に乏しいことから削除。	—	—
46	・高角度の割れ目が発達するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
47	・砂混じり粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
48	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
49	・細礫混じり砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
50	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
51	52.33~52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状~岩片状を呈する。
52	53.17~53.54m ・中~高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
54	59.18~61.55m ・低~高角度の割れ目が発達する。
56	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82~62.85m ・淡黄灰~淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト~粘土を挟む。
59	62.85~63.05m ・角礫状~岩片状を呈する。
60	63.99~64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
51	52.33~52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状~岩片状を呈する。
52	53.17~53.54m ・中~高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
54	59.18~61.55m ・低~高角度の割れ目が発達する。
56	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82~62.85m ・淡黄灰~淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト~粘土を挟む。
59	62.85~63.05m ・角礫状~岩片状を呈する。
60	63.99~64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

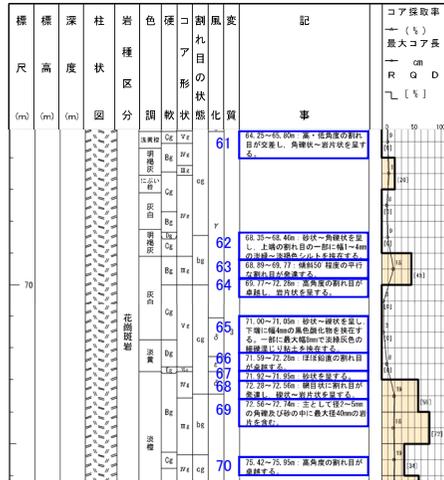
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
51	52.33~52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状~岩片状を呈する。
52	53.17~53.54m ・中~高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
54	59.18~61.55m ・低~高角度の割れ目が発達する。
57	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82~62.85m ・淡黄灰~淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト~粘土を挟む。
59	62.85~63.05m ・角礫状~岩片状を呈する。
60	63.99~64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・表現の見直し(傾斜30~40° →中角度)。	変更なし	変更なし
52	・表現の見直し(傾斜50~70° →中~高角度)。	変更なし	変更なし
53	・礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
54~56	・割れ目の発達を程度を一括記載。 ・部分的な礫状部については、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	・角礫状~岩片状を呈する区間の礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・角礫状を呈する区間の礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
61	64.25~65.80m ・高、低角度の割れ目が斜交し、角礫状~岩片状を呈する。
63.	66.89~72.28m ・高、中角度の割れ目が発達する。
64	
66	71.59~72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67	71.92~71.95m ・砂状を呈する。
68	72.28~72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
61	64.25~65.80m ・高、低角度の割れ目が斜交し、角礫状~岩片状を呈する。
63.	66.89~72.28m ・高、中角度の割れ目が発達する。
64	
66	71.59~72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67	71.92~71.95m ・砂状を呈する。
68	72.28~72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

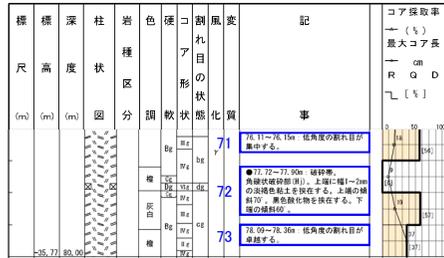
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
61	64.25~65.80m ・高、低角度の割れ目が斜交し、角礫状~岩片状を呈する。
63.	66.89~72.28m ・高、中角度の割れ目が発達する。
64	
66	71.59~72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67	71.92~71.95m ・砂状を呈する。
68	72.28~72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	変更なし	変更なし	変更なし
62	・砂状~角礫状を呈し、一部でシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
63.64	・割れ目の発達の程度を一括記載。 ・表現の見直し(傾斜50° → 中角度)。 ・割れ目の傾斜の状況については、補足的なものであるため削除。 ・岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
65	・砂状~礫状を呈し、一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	変更なし	変更なし	変更なし
68	・礫状~岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
69	・角礫及び砂状を呈するが、岩片に定向配列がないことから削除。	—	—
70	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

H27-Br-3

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

72 ●77.72~77.90m(D-43破砕帯)
・破砕部である。
・明褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN38° W76° SWである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°である。

73 78.09~78.36m
・低角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

72 ●77.72~77.90m(D-43破砕帯)
・破砕部である。
・明褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN38° W76° SWである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°である。

73 78.09~78.36m
・低角度の割れ目が発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

72 ●77.72~77.90m(D-43破砕帯)
・破砕部である。
・明褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN38° W76° SWである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°である。

73 78.09~78.36m
・低角度の割れ目が発達する。

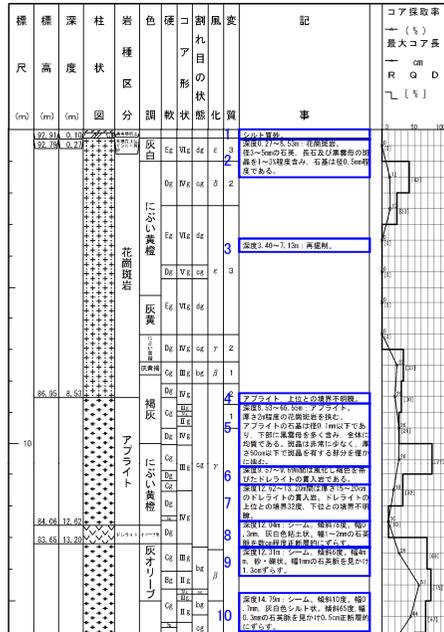
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
72	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を記載。 ・“黒色酸化物を挟在する”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.15

余白

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~0.27m ・高有機質土~有機質土混じりシルト質砂である。
2	0.27~8.53m ・花崗斑岩である。
3	3.40~7.13m ・再掘削コアである。
4.5, 21.23	8.53~66.55m ・アフライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6, 7	9.57~9.69m, 12.62~13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.27m ・高有機質土~有機質土混じりシルト質砂である。
2	0.27~8.53m ・花崗斑岩である。
3	3.40~7.13m ・再掘削コアである。
4.5, 21.23	8.53~66.55m ・アフライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6, 7	9.57~9.69m, 12.62~13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

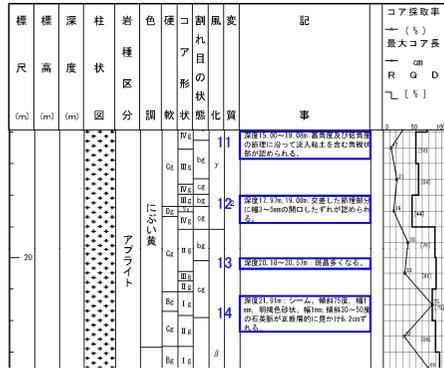
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.27m ・高有機質土~有機質土混じりシルト質砂である。
2	0.27~8.53m ・花崗斑岩である。
3	3.40~7.13m ・再掘削コアである。
4.5, 21.23	8.53~66.55m ・アフライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6, 7	9.57~9.69m, 12.62~13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・層厚が薄いことから堆積物区間を一括記載し、柱状図に合わせて高有機質土~有機質土混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4.5, 21.23	・柱状図に合わせてアフライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6, 7	・ドレライトとその深度区間を一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-94頁)。	-	-
9	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-95頁)。	-	-
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-96頁)。	-	-

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 流入粘土を含む角礫状を呈するが、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	-	-
12	<ul style="list-style-type: none"> “開口したずれが認められる”との記載については、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。 	-	-
13	<ul style="list-style-type: none"> 斑晶については、補足的なものであるため削除。 	-	-
14	<ul style="list-style-type: none"> シームについては削除。 シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-97頁)。 	-	-

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 24.58~24.67m (f-15-1破砕帯)
 - ・破砕部である。
 - ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
 - ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅1.2cm
 - ・走向・傾斜はN7° W88° Eである。
- 25.83~25.93m (f-15-2破砕帯)
 - ・破砕部である。
 - ・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
 - ・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅5.0cm
 - ・走向・傾斜はN6° E89° Eである。
 - ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は45°である。
- 27.70~29.65m
 - ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 24.58~24.67m (f-15-1破砕帯)
 - ・破砕部である。
 - ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
 - ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅1.2cm
 - ・走向・傾斜はN7° W88° Eである。
- 25.83~25.93m (f-15-2破砕帯)
 - ・破砕部である。
 - ・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
 - ・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅5.0cm
 - ・走向・傾斜はN6° E89° Eである。
 - ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は45°である。
- 27.70~29.65m
 - ・花崗斑岩である。

審査資料 (令和2年2月7日)

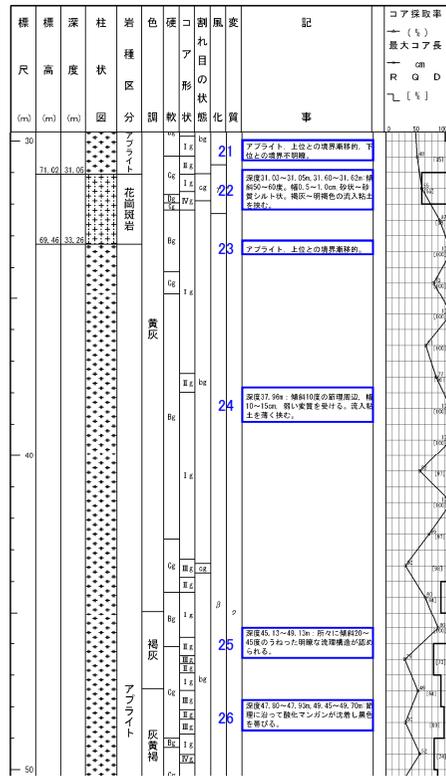
記事

- 24.58~24.67m (f-15-1破砕帯)
 - ・破砕部である。
 - ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
 - ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅1.2cm
 - ・走向・傾斜はN7° W88° Eである。
- 25.83~25.93m (f-15-2破砕帯)
 - ・破砕部である。
 - ・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
 - ・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅5.0cm
 - ・走向・傾斜はN6° E89° Eである。
 - ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は45°である。
- 27.70~29.65m
 - ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
15,16,a	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、岩盤が劣化していることから、一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“表面にせん断面有り。”との記載については、最新活動面を示したものであり、性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
17	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> ・流入粘土を挟み込むが、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
19,b	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
20	<ul style="list-style-type: none"> ・礫混じり砂状を呈するが、上端及び下端の境界面が系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

22 31.03~31.05m, 31.60~31.62m
・褐灰~暗褐色の流入粘土を挟む。
c 31.05~33.26m
・花崗斑岩である。

24 37.96m
・弱い変質を受け、流入粘土を薄く挟む。

25 45.13~49.13m
・湾曲した明瞭な流理構造が認められる。
d ●46.92~46.93m(f-④-3-1破砕帯)
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

22 31.03~31.05m, 31.60~31.62m
・褐灰~暗褐色の流入粘土を挟む。
c 31.05~33.26m
・花崗斑岩である。

24 37.96m
・弱い変質を受け、流入粘土を薄く挟む。

25 45.13~49.13m
・湾曲した明瞭な流理構造が認められる。
d ●46.92~46.93m(f-④-3-1破砕帯)
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

22 31.03~31.05m, 31.60~31.62m
・褐灰~暗褐色の流入粘土を挟む。
c 31.05~33.26m
・花崗斑岩である。

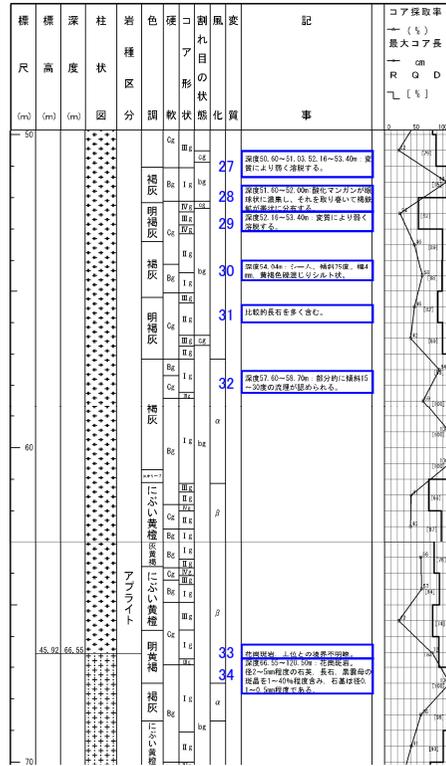
24 37.96m
・弱い変質を受け、流入粘土を薄く挟む。

25 45.13~49.13m
・湾曲した明瞭な流理構造が認められる。
d ●46.92~46.93m(f-④-3-1破砕帯)
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・アプライトの深度区間については、記事No.4で説明しているため削除。	—	—
22	・流入粘土の傾斜、幅、粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
23	・アプライトの深度区間については、記事No.4で説明しているため削除。	—	—
24	・割れ目の傾斜、流入粘土を挟む区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
d	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-31頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
26	・割れ目沿いの酸化マンガンの富みについては、補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
27	50.60~51.03m 52.16~53.40m ・変質により弱く溶解する。
28	51.60~52.00m ・酸化マンガンが濃集する。
29	52.16~53.40m ・変質により弱く溶解する。
30	54.04m ・黄褐色礫混じりシルト状を呈する。
34	66.55~81.80m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
27	50.60~51.03m 52.16~53.40m ・変質により弱く溶解する。
28	51.60~52.00m ・酸化マンガンが濃集する。
29	52.16~53.40m ・変質により弱く溶解する。
30	54.04m ・黄褐色礫混じりシルト状を呈する。
34	66.55~81.80m ・花崗斑岩である。

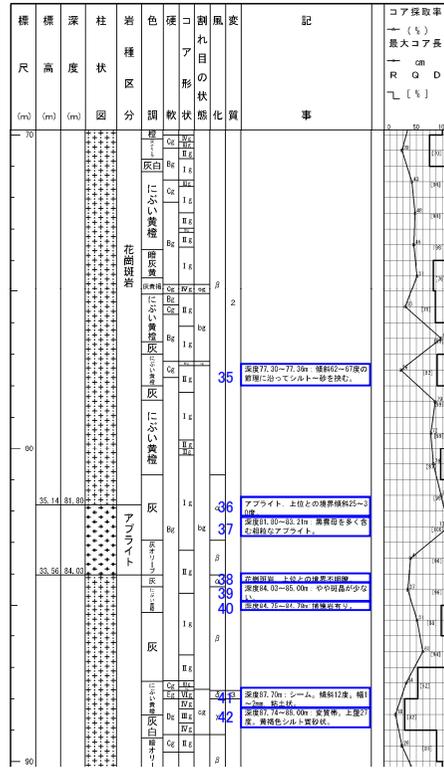
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
27	50.60~51.03m 52.16~53.40m ・変質により弱く溶解する。
28	51.60~52.00m ・酸化マンガンが濃集する。
29	52.16~53.40m ・変質により弱く溶解する。
30	54.04m ・黄褐色礫混じりシルト状を呈する。
34	66.55~81.80m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・褐鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-98頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
31	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—
33,34	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
37 81.80~83.21m ・アブライトである。 ・黒雲母を含み、粗粒である。
38 84.03~115.40m ・花崗斑岩である。
40 84.75~84.78m ・捕獲岩が認められる。
41 87.70~88.00m ・変質している。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
37 81.80~83.21m ・アブライトである。 ・黒雲母を含み、粗粒である。
38 84.03~115.40m ・花崗斑岩である。
40 84.75~84.78m ・捕獲岩が認められる。
41 87.70~88.00m ・変質している。

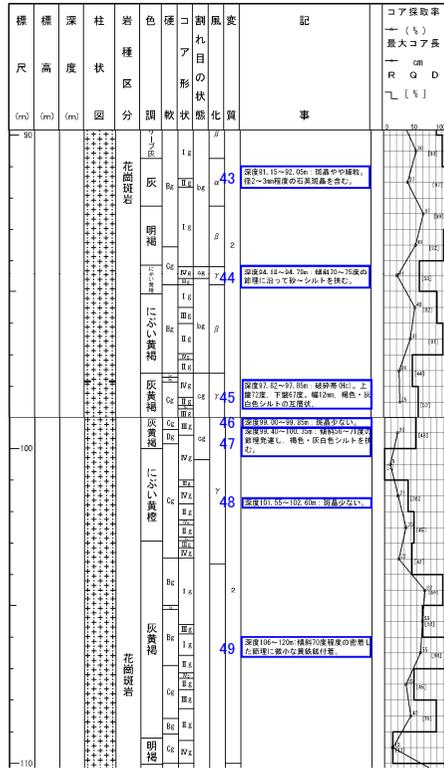
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
37 81.80~83.21m ・アブライトである。 ・黒雲母を含み、粗粒である。
38 84.03~115.40m ・花崗斑岩である。
40 84.75~84.78m ・捕獲岩が認められる。
41 87.70~88.00m ・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
35	・割れ目沿いにシルト～砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36,37	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし
38	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	変更なし	変更なし	変更なし
41,42	・粘土状とシルト質砂状部分について、区間を統合して一括記載し、“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-99頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

44 94.18~94.79m
・割れ目に沿って砂~シルトを挟む。

45 ●97.82~97.85m (f-15-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に灰黄褐色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。
・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40~100.35m
・割れ目に沿って灰白色シルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

44 94.18~94.79m
・割れ目に沿って砂~シルトを挟む。

45 ●97.82~97.85m (f-15-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に灰黄褐色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。
・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40~100.35m
・割れ目に沿って灰白色シルトを挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

44 94.18~94.79m
・割れ目に沿って砂~シルトを挟む。

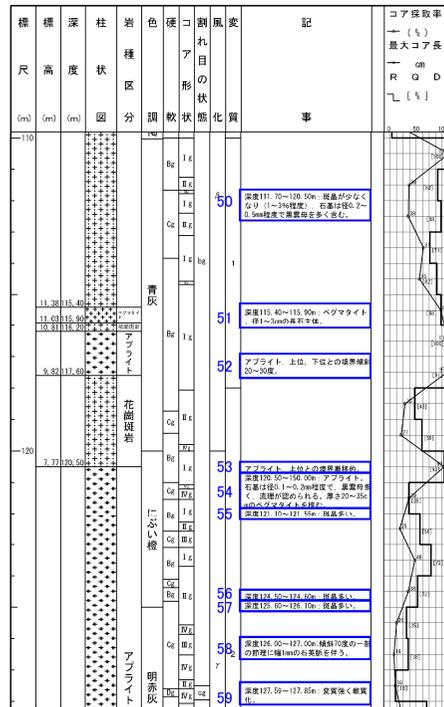
45 ●97.82~97.85m (f-15-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に灰黄褐色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。
・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40~100.35m
・割れ目に沿って灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
43	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。その後、審査会合 (H29.12.22) から審査会合 (H30.11.30) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
46	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
47	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
49	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
51	115.40~115.90m ・ペグマタイトである。
e	115.90~116.20m ・花崗斑岩である。
f	116.20~117.60m ・アブライトである。
g	117.60~120.50m ・花崗斑岩である。
54,h	120.50~134.02m ・アブライトである。 ・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
58	126.00~127.00m ・一部の割れ目に石英脈を挟む。
59	127.59~127.85m ・変質が強く、軟質化する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
51	115.40~115.90m ・ペグマタイトである。
e	115.90~116.20m ・花崗斑岩である。
f	116.20~117.60m ・アブライトである。
g	117.60~120.50m ・花崗斑岩である。
54,h	120.50~134.02m ・アブライトである。 ・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
58	126.00~127.00m ・一部の割れ目に石英脈を挟む。
59	127.59~127.85m ・変質が強く、軟質化する。

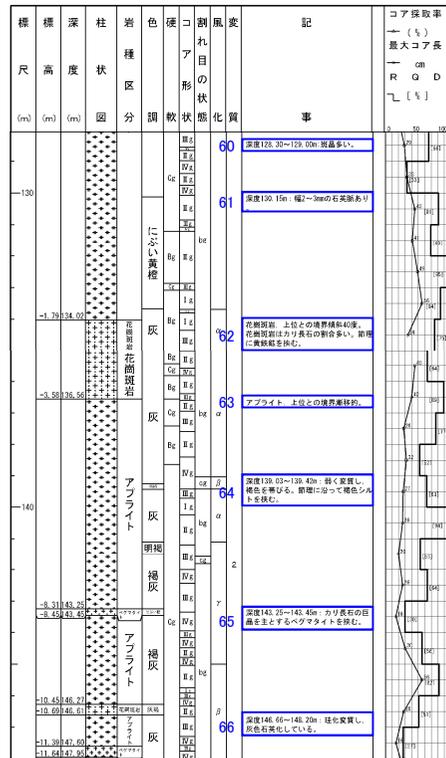
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
51	115.40~115.90m ・ペグマタイトである。
e	115.90~116.20m ・花崗斑岩である。
f	116.20~117.60m ・アブライトである。
g	117.60~120.50m ・花崗斑岩である。
54,h	120.50~134.02m ・アブライトである。 ・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
58	126.00~127.00m ・一部の割れ目に石英脈を挟む。
59	127.59~127.85m ・変質が強く、軟質化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
50	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
51	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
52,f	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
53,54,h	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・柱状図に合わせて花崗斑岩の挟在について記載。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
55	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
56	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
57	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
58	・割れ目の傾斜や石英脈の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
61 130.15m ・幅2~3mmの石英脈を挟む。
i 134.02~136.56m ・花崗斑岩である。
j 136.56~143.25m ・アプライトである。
65 143.25~143.45m ・ペグマタイトを挟む。 143.45~146.27m ・アプライトである。
l 146.27~146.61m ・花崗斑岩である。
m 146.61~147.60m ・アプライトである。
66 146.66~148.20m ・珪石を含有している。 147.50~147.95m ・ペグマタイトである。 147.95~150.00m ・アプライトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
61 130.15m ・幅2~3mmの石英脈を挟む。
i 134.02~136.56m ・花崗斑岩である。
j 136.56~143.25m ・アプライトである。
65 143.25~143.45m ・ペグマタイトを挟む。 143.45~146.27m ・アプライトである。
l 146.27~146.61m ・花崗斑岩である。
m 146.61~147.60m ・アプライトである。
66 146.66~148.20m ・珪石を含有している。 147.50~147.95m ・ペグマタイトである。 147.95~150.00m ・アプライトである。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
61 130.15m ・幅2~3mmの石英脈を挟む。
i 134.02~136.56m ・花崗斑岩である。
j 136.56~143.25m ・アプライトである。
65 143.25~143.45m ・ペグマタイトを挟む。 143.45~146.27m ・アプライトである。
l 146.27~146.61m ・花崗斑岩である。
m 146.61~147.60m ・アプライトである。
66 146.66~148.20m ・珪石を含有している。 147.50~147.95m ・ペグマタイトである。 147.95~150.00m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
61	変更なし	変更なし	変更なし
62,i	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜、割れ目状の黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
63,j	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
64	・変質シルトを挟むが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
65	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
k	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
l	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
m	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
66	・灰色石英については、変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	変更なし	変更なし
n	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
o	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	軟	削	目	の	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	区	分	状	形	状	化		
			ア	補	W ₂	R ₂	67	148.10~148.20m 黄鉄鉱連帯。			
			フリ	灰	W ₃	R ₃	68	148.70~149.22m 変成帯、細目状			
			イト		W ₄	R ₄	69	149.22~149.23m シーム、上層			
					W ₅	R ₅		149.23~149.25m シーム、上層			
					W ₆	R ₆		149.25~149.26m シーム、上層			
					W ₇	R ₇		149.26~149.27m シーム、上層			
					W ₈	R ₈		149.27~149.28m シーム、上層			
					W ₉	R ₉		149.28~149.29m シーム、上層			
					W ₁₀	R ₁₀		149.29~149.30m シーム、上層			
					W ₁₁	R ₁₁		149.30~149.31m シーム、上層			
					W ₁₂	R ₁₂		149.31~149.32m シーム、上層			
					W ₁₃	R ₁₃		149.32~149.33m シーム、上層			
					W ₁₄	R ₁₄		149.33~149.34m シーム、上層			
					W ₁₅	R ₁₅		149.34~149.35m シーム、上層			
					W ₁₆	R ₁₆		149.35~149.36m シーム、上層			
					W ₁₇	R ₁₇		149.36~149.37m シーム、上層			
					W ₁₈	R ₁₈		149.37~149.38m シーム、上層			
					W ₁₉	R ₁₉		149.38~149.39m シーム、上層			
					W ₂₀	R ₂₀		149.39~149.40m シーム、上層			
					W ₂₁	R ₂₁		149.40~149.41m シーム、上層			
					W ₂₂	R ₂₂		149.41~149.42m シーム、上層			
					W ₂₃	R ₂₃		149.42~149.43m シーム、上層			
					W ₂₄	R ₂₄		149.43~149.44m シーム、上層			
					W ₂₅	R ₂₅		149.44~149.45m シーム、上層			
					W ₂₆	R ₂₆		149.45~149.46m シーム、上層			
					W ₂₇	R ₂₇		149.46~149.47m シーム、上層			
					W ₂₈	R ₂₈		149.47~149.48m シーム、上層			
					W ₂₉	R ₂₉		149.48~149.49m シーム、上層			
					W ₃₀	R ₃₀		149.49~149.50m シーム、上層			

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
68 148.70~149.22m ・変成し、細目状を呈する。
69 149.22~149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
68 148.70~149.22m ・変成し、細目状を呈する。
69 149.22~149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

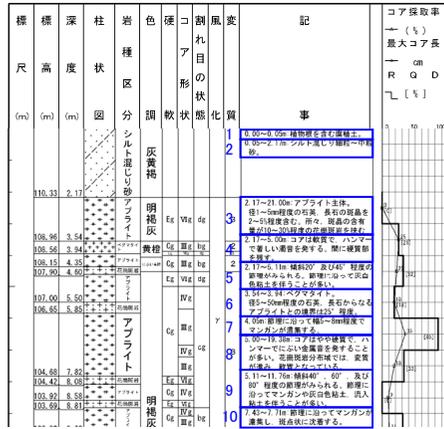
記 事
68 148.70~149.22m ・変成し、細目状を呈する。
69 149.22~149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	-	-
68	・シルトを挟在するが、系統的なものではなく、連続性に乏しいことから削除。 ・硬軟については、岩級区分で示していることから削除。	変更なし	変更なし
69	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-100頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-3

余白

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~0.05m ・植物根を含む。
2	0.00~2.17m ・シルト混じり細粒~中粒砂である。
3	2.17~21.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
4	2.17~5.00m ・風化部である。
6	3.54~3.94m ・ペグマタイトである。
a	4.35~4.60m, 5.50~5.85m, 7.82~8.08m, 8.58~8.81m, 9.60~9.70m, 13.39~13.82m ・花崗斑岩である。

審査資料
(平成30年11月30日)

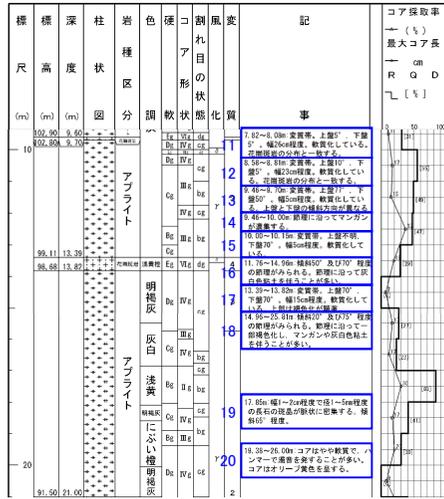
記事	
1	0.00~0.05m ・植物根を含む。
2	0.00~2.17m ・シルト混じり細粒~中粒砂である。
3	2.17~21.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
4	2.17~5.00m ・風化部である。
6	3.54~3.94m ・ペグマタイトである。
a	4.35~4.60m, 5.50~5.85m, 7.82~8.08m, 8.58~8.81m, 9.60~9.70m, 13.39~13.82m ・花崗斑岩である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.05m ・植物根を含む。
2	0.00~2.17m ・シルト混じり細粒~中粒砂である。
3	2.17~21.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
4	2.17~5.00m ・風化部である。
6	3.54~3.94m ・ペグマタイトである。
a	4.35~4.60m, 5.50~5.85m, 7.82~8.08m, 8.58~8.81m, 9.60~9.70m, 13.39~13.82m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名(シルト混じり砂)を記載することとしているため、“腐植土”の記載については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせてシルト混じり砂の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑岩の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・“風化”欄に基づき、風化部と記載。	変更なし	変更なし
5	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟み込むが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
6	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
8	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
a	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・流入粘土については、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟み込むが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
11	7.82~8.08m ・変質している。 ・軟質化している。
12	8.58~8.81m ・変質している。 ・軟質化している。
13	9.46~10.15m ・変質している。 ・軟質化している。
15	●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
17	●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
19	17.85m ・幅1~2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

審査資料
(平成30年11月30日)

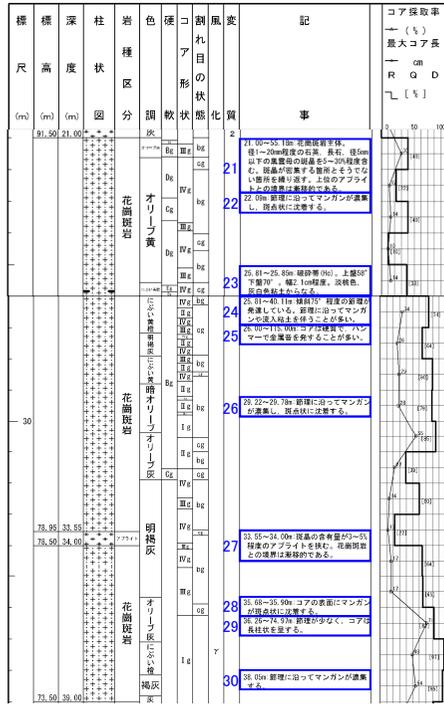
記事	
11	7.82~8.08m ・変質している。 ・軟質化している。
12	8.58~8.81m ・変質している。 ・軟質化している。
13	9.46~10.15m ・変質している。 ・軟質化している。
15	●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
17	●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
19	17.85m ・幅1~2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
11	7.82~8.08m ・変質している。 ・軟質化している。
12	8.58~8.81m ・変質している。 ・軟質化している。
13	9.46~10.15m ・変質している。 ・軟質化している。
15	●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
17	●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
19	17.85m ・幅1~2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の境界傾斜、幅、“花崗斑岩の分布と一致する”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質している区間の境界傾斜、幅、“花崗斑岩の分布と一致する”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13~15	・変質について、区間を統合して一括記載。 ・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
17	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-47頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
19	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	21.00~55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアブライトとの境界は漸移的である
23	●25.81~25.85m(f-④-3-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は70°である。 25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
24	25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55~34.00m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68~35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26~74.97m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

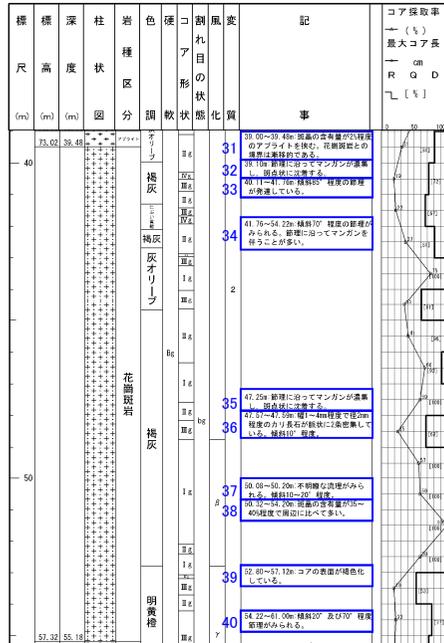
記事	
21	21.00~55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアブライトとの境界は漸移的である
23	●25.81~25.85m(f-④-3-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は70°である。 25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
24	25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55~34.00m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68~35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26~74.97m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
21	21.00~55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアブライトとの境界は漸移的である
23	●25.81~25.85m(f-④-3-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は70°である。 25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
24	25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55~34.00m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68~35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26~74.97m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(2017.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
24	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
26	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
27	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

31 39.00~39.48m
・アブライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

33 40.11~41.76m
・高角度の割れ目が発達している。

37 50.08~50.20m
・不明瞭な流理がみられる。

39 52.80~57.12m
・褐色化している。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

31 39.00~39.48m
・アブライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

33 40.11~41.76m
・高角度の割れ目が発達している。

37 50.08~50.20m
・不明瞭な流理がみられる。

39 52.80~57.12m
・褐色化している。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

31 39.00~39.48m
・アブライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

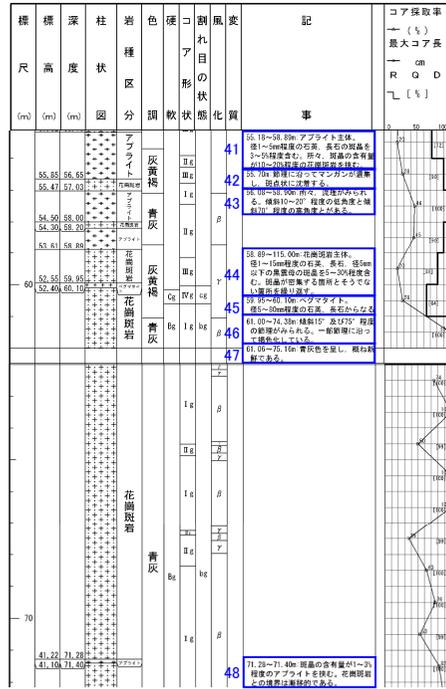
33 40.11~41.76m
・高角度の割れ目が発達している。

37 50.08~50.20m
・不明瞭な流理がみられる。

39 52.80~57.12m
・褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
32	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・表現の見直し(傾斜85° →高角度)。	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
35	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
36	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
41	55.18~58.89m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
42	55.70m ・マンガンが斑点状に分布する。 56.65~57.03m, 58.00~58.20m ・花崗斑岩である。
b	58.89~115.00m ・花崗斑岩主体である。
44	59.95~60.10m ・ペグマタイトである。
45	61.06~75.16m ・新鮮・硬質である。
47	71.28~71.40m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
41	55.18~58.89m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
42	55.70m ・マンガンが斑点状に分布する。 56.65~57.03m, 58.00~58.20m ・花崗斑岩である。
b	58.89~115.00m ・花崗斑岩主体である。
44	59.95~60.10m ・ペグマタイトである。
45	61.06~75.16m ・新鮮・硬質である。
47	71.28~71.40m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
41	55.18~58.89m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
42	55.70m ・マンガンが斑点状に分布する。 56.65~57.03m, 58.00~58.20m ・花崗斑岩である。
b	58.89~115.00m ・花崗斑岩主体である。
44	59.95~60.10m ・ペグマタイトである。
45	61.06~75.16m ・新鮮・硬質である。
47	71.28~71.40m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
42	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
44	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
45	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
47	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・“硬軟”欄に基づき、硬質と記載。	変更なし	変更なし
48	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-3

委託報告書 (平成20年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目 の 状 態	風 化 程 度	記 事	コア採取率 (%) 最大コア長 — cm — R Q D — L (%)
(m)	(m)	(m)	円	花崗岩						
41.22	71.28								71.23~71.40m 距離の含有量が1~2%程度のアフライトを含む。花崗岩質との境界は漸移的である。	
41.10	71.40								71.23~71.56m 境界のストロム、傾斜40~50°程度。	49
37.85	74.65								74.33~74.30m 傾斜20°、50°、及145°。傾斜の取捨がみられる。	50

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
71.28~71.56m ・流理がみられる。

審査資料 (平成30年11月30日)

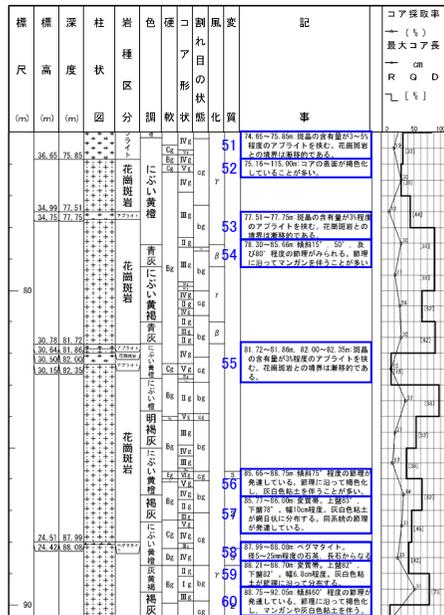
記 事
71.28~71.56m ・流理がみられる。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
71.28~71.56m ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
51 74.65~75.85m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
53 77.51~77.75m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
55 81.72~81.86m, 82.00~82.35m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
57 85.77~86.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58 87.99~88.08m ・ペグマタイトである。
59 88.21~88.70m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目沿いに分布する。

審査資料
(平成30年11月30日)

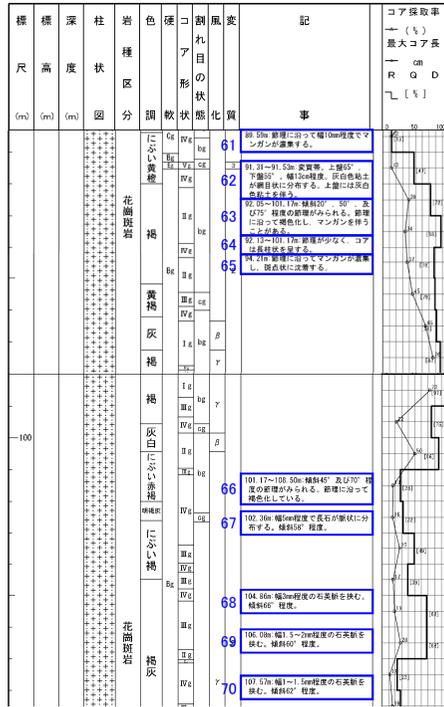
記事
51 74.65~75.85m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
53 77.51~77.75m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
55 81.72~81.86m, 82.00~82.35m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
57 85.77~86.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58 87.99~88.08m ・ペグマタイトである。
59 88.21~88.70m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目沿いに分布する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
51 74.65~75.85m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
53 77.51~77.75m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
55 81.72~81.86m, 82.00~82.35m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
57 85.77~86.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58 87.99~88.08m ・ペグマタイトである。
59 88.21~88.70m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目沿いに分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
52	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
55	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
56	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
57	・変質している区間の境界傾斜、幅、"同系統の節理が発達している"との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案
(平成30年11月30日)

記事	
62	91.31~91.53m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
64	92.13~101.17m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
67	102.36m ・幅5mmで長石脈を挟む。
68	104.86m ・幅3mmの石英脈を挟む。
69	106.08m ・幅1.5~2mmの石英脈を挟む。
70	107.57m ・幅1~1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
62	91.31~91.53m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
64	92.13~101.17m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
67	102.36m ・幅5mmで長石脈を挟む。
68	104.86m ・幅3mmの石英脈を挟む。
69	106.08m ・幅1.5~2mmの石英脈を挟む。
70	107.57m ・幅1~1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
62	91.31~91.53m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
64	92.13~101.17m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
67	102.36m ・幅5mmで長石脈を挟む。
68	104.86m ・幅3mmの石英脈を挟む。
69	106.08m ・幅1.5~2mmの石英脈を挟む。
70	107.57m ・幅1~1.5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
62	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。 ・“上盤には灰白色粘土を伴う”との記載されているが、粘土の連続性に乏しく、網目状に分布する周囲の粘土と差異が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
64	変更なし	変更なし	変更なし
65	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
66	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
67	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-3

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	目	傾	目	傾	事	(%)
											最大コア長
											cm
											R Q D
											L [%]
-110										71 108.00~111.00m: 傾斜2° 及び60° 程度の傾斜がみられる。断面に沿って褐色化している。	72 109.01m: 傾斜2mm程度の石英脈を挟む。傾斜60° 程度。
										73 111.00~115.00m: 傾斜15° 程度の傾斜がみられる。断面に沿って褐色化、マンガンが濃集している。	74 111.00~111.50m: 断面に沿ってマンガンが濃集する。
										75 112.34m: 傾斜1~1.5mm程度の石英脈を挟む。傾斜74° 程度。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
72 109.61m ・傾斜2mmの石英脈を挟む。
75 112.34m ・傾斜1~1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
72 109.61m ・傾斜2mmの石英脈を挟む。
75 112.34m ・傾斜1~1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
72 109.61m ・傾斜2mmの石英脈を挟む。
75 112.34m ・傾斜1~1.5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
71	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
72	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
74	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
75	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H20-④-6

余白

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	化	事	(%)
寸	高	度	状	状	状	状	形	質		最大コア長
										cm
										R Q D
										L (%)
32.64	0.92			細砂	褐				1 0.00~0.52m 植物根を含む細粒砂。	2 50 100
32.12	1.04			砂	黄				2 0.52~1.04m 砂混じりシルト。	
30.99	2.26			砂	黄				3 1.04~2.26m 径2~12cm程度の花崗岩の礫と粗粒砂の基質からなる。	
30.46	2.70			花崗岩	黄				4 2.26~2.70m シルト混じり砂。	
				花崗岩	黄				5 2.70~5.16m 花崗岩類。	
				花崗岩	黄				6 5.16~7.70m 径1~3cm程度の石英、長石、径3mm以下の重晶石の礫を含むシルト。	
				花崗岩	黄				7 7.70~19.20m コアは空や断層で、コアで構成を要する。	
				花崗岩	黄				8 19.20~30.99m 割れ目、傾斜、層理、節理が認められる。上部は柱状に崩壊しやすく、下部は塊状に崩壊しにくい。傾斜は76°である。	
28.00	5.16			花崗岩	黄				9 30.99~50m 傾斜は76°である。下層境界の傾斜は72°である。	
				花崗岩	黄				10 50m 傾斜は76°である。下層境界の傾斜は72°である。	

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1 0.00~0.52m ・細粒砂である。 ・植物根を含む。
2 0.52~1.04m ・砂混じりシルトである。
3 1.04~2.26m ・砂礫である。 ・径2~12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4 2.26~2.70m ・シルト混じり砂である。
5 2.70~5.16m ・花崗岩である。
● 3.76~4.09m (F-3-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・棕色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN60° W78° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は76°、下層境界の傾斜は72°である。
9 5.09m ・径6mmの石英脈を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
1 0.00~0.52m ・細粒砂である。 ・植物根を含む。
2 0.52~1.04m ・砂混じりシルトである。
3 1.04~2.26m ・砂礫である。 ・径2~12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4 2.26~2.70m ・シルト混じり砂である。
5 2.70~5.16m ・花崗岩である。
● 3.76~4.09m (F-3-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・棕色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN60° W78° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は76°、下層境界の傾斜は72°である。
9 5.09m ・径6mmの石英脈を挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
1 0.00~0.52m ・細粒砂である。 ・植物根を含む。
2 0.52~1.04m ・砂混じりシルトである。
3 1.04~2.26m ・砂礫である。 ・径2~12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4 2.26~2.70m ・シルト混じり砂である。
5 2.70~5.16m ・花崗岩である。
● 3.76~4.09m (F-3-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・棕色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN60° W78° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は76°、下層境界の傾斜は72°である。
9 5.09m ・径6mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
7	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
8	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
9	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“石英脈を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率	
尺	高度	度	状	種	区	度	れ	化	事	(%)	
(m)	(m)	(m)	(m)	分	分	軟	目	質		最大コア長	
						状	形			cm	
						状	状			R	
						状	状			Q	
						状	状			D	
						状	状			L (%)	
			ア フ ラ イ ト	淡 橙					11 5.16~35.00m アフライト主層 →硬軟の境界、色、粒径は 下の風化帯の粗粒を1~2程度含む、 上部境界の境界は漸移的である。 12 5.16~8.50m 補砕部 →程度の異なる程度 13 7.17m 層間に沿ってマンガンが濃集 している。 14 7.94~9.00m 補砕部(弱) →断面が認められるが、層間に沿 って灰白色粘土が本層粗粒状成分 を伴う。下部には層間に沿って 15 10.65~11.10m 変質部(弱) →断面が認められるが、層間に沿 って灰白色粘土が本層粗粒状成分 を伴う。下部には層間に沿って 16 14.73~14.94m 変質部(弱) →断面が認められるが、層間に沿 って灰白色粘土が本層粗粒状成分 を伴う。下部には層間に沿って 17 14.98~15.27m 変質部(弱) →断面が認められるが、層間に沿 って灰白色粘土が本層粗粒状成分 を伴う。下部には層間に沿って 18 14.98~15.27m 変質部(弱) →断面が認められるが、層間に沿 って灰白色粘土が本層粗粒状成分 を伴う。下部には層間に沿って 19 14.98~15.27m 変質部(弱) →断面が認められるが、層間に沿 って灰白色粘土が本層粗粒状成分 を伴う。下部には層間に沿って 20 14.98~15.27m 変質部(弱) →断面が認められるが、層間に沿 って灰白色粘土が本層粗粒状成分 を伴う。下部には層間に沿って		

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
11 5.16~35.00m ・アフライトが主体である。 ・花崗閃岩との境界は漸移的である。
14 ● 7.94~9.00m(f-4)-6-2破砕部 ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W79° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。
16 10.65~11.10m ・変質している。 ・変質部～灰白色粘土が網目状に分布する。
18 14.73~14.94m ・変質している。 ・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する。
19 ● 14.94~14.98m(f-4)-6-3破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・淡褐色の未固結粘土状部、累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN55° E69° Sである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
20 14.98~15.27m ・変質している。 ・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
11 5.16~35.00m ・アフライトが主体である。 ・花崗閃岩との境界は漸移的である。
14 ● 7.94~9.00m(f-4)-6-2破砕部 ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W79° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。
16 10.65~11.10m ・変質している。 ・変質部～灰白色粘土が網目状に分布する。
18 14.73~14.94m ・変質している。 ・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する。
19 ● 14.94~14.98m(f-4)-6-3破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・淡褐色の未固結粘土状部、累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN55° E69° Sである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
20 14.98~15.27m ・変質している。 ・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
11 5.16~35.00m ・アフライトが主体である。 ・花崗閃岩との境界は漸移的である。
14 ● 7.94~9.00m(f-4)-6-2破砕部 ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W79° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。
16 10.65~11.10m ・変質している。 ・変質部～灰白色粘土が網目状に分布する。
18 14.73~14.94m ・変質している。 ・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する。
19 ● 14.94~14.98m(f-4)-6-3破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・淡褐色の未固結粘土状部、累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN55° E69° Sである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
20 14.98~15.27m ・変質している。 ・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
13	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“微細な節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
16	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-218頁)。	—	—
18	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
20	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	化	事	(%)
尺	高	度	分	別	度	状	形	質		最大コア長
(m)	(m)	(m)	区	別	度	状	状	質		cm
(m)	(m)	(m)	区	別	度	状	状	質		R
(m)	(m)	(m)	区	別	度	状	状	質		Q
(m)	(m)	(m)	区	別	度	状	状	質		D
(m)	(m)	(m)	区	別	度	状	状	質		L
(m)	(m)	(m)	区	別	度	状	状	質		(%)
20			花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	コア採取率	
6.44	26.95		花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記		
5.22	27.31		花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記		

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	16.90~18.00m ・変質している。 ・黄白色シルト状を呈する。
22	18.00~18.43m、26.50~27.91m ・花崗斑岩である。
31	18.51~18.53m ・変質している。 ・灰褐色凝結しり粘土状を呈する。
23	22.10~22.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
25	23.38~23.59m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
27	24.26~24.40m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
28	25.20~25.50m ・流理がみられる。
29	25.70~25.80m(1-④-6-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は78°である。
30	

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
21	16.90~18.00m ・変質している。 ・黄白色シルト状を呈する。
22	18.00~18.43m、26.50~27.91m ・花崗斑岩である。
31	18.51~18.53m ・変質している。 ・灰褐色凝結しり粘土状を呈する。
23	22.10~22.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
25	23.38~23.59m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
27	24.26~24.40m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
28	25.20~25.50m ・流理がみられる。
29	25.70~25.80m(1-④-6-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は78°である。
30	

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
21	16.90~18.00m ・変質している。 ・黄白色シルト状を呈する。
22	18.00~18.43m、26.50~27.91m ・花崗斑岩である。
31	18.51~18.53m ・変質している。 ・灰褐色凝結しり粘土状を呈する。
23	22.10~22.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
25	23.38~23.59m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
27	24.26~24.40m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
28	25.20~25.50m ・流理がみられる。
29	25.70~25.80m(1-④-6-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は78°である。
30	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22.31	・柱状図に合わせて花崗斑岩の挟在について記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
23	・変質している区間の境界傾斜、幅、周辺の割れ目を切っていないとの記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
25	・変質している区間の境界傾斜、幅、周辺の割れ目を切っていないとの記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
27	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・流理の傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断面ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“マンガン濃集部からなる”、“微細な節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	種	調	軟	目	化	質	事	(%)
							形状	状態			最大コア長
							変化				— cm
											R Q D
											γ [%]
30										32 27.50~27.91m 変質帯。上層27° 下層0°。幅15cm程度。割れ目粗大 からなる。	
										33 31.87~32.12m 変質帯。上層27° 下層28°。幅15cm程度。割れ目粗大 からなる。灰白色粘土が割れ目に沿って 分布する。	
										34 32.12~32.50m コア採取位置で、イ ンターフェイスに灰色帯を認める。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
32 27.50~27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33 31.87~32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
32 27.50~27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33 31.87~32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
32 27.50~27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33 31.87~32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

H20-④-7

余白

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	状	事	(%)
				シルト質砂	黄褐				0.00~2.00m 黄褐色を呈する硬質シルト質砂となる。	最大コア長 — cm R Q D L (%)
41.46		2.00		花崗斑岩	黄褐	Ex	Wz	dt	2.00~3.1m 花崗斑岩。割れ目傾斜の程度、長石の粗さを5~10程度含む。2.00~3.05m間は礫が混じり、硬質を呈する。	
39.99		3.47		アブライト		Vg			2.40~3.04m 礫状の及び10°程度の傾斜が認められる。割れ目によってマンガンが自然に染み入る。	
				アブライト		IVg			3.05~3.47m コアはやや軟弱で、ハミ状の構造を呈する。	
36.78		6.70		花崗斑岩	淡褐	Ng			3.47~4.11m アブライトを呈し、8~10mm程度の石を1~2程度含む。硬質を呈する。割れ目傾斜の程度、長石の粗さを5~10程度含む。2.00~3.05m間は礫が混じり、硬質を呈する。	
35.99		7.47		アブライト		IVg			4.11~4.39m 花崗斑岩。割れ目傾斜の程度、長石の粗さを5~10程度含む。2.00~3.05m間は礫が混じり、硬質を呈する。	
34.43		8.03		花崗斑岩					4.39~5.10m 花崗斑岩。割れ目傾斜の程度、長石の粗さを5~10程度含む。2.00~3.05m間は礫が混じり、硬質を呈する。	
10.33	40	10.06		花崗斑岩					5.10~10.06m 花崗斑岩。割れ目傾斜の程度、長石の粗さを5~10程度含む。2.00~3.05m間は礫が混じり、硬質を呈する。	

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
1	0.00~2.00m ・シルト質砂である。
2	2.00~3.47m ・花崗斑岩である。 ・土壌化が著しい。
5	3.47~6.70m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
7	6.70~7.47m ・花崗斑岩である。
5	7.47~9.03m ・アブライトである。
9	8.85~8.95m ・レンズ状に花崗斑岩を挟む。
10	9.03~10.06m ・花崗斑岩である。
5	10.06~34.00m ・アブライトである。

審査資料
(平成30年11月30日)

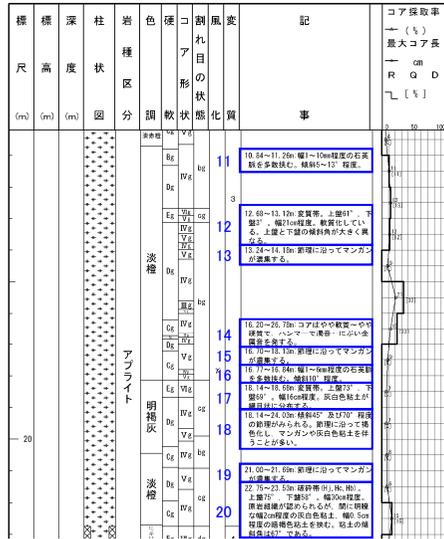
記事	
1	0.00~2.00m ・シルト質砂である。
2	2.00~3.47m ・花崗斑岩である。 ・土壌化が著しい。
5	3.47~6.70m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
7	6.70~7.47m ・花崗斑岩である。
5	7.47~9.03m ・アブライトである。
9	8.85~8.95m ・レンズ状に花崗斑岩を挟む。
10	9.03~10.06m ・花崗斑岩である。
5	10.06~34.00m ・アブライトである。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~2.00m ・シルト質砂である。
2	2.00~3.47m ・花崗斑岩である。 ・土壌化が著しい。
5	3.47~6.70m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
7	6.70~7.47m ・花崗斑岩である。
5	7.47~9.03m ・アブライトである。
9	8.85~8.95m ・レンズ状に花崗斑岩を挟む。
10	9.03~10.06m ・花崗斑岩である。
5	10.06~34.00m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・“礫混じり”との記載については、礫がほとんど認められないことから削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
4	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
5	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
6	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
7	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
9	・花崗斑岩の形態に基づき礫状をレンズ状と記載。	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
11. 10.84~16.84m ・幅1~10mmの石英脈を多数挟む。
17. 18.14~18.68m ・変質し、灰白色粘土が網目状に分布する。
20. ●22.75~23.53m(f-④-7-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN53° W80° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は58°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

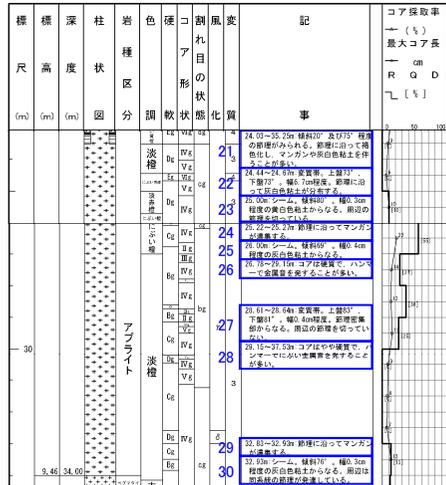
記 事
11. 10.84~16.84m ・幅1~10mmの石英脈を多数挟む。
17. 18.14~18.68m ・変質し、灰白色粘土が網目状に分布する。
20. ●22.75~23.53m(f-④-7-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN53° W80° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は58°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
11. 10.84~16.84m ・幅1~10mmの石英脈を多数挟む。
17. 18.14~18.68m ・変質し、灰白色粘土が網目状に分布する。
20. ●22.75~23.53m(f-④-7-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN53° W80° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は58°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11.16	・石英脈の挟在について、区間を統合して一括記載。 ・傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質を伴い周囲に比べ軟質化しているが、粘土等の系統的な配列が認められないことから削除。	—	—
13	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
15	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
19	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書
(平成20年)



設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。 	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> ・変質し、割れ目沿いに粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 	—	—
23	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-219頁)。 	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。 	—	—
25	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-220頁)。 	—	—
26	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	—	—
27	<ul style="list-style-type: none"> ・変質し、割れ目が密集しているが、区間の連続性に乏しいことから削除。 	—	—
28	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	—	—
29	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。 	—	—
30	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-221頁)。 	—	—

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	分	調	軟	目	状	化	事	(%)
8.83	34.03		赤				31			34.00~34.63m ペグマタイト。径15~20mm程度の石英が散在する。傾斜60~80°程度。	最大コア長 — cm R Q D L (%)
			淡				32			35.29~39.13m 傾斜40°及び70°程度の石英が分布する。	
			ア				33			35.51~35.92m 浸染を帯び、一部石英が分布する。	
			プ				34			36.01~35.98m コアの表面が褐色化している。	
			ラ				35			36.29~36.37m 径2~10mm程度の石英の斑晶が密集する。	
			イト				36			38.13m 流理がみられる。	
			明				37			38.35~38.05m 傾斜にペグマタイトが分布する。径10~20mm程度の石英、径5mm程度の石英が分布する。	
			緑				38			39.12~45.00m 傾斜60°及び70°程度の石英がみられる。一部石英に浸染がみられる。	
			灰				39			40.49~39.56m ペグマタイトの細脈を全粒状に、傾斜20°程度。	
			岩				40				

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
31 34.00~34.63m ・ペグマタイトである。
5 34.63~39.13m ・アプライトである。
35 36.29~36.37m ・径2~10mm程度の石英の斑晶が密集する。
37 38.13m ・流理がみられる。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
31 34.00~34.63m ・ペグマタイトである。
5 34.63~39.13m ・アプライトである。
35 36.29~36.37m ・径2~10mm程度の石英の斑晶が密集する。
37 38.13m ・流理がみられる。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
31 34.00~34.63m ・ペグマタイトである。
5 34.63~39.13m ・アプライトである。
35 36.29~36.37m ・径2~10mm程度の石英の斑晶が密集する。
37 38.13m ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
34	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
37	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・“礫状にペグマタイトが分布する”との記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
39	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	・ペグマタイトの細脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
5	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

H20-④-7

委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	種	種	調	目	目	事	(%)	
			分	別	査	形	状	状		
			区	別	査	状	状	化		
			分	別	査	状	状	質		
			区	別	査	状	状			
			分	別	査	状	状			
			区	別	査	状	状			
			分	別	査	状	状			
			区	別	査	状	状			
			分	別	査	状	状			
	2.72	41.19		花崗斑岩	淡橙	IVc	41	39.73～39.95m ベグマタイト、 径10～60mm程度の石英、長石からなる。粒径20～50 μ m程度。	10	
				花崗斑岩	淡橙	IVc	42	40.73～40.85m ベグマタイト、 径5～20mm程度の石英、長石からなる。粒径20～50 μ m程度。	10	
				花崗斑岩	淡橙	IVc	43	41.19～41.00m 花崗斑岩、 径1～7mm程度の石英、長石、 径5～20mm程度の石英、長石からなる。粒径20～50 μ m程度。	10	
				花崗斑岩	淡橙	IVc	44	42.79～43.30m 断面に沿ってマンガンが濃集する。	10	
				花崗斑岩	淡橙	IVc	45	44.07～44.74m 断面に沿ってマンガンが濃集し、深部状に濃集する。	10	
	-1.54	45.00		花崗斑岩	淡橙	IVc			10	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
41	39.73～39.95m ・ベグマタイトである。 ・径10～60mm程度の石英、長石からなる。
5	39.95～40.73m ・アブライトである。
42	40.73～40.85m ・ベグマタイトである。 ・径5～20mm程度の石英、長石からなる。
5	40.85～41.19m ・アブライトである。
43	41.19～45.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
41	39.73～39.95m ・ベグマタイトである。 ・径10～60mm程度の石英、長石からなる。
5	39.95～40.73m ・アブライトである。
42	40.73～40.85m ・ベグマタイトである。 ・径5～20mm程度の石英、長石からなる。
5	40.85～41.19m ・アブライトである。
43	41.19～45.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
41	39.73～39.95m ・ベグマタイトである。 ・径10～60mm程度の石英、長石からなる。
5	39.95～40.73m ・アブライトである。
42	40.73～40.85m ・ベグマタイトである。 ・径5～20mm程度の石英、長石からなる。
5	40.85～41.19m ・アブライトである。
43	41.19～45.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・ベグマタイトの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・ベグマタイトの分布の形態については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
44	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
45	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
5	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-34

余白

H24-B8-34

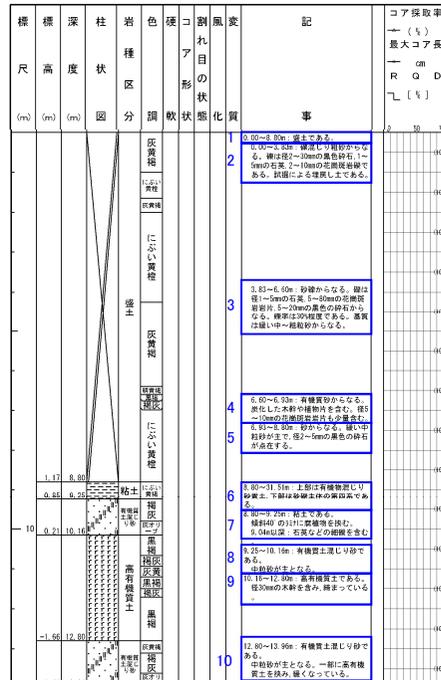
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事
1 0.00~8.80m ・盛土である。
7 8.80~9.25m ・粘土である。
8 9.25~10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9 10.16~12.80m ・高有機質土である。
10 12.80~13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事
1 0.00~8.80m ・盛土である。
7 8.80~9.25m ・粘土である。
8 9.25~10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9 10.16~12.80m ・高有機質土である。
10 12.80~13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
1 0.00~8.80m ・盛土である。
7 8.80~9.25m ・粘土である。
8 9.25~10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9 10.16~12.80m ・高有機質土である。
10 12.80~13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~5	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
6	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、ラミナや植物片、細礫については削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、木幹や硬軟については削除。	変更なし	変更なし
10	・高有機質土については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-34

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	度	れ	速	事	(%)
(m)	(m)	状	別	査	別	目	化		
(m)	(m)	状	別	査	別	目	化		
2.48	13.96	高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	11	13.96~15.41m: 高有機質土である。一部に未分解の木材の砂分を含む。	0	100
-3.51	15.41	高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	12	15.41~18.75m: 互層である。砂と高有機質土の互層からなり、前者は幅約10~160mm、後者は幅約10~50mmである。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	13	18.75~19.75m: 有機質土混じり砂礫である。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	14	19.75~20.26m: 有機質土混じり砂礫である。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	15	20.26~21.00m: 砂礫である。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	16	21.00~21.86m: スライム。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	17	21.86~22.40m: スライム。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	18	22.40~22.40m: スライム。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	19	22.40~22.40m: スライム。	0	100
		高有機質土	黒褐色	軟弱	細粒	20	22.40~22.40m: スライム。	0	100

審査資料案

記事	
11	13.96~15.41m ・高有機質土である。
12	15.41~19.75m ・砂と高有機質土の互層である。 ・砂は中粒砂主体である。 ・砂は幅約10~160mm、高有機質土は幅約30~350mmで互層を呈する。
16	19.75~20.26m ・有機質土混じり砂礫である。
17	20.26~21.00m ・砂礫である。
19	21.00~21.86m ・スライム。
19	21.86~22.40m ・スライム。
20	22.40~22.40m ・砂である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
11	13.96~15.41m ・高有機質土である。
12	15.41~19.75m ・砂と高有機質土の互層である。 ・砂は中粒砂主体である。 ・砂は幅約10~160mm、高有機質土は幅約30~350mmで互層を呈する。
16	19.75~20.26m ・有機質土混じり砂礫である。
17	20.26~21.00m ・砂礫である。
19	21.00~21.86m ・スライム。
19	21.86~22.40m ・スライム。
20	22.40~22.40m ・砂である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
11	13.96~15.41m ・高有機質土である。
12	15.41~19.75m ・砂と高有機質土の互層である。 ・砂は中粒砂主体である。 ・砂は幅約10~160mm、高有機質土は幅約30~350mmで互層を呈する。
16	19.75~20.26m ・有機質土混じり砂礫である。
17	20.26~21.00m ・砂礫である。
19	21.00~21.86m ・スライム。
19	21.86~22.40m ・スライム。
20	22.40~22.40m ・砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、木幹、砂分については削除。	変更なし	変更なし
12~15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・区間の細分における基質の記載を踏まえ、中粒砂主体と記載。	変更なし	変更なし
16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、礫率、基質、有機物片については削除。	変更なし	変更なし
17,18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫種、礫径、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-34

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率	
尺	度	状	種			れ	速	事	(%)	
(m)	(m)	図	分	類	軟	目	化			
					状	の	質			
					態	状				
					化	態				
					質	質				
3.39	27.50							21	22.40~22.86m 礫混じり砂である。中粒砂が主体で、径10~30mmの半角礫を含まない。	0
3.77	22.80							22	22.86~23.00m スライム。	10
3.79	23.00							23	23.00~23.31m 礫混じり砂である。中粒砂が主体である。	20
3.89	23.31							24	23.31~24.00m 砂礫である。礫は径10~30mmの花崗斑岩礫である。	30
3.95	24.00							25	24.00~24.28m 有機質土混じり粘土である。	40
3.97	24.28							26	24.28~25.51m 砂礫である。礫は径2~5mmの石英及び長石、径5~90mmの花崗斑岩半角礫を主体とする。	50
4.05	25.51							27	25.51~26.94m スライムである。	60
11.88	26.94							28		70
								29		80
								30		90

審査資料案

記事	
21	22.40~22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
22	22.86~23.00m ・スライム。
23	23.00~23.31m ・礫混じり砂である。
24	23.31~24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27	24.00~24.28m ・スライム。
28	24.28~25.51m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英及び長石、径5~90mmの花崗斑岩半角礫を主体とする。
30	25.51~26.94m ・スライム。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
21	22.40~22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
22	22.86~23.00m ・スライム。
23	23.00~23.31m ・礫混じり砂である。
24	23.31~24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27	24.00~24.28m ・スライム。
28	24.28~25.51m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英及び長石、径5~90mmの花崗斑岩半角礫を主体とする。
30	25.51~26.94m ・スライム。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
21	22.40~22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
22	22.86~23.00m ・スライム。
23	23.00~23.31m ・礫混じり砂である。
24	23.31~24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27	24.00~24.28m ・スライム。
28	24.28~25.51m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英及び長石、径5~90mmの花崗斑岩半角礫を主体とする。
30	25.51~26.94m ・スライム。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・半クサリ礫については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24~26	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、有機質土混じり粘土や有機物については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28,29	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、中粒砂については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-34

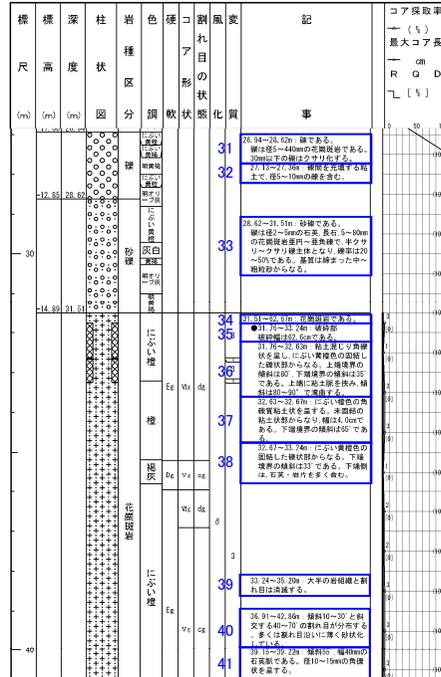
設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記事	
31	26.94~28.62m ・礫である。
33	28.62~31.51m ・砂礫である。
34	31.51~62.67m ・花崗斑岩である。 ●31.76~33.24m ・破砕部である。 ・主にふい黄色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄色の未固結粘土部：累計幅4.0c
35 38	● 走向・傾斜はN11° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は33°である。
40	36.91~42.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
31	26.94~28.62m ・礫である。
33	28.62~31.51m ・砂礫である。
34	31.51~62.67m ・花崗斑岩である。 ●31.76~33.24m ・破砕部である。 ・主にふい黄色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄色の未固結粘土部：累計幅4.0c
35 38	● 走向・傾斜はN11° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は33°である。
40	36.91~42.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
31	26.94~28.62m ・礫である。
33	28.62~31.51m ・砂礫である。
34	31.51~62.67m ・花崗斑岩である。 ●31.76~33.24m ・破砕部である。 ・主にふい黄色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄色の未固結粘土部：累計幅4.0c
35 38	● 走向・傾斜はN11° W82° Eである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は33°である。
40	36.91~42.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31,32	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫種、礫径については削除。	変更なし	変更なし
33	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、礫率、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35~38	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“上端に粘土脈を挟み”との記載については、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。 ・“石英・岩片を多く含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・原岩組織や割れ目の消滅を伴う岩盤の劣化については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
40	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの砂状化については、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
41	・石英脈については、補足的なものであるため削除。	—	—

H24-B8-34

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率 (%)
尺	高度	状	種	割	度	れ	化	事	最大コア長 cm R Q D L
(m)	(m)	区	別	目	質	目	質		
50			深黄緑	Vs	Ce	3	●42.86~42.97m 破砕帯(f-b8-34-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にふい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° E79° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は25°である。	0 50 100	
			明地灰	Vs	Ce	42	●42.97~46.32m 傾斜10~40の割れ目層を多く含む砂状化している。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	43	●46.32~46.37m 上下端の傾斜25の割れ目層を多く含む砂状化している。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	44	●46.37~50.24m 灰色の粘土状部を多く含む。未固結粘土状部からなる。傾斜は0.8mである。傾斜は約25である。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	45	●50.24~50.26m 灰色の粘土状部を多く含む。未固結粘土状部からなる。傾斜は0.8mである。傾斜は約25である。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	46	●50.26~50.35m 灰色の粘土状部を多く含む。未固結粘土状部からなる。傾斜は0.8mである。傾斜は約25である。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	47	●50.35~50.50m 灰色の粘土状部を多く含む。未固結粘土状部からなる。傾斜は0.8mである。傾斜は約25である。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	48	●50.50~51.50m 傾斜10~40の割れ目層を多く含む。未固結粘土状部からなる。傾斜は約25である。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	49	●51.50~51.71m 粘土角礫状部を多く含む。未固結粘土状部からなる。傾斜は約25である。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	50	●51.71~51.78m 灰色の固結した粘土状部からなる。下層境界の傾斜は約25である。下層境界の傾斜は約25である。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	
			明地灰	Vs	Ce	51	●51.78~51.87m 粘土角礫状部を多く含む。未固結粘土状部からなる。傾斜は約25である。下層境界の傾斜は約25である。白色の粘土状部に分布する。	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	

審査資料案

記事

●42.86~42.97m(f-b8-34-2破砕帯)
・破砕部である。
・にふい橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° E79° Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は25°である。

●50.24~51.87m
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主ににふい黄緑~暗灰白色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
・灰褐色の未固結粘土状部。累計幅0.8cm
・走向・傾斜はN40° E78° NWである。
・下層境界の傾斜は65°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

●42.86~42.97m(f-b8-34-2破砕帯)
・破砕部である。
・にふい橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° E79° Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は25°である。

●50.24~51.87m
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主ににふい黄緑~暗灰白色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
・灰褐色の未固結粘土状部。累計幅0.8cm
・走向・傾斜はN40° E78° NWである。
・下層境界の傾斜は65°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

●42.86~42.97m(f-b8-34-2破砕帯)
・破砕部である。
・にふい橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° E79° Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は25°である。

●50.24~51.87m
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主ににふい黄緑~暗灰白色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
・灰褐色の未固結粘土状部。累計幅0.8cm
・走向・傾斜はN40° E78° NWである。
・下層境界の傾斜は65°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“白色の粘土脈が分布する。”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。 	変更なし	変更なし
43	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いに砂状化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—
44	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 	—	—
45~51	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土脈が多数分布する。”、“粘土が網状に分布する。”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。 ・“少量の粘土化した岩片を含む。”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“石英・岩片を含む。”との記載については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし

H24-B8-34

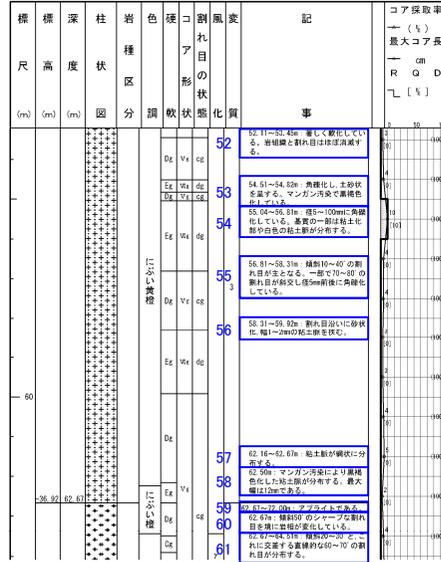
設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)



審査資料案

記 事

53 54.51~54.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

59 62.67~72.00m
・アブライトである。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事

53 54.51~54.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

59 62.67~72.00m
・アブライトである。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事

53 54.51~54.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

59 62.67~72.00m
・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
52	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織や割れ目の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 	—	—
53	<ul style="list-style-type: none"> ・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし
54	<ul style="list-style-type: none"> ・一部で角礫化しているが、境界面の直線性に乏しいことから削除。 ・粘土化部や粘土脈が分布するが、連続性に乏しいことから削除。 	—	—
55	<ul style="list-style-type: none"> ・一部で角礫化しているが、境界面の直線性に乏しいことから削除。 	—	—
56	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いに砂状化しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いに粘土脈を挟むが、連続性に乏しいことから削除。 	—	—
57,58	<ul style="list-style-type: none"> ・マンガン汚染については、補足的なものであるため削除。 ・粘土脈が分布するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	<ul style="list-style-type: none"> ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 	—	—
61	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	—	—

H24-B8-34

設置許可申請書
(平成27年11月)

記 事

審査資料
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書
(平成30年)

標	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高	状	種	割	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	状	別	割	割	目	質		
(m)	(m)	状	別	割	割	目	質		
								62 65.07~66.17m: 割れ目交差部で角礫化している。	50
								63 65.81~66.91m: 上部の傾斜40°と下部の傾斜60°の割れ目に囲まれ、著しく軟化している。白色の粘土層を挟む。	50
								64 67.76~69.59m: 傾斜10~50°と交差する60~80°の割れ目が分布する。一部割れ目の交差部で角礫化している。	100
								65 68.82m: 傾斜85°、層1~6mで砂質色の粘土を挟む。	100
								66 70.22m: 傾斜85°の割れ目沿いに緑色している。周囲の岩盤が崩壊している。	100
								67 70.42~71.21m: 傾斜20~30°と交差する60~80°の割れ目が分布する。割れ目沿いに砂状~層状化している。	100
								68 71.21~72.00m: 傾斜30~50°と交差する60~80°の割れ目が分布する。	100

審査資料案

記 事
64 67.76~69.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(平成30年11月30日)

記 事
64 67.76~69.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記 事
64 67.76~69.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	・角礫化しているが、挟在物の連続性に乏しいことから削除。	—	—
63	・軟化し粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
64	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
66	・割れ目沿いの変色、鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
67	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂状~細片化するが、挟在物の連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
68	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

余白

H27-Br-5

余白

H27-Br-5

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	調	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	状	化	質	事	(%)
5.99	1.10		埋土	埋土						1 0.00~1.10m 埋土	100
5.51	1.58	2 1.10~1.58m 埋土								100	
5.22	1.87	3 1.58~1.87m 埋土								100	
5.05	2.04	4 1.87~2.04m 埋土								100	
										5 1.87~2.04m 埋土	100
										6 2.04~2.34m 埋土	100
										7 2.34~2.64m 埋土	100
										8 2.64~2.94m 埋土	100

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1 0.00~1.10m ・埋土である。
4 1.10~1.58m ・砂質シルトである。
5 1.58~1.87m ・シルト質砂である。
8 1.87~2.04m ・雑混じりシルト質砂である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00~1.10m ・埋土である。
4 1.10~1.58m ・砂質シルトである。
5 1.58~1.87m ・シルト質砂である。
8 1.87~2.04m ・雑混じりシルト質砂である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~1.10m ・埋土である。
4 1.10~1.58m ・砂質シルトである。
5 1.58~1.87m ・シルト質砂である。
8 1.87~2.04m ・雑混じりシルト質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(埋戻土→埋土)。	変更なし	変更なし
2,3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	—	—
4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、礫種については削除。	変更なし	変更なし
5~7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径については削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-5

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	査	別	目	質		最大コア長
						状	の			— cm
						化	形			R Q D
							状			↓ (%)
						De	9	2.04~55.84m 花崗岩部	9	2.04~55.84m 花崗岩部
						De	10	2.04~4.62m 花崗岩部	10	2.04~4.62m 花崗岩部
						De	11	4.62~7.21m 強風化部	11	4.62~7.21m 強風化部
						De	12	7.21~8.83m 強風化部	12	7.21~8.83m 強風化部
						De	13	8.83~5.06m 強風化部	13	8.83~5.06m 強風化部
						De	14	5.06~3.62m 強風化部	14	5.06~3.62m 強風化部
						De	15	3.62~1.80m 強風化部	15	3.62~1.80m 強風化部
						De	16	1.80~10.11m 強風化部	16	1.80~10.11m 強風化部
						De	17	10.11~13.61m 強風化部	17	10.11~13.61m 強風化部
						De	18	13.61~13.42m 強風化部	18	13.61~13.42m 強風化部
						De	19	13.42~13.61m 強風化部	19	13.42~13.61m 強風化部
						De	20	13.61~13.62m 強風化部	20	13.61~13.62m 強風化部

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
9	2.04~55.84m ・花崗岩部である。
10	2.04~4.62m ・強風化部である。
11	4.62~7.21m ・部分的に砂状を呈する。
12	7.21~8.83m ・砂状を呈する。
13	8.83~5.06m ・砂状を呈する。
14	5.06~3.62m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
15	3.62~1.80m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
17	10.11~13.61m ・部分的に砂状～礫状を呈する。
19	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
9	2.04~55.84m ・花崗岩部である。
10	2.04~4.62m ・強風化部である。
11	4.62~7.21m ・部分的に砂状を呈する。
12	7.21~8.83m ・砂状を呈する。
13	8.83~5.06m ・砂状を呈する。
14	5.06~3.62m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
15	3.62~1.80m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
17	10.11~13.61m ・部分的に砂状～礫状を呈する。
19	

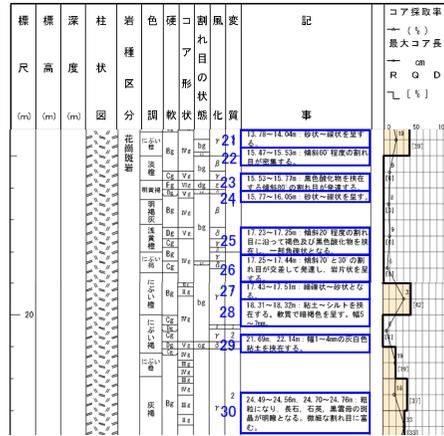
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
9	2.04~55.84m ・花崗岩部である。
10	2.04~4.62m ・強風化部である。
11	4.62~7.21m ・部分的に砂状を呈する。
12	7.21~8.83m ・砂状を呈する。
13	8.83~5.06m ・砂状を呈する。
14	5.06~3.62m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
15	3.62~1.80m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
17	10.11~13.61m ・部分的に砂状～礫状を呈する。
19	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	変更なし	変更なし	変更なし
10~12	・強風化部を一括記載。 ・割れ目沿いの黒色酸化物については、補足的なものであるため削除。 ・長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15	・黒色酸化物の濃集が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の傾斜や割れ目沿いの黒色酸化物については、補足的なものであるため削除。	—	—
17~19	・砂状～礫状部を含む区間を一括記載。 ・割れ目間隔については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
20	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-5

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21	13.78~14.04m ・砂状~礫状を呈する。
22	15.47~15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
23	17.43~17.51m ・細礫~砂状を呈する。
27	18.31~18.32m ・軟質で幅5~7mmの暗褐色を呈する粘土~シルトを挟む。
28	21.69~22.14m ・幅1~4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
29	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	13.78~14.04m ・砂状~礫状を呈する。
22	15.47~15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
23	17.43~17.51m ・細礫~砂状を呈する。
27	18.31~18.32m ・軟質で幅5~7mmの暗褐色を呈する粘土~シルトを挟む。
28	21.69~22.14m ・幅1~4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
29	

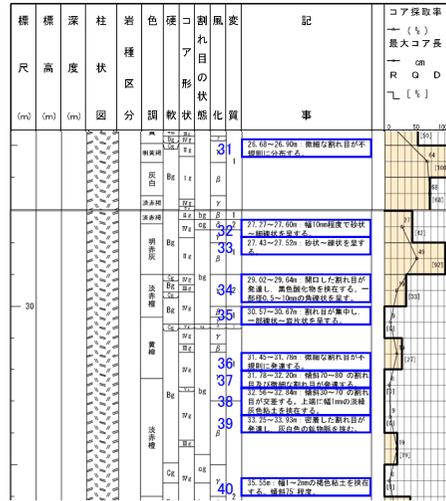
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	13.78~14.04m ・砂状~礫状を呈する。
22	15.47~15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
23	17.43~17.51m ・細礫~砂状を呈する。
27	18.31~18.32m ・軟質で幅5~7mmの暗褐色を呈する粘土~シルトを挟む。
28	21.69~22.14m ・幅1~4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
29	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22,23	・高角度の割れ目が発達する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
24	・砂状~礫状を呈するが、境界が不明瞭であり、定向配列や周囲の岩盤の劣化が認められないことから削除。	—	—
25	・割れ目沿いの変色や黒色酸化物の挟在については、補足的なものであるため削除。 ・一部角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
26	・一部岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・微細な割れ目が発達するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

H27-Br-5

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
31 26.68~26.90m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
35 30.57~30.67m ・割れ目が多く、礫状~岩片状を呈する。
36 31.45~31.78m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
37 31.78~32.20m ・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。
39 33.25~33.93m ・密着した割れ目が発達する。 ・灰白色の鉱物脈を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
31 26.68~26.90m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
35 30.57~30.67m ・割れ目が多く、礫状~岩片状を呈する。
36 31.45~31.78m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
37 31.78~32.20m ・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。
39 33.25~33.93m ・密着した割れ目が発達する。 ・灰白色の鉱物脈を挟む。

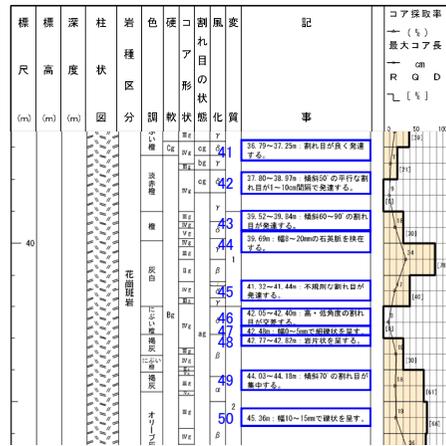
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31 26.68~26.90m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
35 30.57~30.67m ・割れ目が多く、礫状~岩片状を呈する。
36 31.45~31.78m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
37 31.78~32.20m ・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。
39 33.25~33.93m ・密着した割れ目が発達する。 ・灰白色の鉱物脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	・一部砂状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・砂状~礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
34	・一部角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・割れ目の開口や黒色酸化物の挟在については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・表現の見直し(傾斜70~80° →高角度)。	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	—	—

H27-Br-5

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
39. 69m ・幅8~20mmの石英脈を挟む。
41. 32~41. 44m ・不規則な割れ目が発達する。
42. 77~42. 82m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
44. 03~44. 18m ・高角度の割れ目が発達する。
45. 36m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
39. 69m ・幅8~20mmの石英脈を挟む。
41. 32~41. 44m ・不規則な割れ目が発達する。
42. 77~42. 82m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
44. 03~44. 18m ・高角度の割れ目が発達する。
45. 36m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

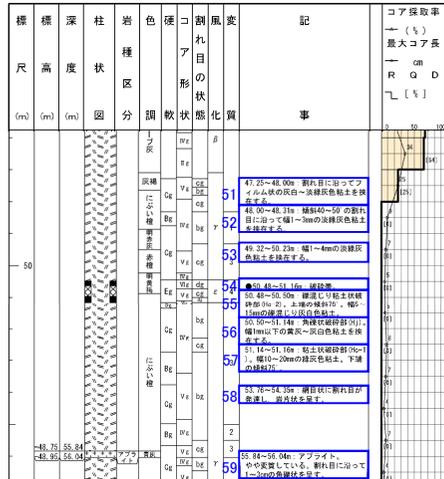
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
39. 69m ・幅8~20mmの石英脈を挟む。
41. 32~41. 44m ・不規則な割れ目が発達する。
42. 77~42. 82m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
44. 03~44. 18m ・高角度の割れ目が発達する。
45. 36m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41~43	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
47	・細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・表現の見直し(傾斜70° →高角度)。	変更なし	変更なし
50	・礫状部の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-5

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
51 53	47.25~50.23m ・割れ目に沿って灰白~淡緑灰色を呈する粘土挟む。
54 57	●50.48~51.16m (f-br-5-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN46° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は78°、下端境界の傾斜は75°である。
59	55.84~56.04m ・アプライトである。 ・やや変質している。 ・割れ目が多く、1~3cmの角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
51 53	47.25~50.23m ・割れ目に沿って灰白~淡緑灰色を呈する粘土挟む。
54 57	●50.48~51.16m (f-br-5-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN46° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は78°、下端境界の傾斜は75°である。
59	55.84~56.04m ・アプライトである。 ・やや変質している。 ・割れ目が多く、1~3cmの角礫状を呈する。

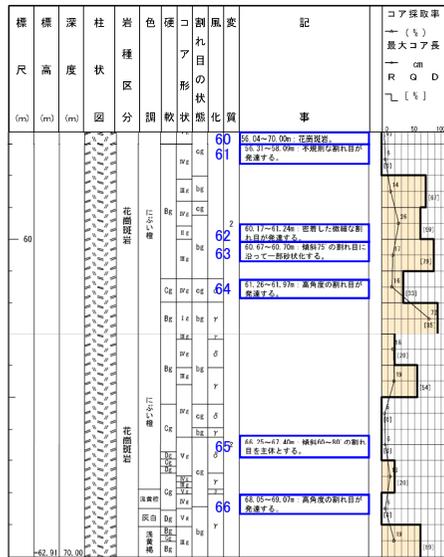
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
51 53	47.25~50.23m ・割れ目に沿って灰白~淡緑灰色を呈する粘土挟む。
54 57	●50.48~51.16m (f-br-5-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN46° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は78°、下端境界の傾斜は75°である。
59	55.84~56.04m ・アプライトである。 ・やや変質している。 ・割れ目が多く、1~3cmの角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
51~53	・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
54~57	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
58	・岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-5

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
60 56.04~70.00m ・花崗斑岩である。
62 60.17~61.24m ・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67~60.70m ・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26~61.97m ・高角度の割れ目が発達する。
65 66.25~67.40m, 68.05~69.07m
66 硬度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
60 56.04~70.00m ・花崗斑岩である。
62 60.17~61.24m ・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67~60.70m ・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26~61.97m ・高角度の割れ目が発達する。
65 66.25~67.40m, 68.05~69.07m
66 硬度の割れ目が発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
60 56.04~70.00m ・花崗斑岩である。
62 60.17~61.24m ・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67~60.70m ・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26~61.97m ・高角度の割れ目が発達する。
65 66.25~67.40m, 68.05~69.07m
66 硬度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	変更なし	変更なし	変更なし
61	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
62	変更なし	変更なし	変更なし
63	・表現の見直し(傾斜75° →高角度)。	変更なし	変更なし
64	変更なし	変更なし	変更なし
65.66	・高角度の割れ目の発達が連続する区間を一括記載。 (誤記)高角度と書くべきところを誤って硬度と記載。	変更なし	変更なし

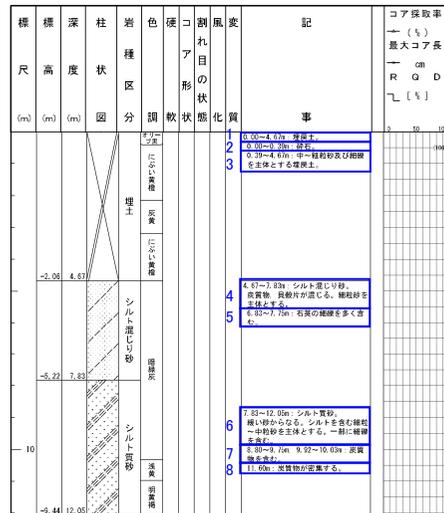
余白

H27-Br-6

余白

H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
1. 0.00~4.67m ・埋土である。 ・中～粗粒砂及び細礫を主体とする。
4. 4.67~7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
6. 7.83~12.05m ・シルト質砂である。 ・炭化物が密集する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1. 0.00~4.67m ・埋土である。 ・中～粗粒砂及び細礫を主体とする。
4. 4.67~7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
6. 7.83~12.05m ・シルト質砂である。 ・炭化物が密集する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1. 0.00~4.67m ・埋土である。 ・中～粗粒砂及び細礫を主体とする。
4. 4.67~7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
6. 7.83~12.05m ・シルト質砂である。 ・炭化物が密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~3	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直し(埋戻土→埋土)。 ・柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・碎石については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。 	変更なし	変更なし
4.5	<ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、細粒砂、炭質物、貝殻片を削除し、石英の細礫を記載。 	変更なし	変更なし
6.7	<ul style="list-style-type: none"> ・砂の粒度については、補足的なものであるため削除。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、細礫、炭質物を削除。 	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	状	目	質	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										L (%)
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	9 12.05~20.37m 玉石混じりシルト質砂。花崗斑岩の風化膜や硬質膜を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。径0.5mm程度の赤褐色の木片を挟む。	2 10 100
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	10 12.27m 径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	11 12.05~12.27m 花崗斑岩である。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	12 16.40~17.80m 花崗斑岩である。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	13 16.40~17.80m 花崗斑岩である。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	14 16.00~16.51m 風化した中粒砂を主体とする。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	15 17.12~17.52m、18.53~18.93mは玉石を、17.60~17.80m、18.23~18.53mは風化膜を含む。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	16 20.37~100.00m 花崗斑岩。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	17 20.37~22.34m 砂状を呈し、連続性及直線性に乏しいことから削除。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	18 20.37~22.34m 径0.5~2mmの赤褐色の砂を挟む。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	19 23.53~24.32m 割れ目が斜交して格子状を呈する。	
				花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目	風化	20 23.47m 径2mmの赤褐色粘土を挟む。	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事
9 12.05~20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗斑岩の風化膜や硬質膜を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37~100.00m ・花崗斑岩である。
17 20.37~22.34m ・砂状を呈する。 ・原始組織は不明瞭である。
19 23.53~24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
9 12.05~20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗斑岩の風化膜や硬質膜を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37~100.00m ・花崗斑岩である。
17 20.37~22.34m ・砂状を呈する。 ・原始組織は不明瞭である。
19 23.53~24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

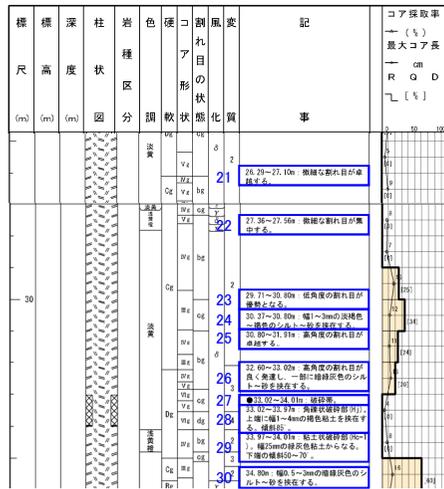
審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
9 12.05~20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗斑岩の風化膜や硬質膜を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37~100.00m ・花崗斑岩である。
17 20.37~22.34m ・砂状を呈する。 ・原始組織は不明瞭である。
19 23.53~24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	・礫の円磨度や礫径については、ばらつきが大きいため削除。 ・礫径による硬軟の違いについては、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし
11	・玉石混じりシルト質砂層中に含まれる礫単体の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
12	・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、細礫の密集を削除。	—	—
13	・玉石については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	—	—
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	—	—
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・砂を挟在するが、連続性及直線性に乏しいことから削除。	—	—
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事	
21, 22	26. 29~27. 56m ・微細な割れ目が発達する。
23	29. 71~30. 80m ・低角度の割れ目が発達する。
25, 26	30. 80~33. 02m ・高角度の割れ目が発達する。 一部に緑灰色を呈するシルト~砂を挟む
27, 29	●33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1. 2cm ・走向・傾斜はN49° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°~70°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21, 22	26. 29~27. 56m ・微細な割れ目が発達する。
23	29. 71~30. 80m ・低角度の割れ目が発達する。
25, 26	30. 80~33. 02m ・高角度の割れ目が発達する。 一部に緑灰色を呈するシルト~砂を挟む
27, 29	●33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1. 2cm ・走向・傾斜はN49° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°~70°である。

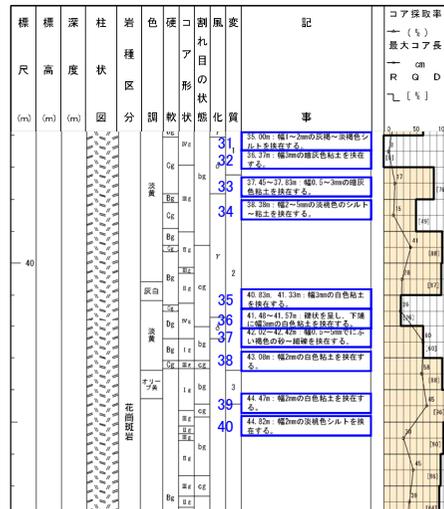
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21, 22	26. 29~27. 56m ・微細な割れ目が発達する。
23	29. 71~30. 80m ・低角度の割れ目が発達する。
25, 26	30. 80~33. 02m ・高角度の割れ目が発達する。 一部に緑灰色を呈するシルト~砂を挟む
27, 29	●33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1. 2cm ・走向・傾斜はN49° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°~70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・微細な割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・シルト~砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
25,26	・高角度の割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
27~29	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部を含めていることから削除。 	変更なし	変更なし
30	・シルト~砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
34 38.38m ・幅2～5mmの淡褐色シルト～粘土を挟む。
36 41.48～41.57m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
34 38.38m ・幅2～5mmの淡褐色シルト～粘土を挟む。
36 41.48～41.57m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

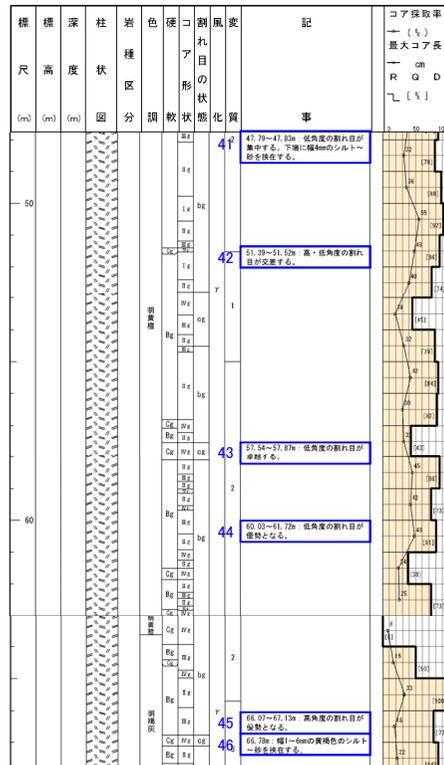
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
34 38.38m ・幅2～5mmの淡褐色シルト～粘土を挟む。
36 41.48～41.57m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31～35	・粘土やシルトを挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから、比較的目的のもののみを記載することとし、38.38mの粘土を記載。	変更なし	変更なし
36	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
37	・一部に砂～細礫を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
38	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
39	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
40	・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

41 47.79~47.83m
・低角度の割れ目が発達する。

42 51.39~51.52m
・高・低角度の割れ目が発達する。

43 57.54~57.87m
・低角度の割れ目が発達する。

44 60.03~61.72m
・低角度の割れ目が発達する。

45 66.07~67.13m
・高角度の割れ目が発達する。

46 66.78m
・幅1~6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

41 47.79~47.83m
・低角度の割れ目が発達する。

42 51.39~51.52m
・高・低角度の割れ目が発達する。

43 57.54~57.87m
・低角度の割れ目が発達する。

44 60.03~61.72m
・低角度の割れ目が発達する。

45 66.07~67.13m
・高角度の割れ目が発達する。

46 66.78m
・幅1~6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

41 47.79~47.83m
・低角度の割れ目が発達する。

42 51.39~51.52m
・高・低角度の割れ目が発達する。

43 57.54~57.87m
・低角度の割れ目が発達する。

44 60.03~61.72m
・低角度の割れ目が発達する。

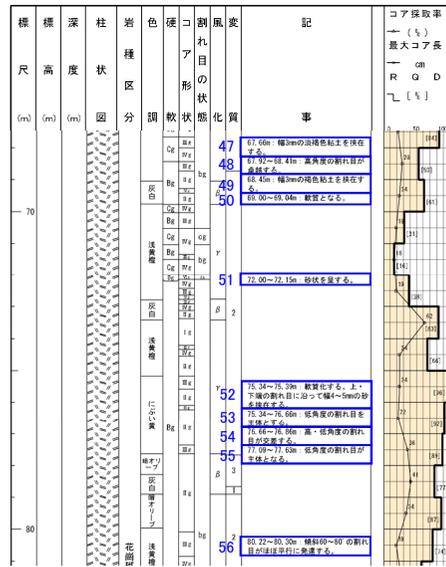
45 66.07~67.13m
・高角度の割れ目が発達する。

46 66.78m
・幅1~6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・シルト～砂を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-6

委託報告書 (平成27年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
48 67.92~68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00~69.04m ・軟質となる。
51 72.00~72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34~75.39m ・軟質となる。
53 75.34~77.63m ・高、低角度の割れ目が発達する。
55 80.22~80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
48 67.92~68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00~69.04m ・軟質となる。
51 72.00~72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34~75.39m ・軟質となる。
53 75.34~77.63m ・高、低角度の割れ目が発達する。
55 80.22~80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
48 67.92~68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00~69.04m ・軟質となる。
51 72.00~72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34~75.39m ・軟質となる。
53 75.34~77.63m ・高、低角度の割れ目が発達する。
55 80.22~80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
50	変更なし	変更なし	変更なし
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・砂を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
53~55	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
56	・表現の見直し(傾斜60~80° → 高角度)。 ・割れ目の発達状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし